

○ 総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号）の規定に基づき、並びに同法及び電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 ○○ ○○

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(免許を要しない無線局)</p> <p>第六条 法第四条第一号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局を次のとおり定める。</p> <p>〔一〕〔二〕〔三〕略</p> <p>〔2〕〔3〕略</p> <p>4 法第四条第二号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。</p> <p>〔一〕〔七〕略</p> <p>八 削除</p> <p>〔九〕〔十一〕略</p> <p>(特定無線局の対象とする無線局)</p> <p>第十五条の二 法第二十七条の二第一号の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〕略</p> <p>一 電気通信業務を行うことを目的とする陸上移動局(総務大臣が別に告示するものを除く。)</p> <p>〔一〕</p> <p>〔三〕〔七〕の二 略</p> <p>七の三 設備規則第三条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち陸上移動局(電気通信業務を行うことを目的とするものその他総務大臣が別に告示するものを除く。)</p> <p>七の四 設備規則第三条第十五号に規定するローカル5Gの無線局のうち陸上移動局(電気通信業務を行うことを目的とするものその他総務大臣が別に告示するものを除く。)</p> <p>〔八〕〔九〕略</p> <p>〔二〕略</p> <p>(特定無線局の無線設備の規格)</p> <p>第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。</p> <p>〔一〕略</p> <p>一 電気通信業務を行うことを目的とする陸上移動局</p> <p>〔1〕〔2〕略</p>	<p>(免許を要しない無線局)</p> <p>第六条 「同上」</p> <p>〔一〕〔二〕〔三〕同上</p> <p>4 「同上」</p> <p>八 五GHz帯無線アクセスシステム(四、九〇〇MHzを超える、〇〇〇MHz以下のうち総務大臣が別に告示する周波数の電波を使用し、主としてデータ伝送のために基地局と陸上移動局との間若しくは陸上移動局相互間で行う無線通信(陸上移動中継局の中継によるものを含む。)又は携帯基地局と携帯局(上空での運用を除く。)との間若しくは携帯局(上空での運用を除く。)相互間で行う無線通信をいう。)の陸上移動局又は携帯局であつて、かつ、空中線電力が〇・〇一ワット以下であるもの</p> <p>〔九〕〔十一〕同上</p> <p>(特定無線局の対象とする無線局)</p> <p>第十五条の二 「同上」</p> <p>〔一〕同上</p> <p>二 電気通信業務を行うことを目的とする陸上移動局</p> <p>〔三〕〔七〕の二 同上</p> <p>七の三 設備規則第三条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち陸上移動局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。)</p> <p>七の四 設備規則第三条第十五号に規定するローカル5Gの無線局のうち陸上移動局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。)</p> <p>〔八〕〔九〕同上</p> <p>〔二〕同上</p> <p>(特定無線局の無線設備の規格)</p> <p>第十五条の三 「同上」</p> <p>〔一〕同上</p> <p>二 「同上」</p> <p>〔1〕〔2〕同上</p>

(13) 設備規則第四十九条の六の十一第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの	(13) 設備規則第四十九条の六の十一第一項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの
(14) 設備規則第四十九条の六の十二第一項（第一号、第一号及び第四号に係る部分に限る。）に規定する技術基準のうち陸上移動局（ロードカル5G（設備規則第三条第十五号に規定するロードカル5Gをいう。以下この条において同じ。）の陸上移動局を除く。）に係るもの	(14) 設備規則第四十九条の六の十一第一項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの
(15) 設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの	(15) 設備規則第四十九条の六の十一第一項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの
(16) 設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号、第一号及び第四号に係る部分に限る。）に規定する技術基準のうち陸上移動局（ロードカル5Gの陸上移動局を除く。）に係るもの	(16) 設備規則第四十九条の六の十一第一項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの
(17) 「削る」	(17) 「削る」
(18) 「略」	(18) 「略」
(19) 「略」	(19) 「略」
(20) 「略」	(20) 「略」
(21) 「略」	(21) 「略」
(22) 「同上」	(22) 「同上」
(23) 「同上」	(23) 「同上」
(24) 設備規則第四十九条の二十九の一第一項、第三項及び第八項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの	(24) 設備規則第四十九条の二十一第一項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの
(25) 設備規則第四十九条の二十九の一第一項、第四項及び第八項に規定する技術基準のうち陸上移動局（自當等広帯域移動無線アクセスシステム（無線局根本基準第三条一号の二に規定するものをいう。以下この条において同じ。）の陸上移動局を除く。）に係るもの	(25) 設備規則第四十九条の二十九の一に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの
〔三〕七の二 略	〔三〕七の二 同上
七の三 設備規則第三条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち陸上移動局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）	七の三 同上
(1) 「(1)・(2) 略」	(1) 「(1)・(2) 同上」
(3) 設備規則第四十九条の二十九の一第一項、第二項及び第八項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの	(3) 設備規則第四十九条の二十九の一に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの
(4) 設備規則第四十九条の二十九の一第一項、第四項及び第八項に規定する技術基準のうち陸上移動局（自當等広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局を除く。）に係るもの	(4) 設備規則第四十九条の二十九の一に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの
七の四 ロードカル5Gの無線局のうち陸上移動局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）	七の四 設備規則第三条第十五号に規定するロードカル5Gの無線局のうち陸上移動局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）
(1) 設備規則第四十九条の六の十一第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの	(1) 設備規則第四十九条の六の十一第一項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの
(2) 設備規則第四十九条の六の十一第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）及	(2) 設備規則第四十九条の六の十一第一項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

	「八・九 略」	「八・九 同上」
十 前条第二項第一号に規定する基地局	〔1〕〔3〕 略	〔1〕〔3〕 同上
	(4) 設備規則第四十九条の六の十二第一項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの（次号〔9〕及び〔10〕に掲げるものを除く。）	(4) 設備規則第四十九条の六の十二第一項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの（次号〔9〕及び〔10〕に掲げるものを除く。）
	(5) 設備規則第四十九条の六の十三に規定する技術基準のうち基地局に係るもの（次号〔13〕及び〔14〕に掲げるものを除く。）	(5) 設備規則第四十九条の六の十三に規定する技術基準のうち基地局に係るもの（次号〔13〕及び〔14〕に掲げるものを除く。）
	(6) 設備規則第四十九条の二十八に規定する技術基準のうち基地局に係るもの（次号〔15〕及び〔16〕に掲げるものを除く。）	(6) 設備規則第四十九条の二十八に規定する技術基準のうち基地局に係るもの（次号〔15〕及び〔16〕に掲げるものを除く。）
	(7) 設備規則第四十九条の二十九に規定する技術基準のうち基地局に係るもの（次号〔17〕及び〔18〕に掲げるものを除く。）	(7) 設備規則第四十九条の二十九に規定する技術基準のうち基地局に係るもの（次号〔17〕及び〔18〕に掲げるものを除く。）
	(8) 設備規則第四十九条の二十九の一に規定する技術基準のうち基地局に係るもの（次号〔19〕及び〔20〕に掲げるものを除く。）	(8) 設備規則第四十九条の二十九の一に規定する技術基準のうち基地局に係るもの（次号〔19〕及び〔20〕に掲げるものを除く。）
十一 前条第二項第二号に規定する基地局	〔1〕〔8〕 略	〔1〕〔8〕 同上
	(9) 設備規則第四十九条の六の十二第一項（第一号及び第一号に係る部分に限る。）及び第三項に規定する技術基準のうち基地局（ロードカル5Gの基地局を除く。）に係るもの	〔新設〕
	(10) 設備規則第四十九条の六の十二第一項（第一号及び第一号に係る部分に限る。）及び第四項に規定する技術基準のうち基地局（ロードカル5Gの基地局を除く。）に係るもの	〔新設〕
	(11) 設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号及び第一号に係る部分に限る。）及び第五項に規定する技術基準のうち基地局（ロードカル5Gの基地局を除く。）に係るもの	〔新設〕
	(12) 設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号及び第一号に係る部分に限る。）及び第六項に規定する技術基準のうち基地局（ロードカル5Gの基地局を除く。）に係るもの	〔新設〕
	(13) 設備規則第四十九条の六の十三第一項（第一号及び第一号に係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準	〔新設〕
	(14) 設備規則第四十九条の六の十三第一項（第一号及び第一号に係る部分に限る。）及び第三項に規定する技術基準	〔新設〕
	(15) 〔18〕 略	〔9〕〔12〕 同上
	(19) 設備規則第四十九条の二十九の一第一項及び第六項に規定する技術基準	〔新設〕
	(20) 設備規則第四十九条の二十九の一第一項及び第七項に規定する技術基準	〔新設〕
十二 前条第二項第三号に規定する陸上移動中継局	〔1〕〔3〕 略	〔1〕〔3〕 同上
	〔4〕 設備規則第四十九条の二十九の一に規定する技術基準のうち陸上移動中継局に係るもの	〔新設〕

<p>(登録の対象とする無線局)</p> <p>第十六条 法第二十七条の二十一第一項の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。</p> <p>〔一〕五 略</p> <p>〔六から十まで 削除〕</p>	<p>(登録の対象とする無線局)</p> <p>第十六条 「同上」</p> <p>〔一〕五 同上</p>
<p>(登録局の無線設備の規格)</p> <p>第十七条 法第二十七条の二十一第一項の総務省令で定める無線設備の規格は、次に掲げるものとする。</p> <p>〔一〕五 略</p> <p>〔六から十まで 削除〕</p>	<p>(登録局の無線設備の規格)</p> <p>第十七条 「同上」</p> <p>〔一〕五 同上</p>
<p>(登録局の開設区域)</p> <p>第十八条 法第二十七条の二十一第一項の総務省令で定める区域は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>〔一〕二 略</p> <p>〔二〕削除</p>	<p>(登録局の開設区域)</p> <p>第十八条 「同上」</p> <p>〔一〕二 同上</p> <p>〔四、九〇〇MHzを超え五、〇〇〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域は、総務大臣が別に告示する区域とする。]</p>
<p>(簡易な操作)</p> <p>第二十三条 法第三十九条第一項本文の総務省令で定める簡易な操作は、次のとおりとする。た</p> <p>〔2〕二 略</p>	<p>(簡易な操作)</p> <p>第二十三条 「同上」</p>

<p>だし、第三十四条の二各号に掲げる無線設備の操作を除く。</p> <p>六 「一・五 略」</p> <p>六 次に掲げる無線局（適合表示無線設備のみを使用するものに限る。）の無線設備の外部の 転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作</p> <p>(1) 基地局（第十五条の二第一項第二号に規定するものであつて、設備規則第四十九条の六 の四第一項及び第三項、第四十九条の六の五第一項及び第二項、第四十九条の六の九第一 項及び第三項、第四十九条の六の十第一項及び第五項、第四十九条の六の十一第一項（第 一項及び第二項に係る部分に限る）、同条第二項（第一号及び第一号に係る部分に限る） 第三項及び第五項、第四十九条の二十八第一項、第二項、第五項及び第七項、第四十九 条の二十九第一項、第二項、第五項及び第七項又は第四十九条の二十九の二第一項、第二 項、第六項及び第八項に規定する技術基準に適合する無線設備を使用するものに限る。以 下「フェムトセル基地局」という。）</p> <p>〔2〕〔5〕略</p> <p>〔七・八 略〕</p>	<p>「一・五 同上」</p> <p>六 「同上」</p> <p>(1) 基地局（第十五条の二第一項第二号に規定するものであつて、設備規則第四十九条の六 の四第一項及び第三項、第四十九条の六の五第一項及び第三項、第四十九条の六の九第一 項及び第三項、第四十九条の六の十第一項及び第五項、第四十九条の二十八第一項、第二 項、第五項及び第七項又は第四十九条の二十九第一項、第二項、第五項及び第七項に規定 する技術基準に適合する無線設備を使用するものに限る。以下「フェムトセル基地局」と いう。）</p> <p>〔2〕〔5〕同上</p>
---	---

備考 表中の「」の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(無線局免許手続規則の一部改正)

第二条 無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定は、これを削る。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第二号第2 地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局、実験試験局、固定局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）</p> <p>[様式 略]</p> <p>[注1～21 略]</p> <p>22 22の欄は、次によること。</p> <p>[(1)～(11) 略]</p> <p>(12) 無線局根本基準第3条第2号の2に規定する自営等広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及びローカル5Gの無線局にあつては、次のうち該当する項目を記載し、それを確認できる資料を添付すること。</p> <p>[ア・イ 略]</p> <p>[削る]</p> <p>[(13)～(16) 略]</p> <p>[23～25 略]</p>	<p>別表第二号第2 [同左]</p> <p>[様式 同左]</p> <p>[注1～21 同左]</p> <p>22 [同左]</p> <p>[(1)～(11) 同左]</p> <p>(12) [同左]</p> <p>[ア・イ 同左]</p> <p><u>立</u> その他通信の相手方が停止して運用する無線局</p> <p>[(13)～(16) 同左]</p> <p>[23～25 同左]</p>
<p>別表第三号の六 包括免許（施行規則第15条の2第2項第2号に掲げる無線局に係るものに限る。以下この別表において同じ。）に係る特定無線局の開設又は変更届出書の様式（第24条の2第2項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）</p> <p>[様式 略]</p> <p>[注1～3 略]</p> <p>4 2の欄は、次によること。</p> <p>[(1)～(6) 略]</p> <p>(7) ⑥の欄は、次によること。</p> <p>[ア 略]</p> <p>イ <u>施行規則第21条の4</u>に適合するものにあつては、「電波の強度に対する安全施設に適合」と記載すること。</p> <p>[ウ～オ 略]</p>	<p>別表第三号の六 [同左]</p> <p>[様式 同左]</p> <p>[注1～3 同左]</p> <p>4 [同左]</p> <p>[(1)～(6) 同左]</p> <p>(7) [同左]</p> <p>[ア 同左]</p> <p>イ <u>施行規則第21条の3</u>に適合するものにあつては、「電波の強度に対する安全施設に適合」と記載すること。</p> <p>[ウ～オ 同左]</p>

[5 略]

[5 同左]

備考 表中の「」の記載は注記である。

(無線設備規則の一部改正)

第三条 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し
又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ
部分のよう^に改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を
含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は
、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもの^のよう^に改め、その標記部分
が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に
掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に
掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改 正 後		改 正 前
目次		目次	
「第一章～第三章 略」		「第一章～第三章 同上」	
第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件		第四章 同上	
「第一節～第四節の十七の二 略」		「第一節～第四節の十七の二 同上」	
第四節の十八 削除		第四節の十八 五GHz帯無線アクセスシステムの無線局の無線設備（第四十九条の二十一）	
「第四節十九～第九節 略」		「第四節十九～第九節 同上」	
「第五章 略」		「第五章 同上」	
附則 (定義)		附則 (定義)	
第三条 この規則の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。		第三条 「同上」	
「一～十四 略」		「一～十四 同上」	
十五 「ロード5G」とは、四・六GHzを超える・九GHz以下又は二八・二GHzを超える・九・一GHz以下の周波数の電波を使用する陸上を移動するものに開設された陸上移動局と通信を行うために開設された基地局と当該陸上移動局との間で行われる無線通信（陸上移動中継局又は陸上移動局の中継によるものを含む。以下この項において同じ。）であつて、通信方式に直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式を使用する時分割複信方式を用いる無線通信を行うシステムをいう。		十五 「ロード5G」とは、四・六GHzを超える・九GHz以下又は二八・二GHzを超える・九・一GHz以下の周波数の電波を使用する陸上を移動するものに開設された基地局と当該陸上移動局との間で直接に行われる無線通信であつて、通信方式に直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式を使用する時分割複信方式を用いる無線通信を行うシステムをいう。	
「十六 同上」		「十六 同上」	
（混信防止機能）		（混信防止機能）	
第九条の四 法第四条第二号に規定する無線局が有しなければならない混信防止機能は、次のとおりとする。		第九条の四 「同上」	
「一～八 略」		「一～八 略」	
九 削除		九 五GHz帯無線アクセスシステム（施行規則第六条第四項第八号に規定する無線通信をいう。以下同じ。）の陸上移動局及び携帯局については、次に掲げる機能	
「十～十二 略」		イ 電気通信回線に接続する場合にあつては、施行規則第六条の一第一号に規定する機能	
（空中線電力の許容偏差）		ロ 電気通信回線に接続しない場合にあつては、施行規則第六条の一第三号に規定する機能	
第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。		「十～十二 同上」	
（空中線電力の許容偏差）		（空中線電力の許容偏差）	
送信設備	許容偏差	送信設備	許容偏差

七 〔略〕	次に掲げる送信設備 〔(一)～(五)略〕	〔(六)～(八)略〕	〔(九)～(七)略〕	〔(一〇)～(二四)略〕	〔(二五)～(二九)略〕	〔(三〇)～(三四)略〕	〔(三五)～(三九)略〕
十六 〔略〕	シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式、第三項及第団項において携帯無線通信を行ふ無線局の送信設備及びロトカル5Gの無線局の送信設備	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
十五 〔略〕	〔第四十九条の六の十一第一項において無線設備の条件が定められている陸上移動中継局（携帯無線通信又はロトカル5Gで行う無線通信の中継を行うものに限るものと除く。）の送信設備	〔第四十九条の六の十一第一項において無線設備の条件が定められている陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものと除く。）の送信設備	〔第四十九条の六の十一第一項において無線設備の条件が定められている陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものと除く。）の送信設備	〔第四十九条の六の十一第一項において無線設備の条件が定められている陸上移動中継局（携帯無線通信の中継を行うものと除く。）の送信設備	〔第四十九条の六の十一第一項において無線設備の条件が定められている陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものと除く。）の送信設備	〔第四十九条の六の十一第一項において無線設備の条件が定められている陸上移動中継局（携帯無線通信の中継を行うものと除く。）の送信設備	〔第四十九条の六の十一第一項において無線設備の条件が定められている陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものと除く。）の送信設備
十四 〔略〕	〔(一)～(五)略〕	〔(六)～(八)略〕	〔(九)～(七)略〕	〔(一〇)～(二四)略〕	〔(二五)～(二九)略〕	〔(三〇)～(三四)略〕	〔(三五)～(三九)略〕
十三 〔略〕	〔(一)～(五)略〕	〔(六)～(八)略〕	〔(九)～(七)略〕	〔(一〇)～(二四)略〕	〔(二五)～(二九)略〕	〔(三〇)～(三四)略〕	〔(三五)～(三九)略〕
十二 〔略〕	〔(一)～(五)略〕	〔(六)～(八)略〕	〔(九)～(七)略〕	〔(一〇)～(二四)略〕	〔(二五)～(二九)略〕	〔(三〇)～(三四)略〕	〔(三五)～(三九)略〕
十一 〔略〕	〔(一)～(五)略〕	〔(六)～(八)略〕	〔(九)～(七)略〕	〔(一〇)～(二四)略〕	〔(二五)～(二九)略〕	〔(三〇)～(三四)略〕	〔(三五)～(三九)略〕
十 〔略〕	〔(一)～(五)略〕	〔(六)～(八)略〕	〔(九)～(七)略〕	〔(一〇)～(二四)略〕	〔(二五)～(二九)略〕	〔(三〇)～(三四)略〕	〔(三五)～(三九)略〕
九 〔略〕	〔(一)～(五)略〕	〔(六)～(八)略〕	〔(九)～(七)略〕	〔(一〇)～(二四)略〕	〔(二五)～(二九)略〕	〔(三〇)～(三四)略〕	〔(三五)～(三九)略〕
八 〔略〕	〔(一)～(五)略〕	〔(六)～(八)略〕	〔(九)～(七)略〕	〔(一〇)～(二四)略〕	〔(二五)～(二九)略〕	〔(三〇)～(三四)略〕	〔(三五)～(三九)略〕
七 〔略〕	〔(一)～(五)略〕	〔(六)～(八)略〕	〔(九)～(七)略〕	〔(一〇)～(二四)略〕	〔(二五)～(二九)略〕	〔(三〇)～(三四)略〕	〔(三五)～(三九)略〕
六 〔略〕	〔(一)～(五)略〕	〔(六)～(八)略〕	〔(九)～(七)略〕	〔(一〇)～(二四)略〕	〔(二五)～(二九)略〕	〔(三〇)～(三四)略〕	〔(三五)～(三九)略〕
五 〔略〕	〔(一)～(五)略〕	〔(六)～(八)略〕	〔(九)～(七)略〕	〔(一〇)～(二四)略〕	〔(二五)～(二九)略〕	〔(三〇)～(三四)略〕	〔(三五)～(三九)略〕
四 〔略〕	〔(一)～(五)略〕	〔(六)～(八)略〕	〔(九)～(七)略〕	〔(一〇)～(二四)略〕	〔(二五)～(二九)略〕	〔(三〇)～(三四)略〕	〔(三五)～(三九)略〕
三 〔略〕	〔(一)～(五)略〕	〔(六)～(八)略〕	〔(九)～(七)略〕	〔(一〇)～(二四)略〕	〔(二五)～(二九)略〕	〔(三〇)～(三四)略〕	〔(三五)～(三九)略〕
二 〔略〕	〔(一)～(五)略〕	〔(六)～(八)略〕	〔(九)～(七)略〕	〔(一〇)～(二四)略〕	〔(二五)～(二九)略〕	〔(三〇)～(三四)略〕	〔(三五)～(三九)略〕
一 〔略〕	〔(一)～(五)略〕	〔(六)～(八)略〕	〔(九)～(七)略〕	〔(一〇)～(二四)略〕	〔(二五)～(二九)略〕	〔(三〇)～(三四)略〕	〔(三五)～(三九)略〕
〔略〕	〔(一)～(五)略〕	〔(六)～(八)略〕	〔(九)～(七)略〕	〔(一〇)～(二四)略〕	〔(二五)～(二九)略〕	〔(三〇)～(三四)略〕	〔(三五)～(三九)略〕

十八	シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式	「略」	「略」	「略」	「略」
広帯域移動無線アクセスシステムの送信設備	は陸上移動中継局と通信を行うものに限る。)の送信設備	第四十九条の二十九の二において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備又は陸上移動中継局の送信設備	第四十九条の二十九の二において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備又は陸上移動中継局の送信設備	第四十九条の六の十二第一項において無線設備の条件が定められている陸上移動局(携帯無線通信又はロードカル5Gを除く。)の送信設備	第四十九条の六の十二第一項において無線設備の条件が定められている陸上移動局(携帯無線通信又はロードカル5Gを除く。)の送信設備
		一〇〇	五〇	九一	八七
		一一四	五五	一一四	五六
十八	「同上」	「同上」	「同上」	「同上」	「同上」
広帯域移動無線アクセスシステムの送信設備	は陸上移動中継局と通信を行うものに限る。)であつて、空中線端子がないもの	第四十九条の二十九の二において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備又は陸上移動中継局の送信設備	第四十九条の二十九の二において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備又は陸上移動中継局の送信設備	第四十九条の六の十二第一項において無線設備の条件が定められている陸上移動局(携帯無線通信又はロードカル5Gを除く。)の送信設備	第四十九条の六の十二第一項において無線設備の条件が定められている陸上移動局(携帯無線通信又はロードカル5Gを除く。)の送信設備
	八七	四七	八七	八七	五六

〔2〕 〔副次的に発する電波等の限度〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	
第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えるない限度は、受信空中線と電気的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならぬ。	〔2〕 〔副次的に発する電波等の限度〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	
8 〔二〕、〔一〕〇一〇GHzを超えて、〔一〕〇一五GHz以下の周波数の電波を使用する時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、〔一〕、〔三〕三〇MHzを超えて、〔三〕七〇MHz以下又は〔三〕・〔四〕GHzを超えて〔三〕・〔六〕GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、〔一〕、〔三〕三〇MHzを超えて、〔三〕七〇MHz以下、〔三〕・〔四〕GHzを超えて〔四〕・〔一〕GHz以下、〔四〕・〔五〕GHzを超えて〔四〕・〔六〕GHz以下〔四〕・〔九〕GHzを超えて〔五〕・〔〇〕GHz以下、〔一〕七GHzを超えて〔一〕八・〔一〕GHz以下若しくは〔一〕九・〔一〕GHzを超えて〔一〕九・〔五〕GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びにローカル5Gの無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。	〔2〕 〔副次的に発する電波等の限度〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	
九 〔二〕、〔三〕三〇GHzを超えて、〔三〕七〇GHz以下、〔三〕・〔四〕GHzを超えて〔四〕・〔一〕GHz以下〔四〕・〔五〕GHzを超えて〔四〕・〔六〕GHz以下又は〔四〕・〔九〕GHzを超えて〔五〕・〔〇〕GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周	〔二〕 〔副次的に発する電波等の限度〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	
〔二〕 〔副次的に発する電波等の限度〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	
第二十四条 〔同上〕	〔二〕 〔副次的に発する電波等の限度〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	
8 〔二〕、〔一〕〇一〇GHzを超えて、〔一〕〇一五GHz以下の周波数の電波を使用する時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、〔一〕、〔三〕三〇MHzを超えて、〔三〕七〇MHz以下又は〔三〕・〔四〕GHzを超えて〔三〕・〔六〕GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、〔一〕、〔三〕三〇MHzを超えて、〔三〕七〇MHz以下、〔三〕・〔四〕GHzを超えて〔四〕・〔一〕GHz以下、〔四〕・〔五〕GHzを超えて〔四〕・〔六〕GHz以下〔四〕・〔九〕GHzを超えて〔五〕・〔〇〕GHz以下、〔一〕七GHzを超えて〔一〕八・〔一〕GHz以下若しくは〔一〕九・〔一〕GHzを超えて〔一〕九・〔五〕GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びにローカル5Gの無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	
九 〔二〕、〔三〕三〇GHzを超えて、〔三〕七〇GHz以下、〔三〕・〔四〕GHzを超えて〔四〕・〔一〕GHz以下又は〔四〕・〔五〕GHzを超えて〔四〕・〔六〕GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交	〔二〕 〔副次的に発する電波等の限度〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局（陸上移動中継局）にあつては、三・四GHzを超える三・六GHz以下又は四・九GHzを超える五・〇GHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）及び四・六GHzを超える四・九GHz以下の周波数の電波を使用するロードカル5Gの無線局（陸上移動中継局）にあつては、四・八GHzを超える四・九GHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）の受信装置

無線局の種別	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
「略」	「略」	「略」	「略」
「 <u>陸上移動中継局</u> 」 又は「 <u>陸上移動局</u> 」		「略」	「略」

注一 基地局においては、一一、三三〇MHzを超える二、三七〇MHz以下の周波数の電波を使用する場合は周波数帯から二、一六〇MHz以上二、四四〇MHz以下を除き、三・四GHzを超える四・一GHz以下の周波数の電波を使用する場合は周波数帯から三、一六〇MHz以上四、一四〇MHz以下を除き、四・五GHzを超える五・〇GHz以下の周波数の電波を使用する場合は周波数帯から四、三六〇MHz以上五、〇四〇MHz以下を除く。

十一 「二 略」

十二 二七GHzを超える二八・二GHz以下又は二九・一GHzを超える二九・五GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局（陸上移動中継局及び陸上移動局）（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）を除く。）及び二八・一GHzを超える二九・一GHz以下の周波数の電波を使用するロードカル5Gの無線局（陸上移動中継局及び陸上移動局（ロードカル5Gにおいて行われる無線通信の中継を行うものに限る。）を除く。）の受信装置

無線局の種別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
「略」	「略」	「略」
「 <u>陸上移動局（携帯無線通信及びロードカル5Gにおいて行われる無線通信の中継を行うもの）</u> 」		「略」

14 「9
13 略」

十五 無人移動体画像伝送システムの無線局の無線設備（二、四八三・五MHzを超える二、四九四MHz以下又は五、六五〇MHzを超える五、七五五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）、直交

波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びロードカル5G（四・六GHzを超える四・九GHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）の無線局の受信装置

無線局の種別	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
「同上」	「同上」	「同上」	「同上」
「 <u>陸上移動局</u> 」		「同上」	「同上」

注一 基地局においては、一一、三三〇MHzを超える二、三七〇MHz以下の周波数の電波を使用する場合は周波数帯から二、一六〇MHz以上二、四四〇MHz以下を除き、三・四GHzを超える四・一GHz以下の周波数の電波を使用する場合は周波数帯から三、一六〇MHz以上四、一四〇MHz以下を除き、四・五GHzを超える五・〇GHz以下の周波数の電波を使用する場合は周波数帯から四、三六〇MHz以上五、〇四〇MHz以下を除く。

十一 「二 同上」

十二 二七GHzを超える二八・二GHz以下又は二九・一GHzを超える二九・五GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びロードカル5G（二八・一GHzを超える二九・一GHz以下の周波数の電波を使用する場合に限る。）の無線局の受信装置

無線局の種別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
「同上」	「同上」	「同上」
「 <u>陸上移動局</u> 」	「同上」	「同上」

14 「9
13 同上」

十五 無人移動体画像伝送システムの無線局の無線設備（二、四八三・五MHzを超える二、四九四MHz以下又は五、六五〇MHzを超える五、七五五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）、直交

周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局、一七・七GHzを超える一八・七GHz以下及び一九・一二GHzを超える一九・七GHz以下の周波数の電波を使用する無線局（固定局、基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局に限る。）並びに二二GHz帯、二六GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局（二一一GHzを超える二一・四GHz以下、二一一・六GHzを超える二三GHz以下、二五・二五GHzを超える二七GHz以下、三八・〇五GHzを超える三八・五GHz以下又は三九・〇五GHzを超える三九・五GHz以下の周波数の電波を使用する基地局及び陸上移動局をいう。以下同じ。）の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、それぞれ次の表に定めるとおりとする。

〔「表 略」
〔15 〔34 略〕

（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備）

第四十九条の六の九 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備のうち、周波数分割複信方式（半複信方式のものを含む。）を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

〔「表 略」
一 一般的条件
一 「イ」ホ 略〕

ヘ キャリアアグリゲーション技術（一以上の搬送波を同時に用いて一体として行う無線通信の技術をいう。以下同じ。）を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる無線局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる無線局を含む。）との間の通信（総務大臣が別に告示するものを除く。）に限り。

〔「(1)・(2) 略」
〔「下」リ 略〕

二 送信装置の隣接チャネル漏えい電力及び相互変調特性は、総務大臣が別に告示する条件下に適合するものとし。

周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局、五GHz帯無線アクセスシステムの無線局、一七・七GHzを超える一八・七GHz以下及び一九・一二GHzを超える一九・七GHz以下の周波数の電波を使用する無線局（固定局、基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局に限る。）並びに二二GHz帯、二六GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局（二一一GHzを超える二一・四GHz以下、二一一・六GHzを超える二三GHz以下、二五・二五GHzを超える二七GHz以下、三八・〇五GHzを超える三八・五GHz以下又は三九・〇五GHzを超える三九・五GHz以下の周波数の電波を使用する基地局及び陸上移動局をいう。以下同じ。）の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、それぞれ次の表に定めるとおりとする。

〔「表 同上」
〔15 〔34 同上〕

（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備）

第四十九条の六の九 〔同上〕

〔「表 同上」
一 〔同上〕
一 「イ」ホ 同上〕
ヘ キャリアアグリゲーション技術（一以上の搬送波を同時に用いて一体として行う無線通信の技術をいう。以下同じ。）を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる無線局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる無線局を含む。）との間の通信に限り。

〔「(1)・(2) 同上」
〔「下」リ 同上〕

二 送信装置の条件

イ 变调方式は、次に掲げる無线设备の区分に応じ、それぞれに定めるものである。(1)

- (1) 基地局の無线设备 一相位相变调、四相位相变调、一六值直交振幅变调、六四值直交振幅变调又は二五六值直交振幅变调
- (2) 陆上移动局の無线设备
 - (1) 占有周波数带幅の許容値が二〇〇kHzのもの 一分の パシフト一相位相变调、四分の パシフト四相位相变调又是四相位相变调

2

前項の陸上移動局の無線設備（第一項及び第五項並びに第一項及び第六項に規定する陸上移動局の無線設備を除く。）は、前項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

〔二〕四 略

五 空中線電力（七一・五dBを超えて七四・八dB以下）、ハ一・五dBを超えて八四五dB以下、九〇・〇dBを超えて九一・五dB以下、一、四一・七・九dBを超えて一、四六一・九dB以下、一、七一・〇dBを超えて一、七八・五dB以下又は一、九一・〇dBを超えて一、九八・〇dB以下の周波数帯のうち、いずれか一の周波数帯に含まれる周波数の搬送波のみを使用してキャリアアクリケーション技術を用いた送信を行ふ場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和は、一〇〇ミリワット以下であること。

六

送信空中線の絶対利得は、三デシベル以下であること。ただし、等価等力輻射電力が絶対利得三デシベルの空中線に空中線電力の最大値を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができる。

- (ロ) 占有周波数帯幅の許容値が一・四MHzのもの一二相位相変調、四相位相変調又は一六相位直交振幅変調
- (ハ) その他のもの一二相位相変調、四相位相変調、一六相位直交振幅変調、六四相位直交振幅変調又は一五六相位直交振幅変調
- ロ 隣接チャネル漏えい電力は、総務大臣が別に告示する条件に適合すること。
- ハ 相互変調特性は、総務大臣が別に告示する条件に適合すること。
- 〔同上〕

〔二〕四 同上

五 空中線電力（次に掲げる無線設備から送信される搬送波を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行ふ場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和）は、一〇〇ミリワット以下であること。

- イ シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備
- ロ シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備のうち時分割複信方式を用いるものであつて一、三三・〇MHzを超えて一、三七・〇MHz以下、三・四GHzを超えて四・一GHz以下又は四・五GHzを超えて四・六GHz以下の周波数の電波を使用するもの
- ハ ロードカル5G（四・六GHzを超えて四・九GHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）の無線局の無線設備
- ニ シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備のうち周波数分割複信方式を用いるもの
- ホ 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機の無線設備（空中線電力は、一〇〇ミリワット以下であること。）
- ヘ 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備
- ト シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備

六

送信空中線の絶対利得は、三デシベル以下であること。

〔3〕
〔3〕
〔3〕

第四十九条の六の十 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつて、(一)、〇一〇MHzを超えて、〇一五MHz以下、(二)、三三〇MHzを超えて、三七〇MHz以下又は三・四GHzを超えて三・六GHz以下の周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件（陸上移動中継局又は携帯無線通信の中継を行う陸上移動局にあつては、第一号の条件）に適合するものでなければならぬ。

一 一般的条件

〔イ〕
〔イ〕
〔イ〕

ヘ キヤリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる無線局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる無線局を含む。）との間の通信（総務大臣が別に告示するものを除く。）に限りのこと。

〔1〕
〔1〕
〔1〕

二 送信装置の隣接チャネル漏えい電力、相互変調特性及びフレーム長は、総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。

〔下・チ〕
〔下・チ〕
〔下・チ〕

〔2〕
〔2〕
〔2〕

3 第一項の陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

〔二〕
〔二〕
〔二〕

四 空中線電力（(一)〇一〇MHzを超えて、〇一五MHz以下、(二)、三三〇MHzを超えて、三七〇MHz以下又は三・四GHzを超えて三・六GHz以下の周波数帯のうち、いずれか一の周波数帯の周波数の搬送波のみを使用してキヤリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和）は、一〇〇ミリワット以下であること。

五 送信空中線の絶対利得は、(一)、〇一〇MHzを超えて、〇一五MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては〇デシベル以下、(二)、三三〇MHzを超えて、三七〇MHz以下又は三・四GHzを超えて三・六GHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては三デシベル以下であること。ただし、等価等力輻射電力が総対利得三デシベル（(一)〇一〇MHzを超えて、〇一五MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては〇デシベル）の空中線に空中線電力の最大値を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができる。

〔3〕
〔3〕
〔3〕

第四十九条の六の十 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつて、(一)、〇一〇MHzを超えて、〇一五MHz以下、(二)、三三〇MHzを超えて、三七〇MHz以下又は三・四GHzを超えて三・六GHz以下の周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件（陸上移動中継局又は携帯無線通信の中継を行う陸上移動局にあつては、第一号の条件）に適合するものでなければならない。

一 〔同上〕

〔イ〕
〔イ〕
〔イ〕

ヘ キヤリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる無線局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる無線局を含む。）との間の通信に限りのこと。

〔1〕
〔1〕
〔1〕

〔下・チ〕
〔下・チ〕
〔下・チ〕

二 送信装置の条件

イ 変調方式は、二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は一五六値直交振幅変調であること。

ロ 隣接チャネル漏えい電力、相互変調特性及びフレーム長は、総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。

3 〔2〕
〔2〕
〔2〕

〔同上〕
〔同上〕
〔同上〕

四 空中線電力（前条第一項第五号イからトまでに掲げる無線設備から送信される搬送波を使用してキヤリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和）は、一〇〇ミリワット以下であること。

五 送信空中線の絶対利得は、(一)、〇一〇MHzを超えて、〇一五MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては〇デシベル以下、(二)、三三〇MHzを超えて、三七〇MHz以下又は三・四GHzを超えて三・六GHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては三デシベル以下であること。

〔六 略〕

〔4 5 6 略〕

〔シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行なう無線局及びローカル5Gの無線局等の無線設備〕

第四十九条の六の十一 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行なう無線局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるもの及びローカル5Gの無線局の無線設備であつて、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件（陸上移動中継局にあつては第二号、陸上移動局（中継（携帯無線通信又はローカル5Gで行われる無線通信の中継をいう。以下この条において同じ。）を行うものに限る。）にあつては第二号及び第四号の条件）に適合するものでなければならない。

無線設備の区分		周波数
シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行なう無線局	局（基地局又は陸上移動局（携帯無線通信の中継を行なうものを除く。）の無線設備）	一・二・三・三〇GHzを超えて、三七〇GHz以下、三・四GHzを超えて四・一GHz以下、四・五GHzを超えて四・九GHzを除く。
局（ローカル5Gの無線局）	陸上移動中継局の無線設備	三・四GHzを超えて三・六GHz以下又は四・九GHzを超えて五・〇GHz以下
	陸上移動局（携帯無線通信の中継を行なうものに限る。）の無線設備	三・四GHzを超えて四・一GHz以下、四・五GHzを超えて四・六GHz以下又は四・九GHzを超えて五・〇GHz以下
	基地局又は陸上移動局の無線設備	四・六GHzを超えて四・九GHz以下
	陸上移動中継局の無線設備	四・八GHzを超えて四・九GHz以下

一般的条件

〔イヽホ 略〕

ヘ キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる無線局及び次項の条件に適合する無線設備を使用する基地局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる無線局及び次項の条件に適合する無線設備を使用する陸上移動局を含む。）との間の通信（総務大臣が別に告示するものを除く。）に限ること。

〔六 同上〕

〔4 5 6 同上〕

〔シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行なう無線局及びローカル5Gの無線局等の無線設備〕

第四十九条の六の十一 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行なう基地局又は陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつて、一・二・三・三〇GHzを超えて、三七〇GHz以下、三・四GHzを超えて四・一GHz以下又は四・五GHzを超えて四・六GHz以下又は四・九GHzを超えて四・九GHz以下又は四・六GHzを超えて四・九GHz以下の周波数の電波を送信するもの及びローカル5G（四・六GHzを超えて四・九GHz以下又は四・六GHzを超えて四・九GHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）の基地局又は陸上移動局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

〔同上〕

〔イヽホ 同上〕

ヘ キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる無線局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる無線局を含む。）との間の通信に限ること。

〔(1)・(2) 略〕
〔下・チ 略〕

〔二 送信装置の隣接チャネル漏えい電力、相互変調特性及びフレーム長は、総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。〕

三 陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備は、前二号に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

〔イ・ロ 略〕

ハ 空中線電力は、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれ次に定めるものであること。

(1) 一・三三〇GHzを越え一・三七〇GHz以下、四GHzを超えて四・一GHz以下又は四・六GHzを超えて四・八GHz以下の周波数の電波を送信する無線設備 一〇〇ミリワット以下であること。
ただし、いずれか一の周波数帯に含まれる周波数の搬送波のみを使用してキャリアアクリケーション技術を用いた送信を行う場合（四GHzを超えて四・一GHz以下の周波数及び三・四GHzを超えて四GHz以下の周波数を組み合わせてキャリアアクリケーション技術を用いた送信を行う場合又は四・六GHzを超えて四・八GHz以下の周波数及び四・五GHzを超えて四・六GHz以下若しくは四・八GHzを超えて五GHz以下の周波数を組み合わせてキャリアアクリケーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和）は、一〇〇ミリワット以下であること。

(2) 三・四GHzを超えて四GHz以下、四・五GHzを超えて四・六GHz以下又は四・八GHzを超えて五・〇GHz以下の周波数の電波を送信する無線設備 四〇〇ミリワット以下（複数の空中線端子を用いた送信の場合にあつては八〇〇ミリワット以下）であること。
ただし、いずれか一の周波数帯に含まれる周波数の搬送波のみを使用してキャリアアクリケーション技術を用いた送信を行う場合若しくは三・四GHzを超えて四GHz以下の周波数のみ又は四・五GHzを超えて四・六GHz以下の周波数及び四・八GHzを超えて五・〇GHz以下の周波数を組み合わせてキャリアアクリケーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数

〔(1)・(2) 同上〕
〔下・チ 同上〕

〔二 送信装置の条件

イ 変調方式は、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それに定めるものであること。

- (1) 基地局の無線設備 四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は一五六値直交振幅変調
(2) 陸上移動局の無線設備 二相位相変調、一分のペシフト二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は一二五六値直交振幅変調

ロ 隣接チャネル漏えい電力、相互変調特性及びフレーム長は、総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。

三 陸上移動局の無線設備は、前二号に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

〔イ・ロ 同上〕

ハ 空中線電力（第四十九条の六の九第一項第五号イからトまでに掲げる無線設備から送信される搬送波を使用してキャリアアクリケーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和）は、一〇〇ミリワット以下であること。

〔新設〕

〔新設〕

	<p>の搬送波の空中線電力の総和が四〇〇ミリワット以下（複数の空中線端子を用いた送信の場合にあつては八〇〇ミリワット以下）であること。</p> <p>二 送信空中線の絶対利得は、二デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得二デシベルの空中線に空中線電力の最大値をえたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができる。</p>
四	<p>〔木 略〕</p> <p>陸上移動局（中継を行うものに限る。）の無線設備は、第一号及び第二号に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものであること。</p> <p>イ 空中線電力は、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれ次に定めるものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 〔1〕 基地局と通信を行う無線設備 一二五〇ミリワット以下であること。 〔2〕 陸上移動局と通信を行う無線設備 一二五〇ミリワット以下であること。 <p>ロ 送信空中線の絶対利得は、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれ次に定めるものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 〔1〕 基地局と通信を行う無線設備 九デシベル以下であること。 〔2〕 陸上移動局と通信を行う無線設備 〇デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得〇デシベルの空中線に二五〇ミリワットの空中線電力をえたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができる。 <p>ハ 増幅度特性は、総務大臣が別に告示する条件に適合すること。</p>
2	<p>シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行いう基地局 陸上移動中継局又は陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつて、一七GHzを超える・一八・一GHz以下又は二九・一GHzを超える・一九・五GHz以下の周波数の電波を送信するもの及びロードカル5Gの基地局 陸上移動中継局又は陸上移動局の無線設備であつて、一八・一GHzを超える・一九・一GHz以下の周波数の電波を使用するものは、次に掲げる条件（陸上移動中継局にあつては第一号 陸上移動局（中継を行うものに限る。）にあつては第二号及び第四号の条件）に適合するものでなければならない。</p> <p>一 一般的条件</p> <p>〔イ〕 木 略</p> <p>ヘ キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、（1）に掲げる無線局及び前項の条件に適合する陸上移動局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、（2）に掲げる無線局及び前項の条件に適合する基地局を含む。）との間の通信（総務大臣が別に告示するものを除く。）に限ること。</p> <p>〔1〕・〔2〕 略</p>
	<p>二 送信空中線の絶対利得は、二デシベル以下であること。</p> <p>〔木 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>二 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行いう基地局又は陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつて、一七GHzを超える・一八・一GHz以下又は二九・一GHzを超える・一九・五GHz以下の周波数の電波を送信するもの及びロードカル5G（一八・一GHzを超える・一九・一GHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）の基地局又は陸上移動局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>〔イ〕 木 同上</p> <p>ヘ キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、（1）に掲げる無線局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、（2）に掲げる無線局を含む。）との間の通信に限ること。</p> <p>〔1〕・〔2〕 同上</p>

〔下・チ 略〕

〔一〕送信装置の隣接チャネル漏えい電力及びフレーム長は、総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。

〔二〕陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備は、第一号及び前号に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものであること。

〔イ・ロ 略〕

ハ 空中線電力（ 1.7GHz を超える $1.9\cdot5\text{GHz}$ 以下）の周波数を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和は、 100mW 以下であること。

〔二・ホ 略〕

〔四〕陸上移動局（中継を行うものに限る。）の無線設備は、第一号及び第一号に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものであること。

イ 空中線電力は、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれ次に定めるものであること。

- (1) 基地局と通信を行う無線設備 100mW 以下であること。
(2) 陸上移動局と通信を行う無線設備 100mW 以下であること。

ロ 送信空中線の絶対利得は、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれに次に定めるものであること。

- (1) 基地局と通信を行う無線設備 10dBi 以下であること。
(2) 陸上移動局と通信を行う無線設備 10dBi 以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得 10dBi の空中線に 100mW の空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができる。

ハ 増幅度特性は、総務大臣が別に告示する条件に適合するもの。

〔下・チ 同上〕

〔二〕送信装置の条件

イ 変調方式は、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれに定めるものであること。

- (1) 基地局の無線設備 四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調
(2) 陸上移動局の無線設備 一二相位相変調、一分のエシフト一二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調

ロ 隣接チャネル漏えい電力、相互変調特性及びフレーム長は、総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。

〔三〕陸上移動局の無線設備は、第一号及び前号に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

〔イ・ロ 同上〕

ハ 空中線電力（シンクルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うもののうち時分割接続方式を用いるものであつて 1.7GHz を超える $1.8\cdot1\text{GHz}$ 以下又は $1.9\cdot1\text{GHz}$ を超える $1.9\cdot5\text{GHz}$ 以下の周波数を使用するものから送信される搬送波及びローラル 5GHz （ $1.8\cdot1\text{GHz}$ を超える $1.9\cdot1\text{GHz}$ 以下の周波数の電波を使用する場合に限る。）の無線局から送信される搬送波を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和は、 100mW 以下であること。

〔二・ホ 同上〕

〔新設〕

3	<p>一 他の無線局への干渉を防止するための機能を有すること。</p> <p>二 第一項の基地局の無線設備であつて次の条件に適合するものについては 同項第一号及び ホの規定は 適用しない。</p> <p>一 空中線電力は、一〇〇ミリワット以下であること。</p> <p>二 送信空中線の絶対利得は、〇デシベル以下であること。ただし 等価等力輻射電力が絶対 利得〇デシベルの空中線に一〇〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合 は その低下分を空中線の利得で補うことができる。</p> <p>三 一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、電源設備 及び空中線系については この限りでない。</p> <p>四 空中線系は、容易に取り外すことができないこと。</p> <p>五 当該無線設備と接続する電気通信回線設備を介して、当該無線設備の故障を検出し、及び 電波の発射を停止する機能を有すること。</p> <p>六 当該無線設備と接続する電気通信回線設備を介して行う通信の疎通が確保できない場合に は、自動的に電波の発射を停止する機能を有すること。</p>
4	<p>第一項の基地局の無線設備（施行規則第十五条の二第一項第一号に規定する基地局に限り、前項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）は、第一項第一号及び第二号に規定する条件のほか、前項第一号及び第一号に規定する条件に適合するものでなければならぬ。</p>
5	<p>第二項の基地局の無線設備であつて次の条件に適合するものについては 同項第一号及び ホの規定は 適用しない。</p> <p>一 空中線電力は、四〇〇ミリワット以下であること。</p> <p>二 送信空中線の絶対利得は、〇デシベル以下であること。ただし 等価等力輻射電力が絶対 利得〇デシベルの空中線に四〇〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合 は その低下分を空中線の利得で補うこと。</p> <p>三 一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、電源設備 及び空中線系については この限りでない。</p> <p>四 空中線系は、容易に取り外すことができないこと。</p> <p>五 当該無線設備と接続する電気通信回線設備を介して、当該無線設備の故障を検出し、及び 電波の発射を停止する機能を有すること。</p> <p>六 当該無線設備と接続する電気通信回線設備を介して行う通信の疎通が確保できない場合に は、自動的に電波の発射を停止する機能を有すること。</p>
6	<p>第二項の基地局の無線設備（施行規則第十五条の二第一項第一号に規定する基地局に限り、前項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）は、第一項第一号及び第二号に規定する条件のほか、前項第一号及び第一号に規定する条件に適合するものでなければな</p>

「新設」

「新設」

「新設」

「新設」

7|| らない。

前各項に掲げるものほか、総務大臣が別に告示する条件に適合するものでなければならぬるものであつて、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

「表 略」

一 一般的条件

「イ・ホ 略」

ヘ キヤリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる無線局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる無線局を含む。）との間の通信（総務大臣が別に告示するものを除く。）に限ること。

「(1)・(2) 略」

「ト・チ 略」

二 送信装置の隣接チャネル漏えい電力、相互変調特性及びフレーム長は、総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。

三 陸上移動局の無線設備は、前二号に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

「イ・ロ 略」

ヘ 空中線電力（七・八GHzを超える四・八GHz以下、八・五GHzを超える八・四五GHz以下、九・〇GHzを超える九・五GHz以下、一・一四・二・七・九GHzを超える一・一四六・二・九GHz以下、一・一・七・一GHzを超える一・一七八・五GHz以下又は一・一九・二GHzを超える一・一九八・〇GHz以下の周波数帯のうち、いずれかの周波数帯に含まれる周波数の搬送波のみを使用してキヤリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和）は、一・一〇〇ミリワット以下であること。

「新設」

第四十九条の六の十二 「同上」

「表 同上」

「同上」

「イ・ホ 同上」

ヘ キヤリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる無線局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる無線局を含む。）との間の通信に限ること。

「(1)・(2) 同上」

「ト・チ 同上」

二 送信装置の条件

イ 変調方式は、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれに定めるものであること。

- (1) 基地局の無線設備 四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調
 - (2) 陸上移動局の無線設備 一相位相変調、一分のバシフト一相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調
- ロ 隣接チャネル漏えい電力、相互変調特性及びフレーム長は、総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。

三 「同上」

「イ・ロ 同上」

ヘ 空中線電力（第四十九条の六の九第一項第五号イからトまでに掲げる無線設備から送信される搬送波を使用してキヤリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和）は、一・一〇〇ミリワット以下であること。

	<p>二 送信空中線の絶対利得は、二デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得二デシベルの空中線に空中線電力の最大値をえたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができる。</p>	
2	<p>〔示 略〕</p> <p>第一項の基地局の無線設備であつて次の条件に適合するものについては 同項第一号ハ及びホの規定は適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 空中線電力は、一〇〇ミリワット以下であること。 二 送信空中線の絶対利得は、〇デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得〇デシベルの空中線に一〇〇ミリワットの空中線電力をえたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができる。 三 一の管体に収められておりかつ容易に開けることができないこと。ただし 電源設備及び空中線系についてはこの限りでない。 四 空中線系は容易に取り外すことができないこと。 五 当該無線設備と接続する電気通信回路設備を介して、当該無線設備の故障を検出し、及び電波の発射を停止する機能を有すること。 六 当該無線設備と接続する電気通信回路設備を介して行う通信の疎通が確保できない場合には自動的に電波の発射を停止する機能を有すること。 	
3	<p>第一項の基地局の無線設備（施行規則第十五条の一第一項第一号に規定する基地局に限り、前項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）は、同項第一号及び第二号に規定する条件のほか、前項第一号及び第一号に規定する条件に適合するものでなければならぬ。</p> <p>（時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局等の無線設備）</p> <p>第四十九条の八の二の三 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。</p> <p>一 一般的条件</p> <p>〔イヽホ 略〕</p> <p>ヘ キヤリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる無線局（ローカル5Gの基地局とキヤリアアグリゲーション技術を用いて陸上移動局との間の通信を行う場合に限る。以下、この号において同じ。）を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる無線局（ローカル5Gの陸上移動局とキヤリアアグリゲーション技術を用いて基地局との間の通信を行う場合に限る。以下、この号において同じ。）を含む。）との間の通信（総務大臣が別に告示するものを除く。）に限ること。</p> <p>〔(1)・(2) 略〕</p>	<p>〔新設〕</p> <p>二 送信空中線の絶対利得は、二デシベル以下であること。</p> <p>〔示 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>（時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局等の無線設備）</p> <p>第四十九条の八の二の三 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>〔イヽホ 同上〕</p> <p>ヘ キヤリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる無線局（ローカル5Gの基地局とキヤリアアグリゲーション技術を用いて陸上移動局との間の通信を行う場合に限る。以下、この号において同じ。）を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる無線局（ローカル5Gの陸上移動局とキヤリアアグリゲーション技術を用いて基地局との間の通信を行う場合に限る。以下、この号において同じ。）を含む。）との間の通信に限ること。</p> <p>〔(1)・(2) 同上〕</p>

一一 送信設備の条件

「二 「イ 略」
「ロ 略」

ハ 空中線電力は、次のとおりであること。

(2) 「(1) 略」

時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機

一〇〇ミリワット以下であること。ただし、キャリアアクセスション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和は、一〇〇ミリワット以下であること。

「二 略」
「ホ 略」

第四節の十八 削除

第四十九条の二十一 削除

二 「同上」

「二 「イ 同上」
「ロ 同上」

「(1) 同上」

「同上」

一〇〇ミリワット以下であること。ただし、第四十九条の六の九第一項第五号イからトまでに掲げる無線設備から送信される搬送波を使用してキャリアアクセスション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和は、一〇〇ミリワット以下であること。

「二 同上」
「ホ 同上」

第四節の十八 五GHz帯無線アクセスシステムの無線局の無線設備

(五GHz帯無線アクセスシステムの無線局の無線設備)

第四十九条の二十一 五GHz帯無線アクセスシステムの基地局、携帯基地局、陸上移動中継局、陸上移動局（次項に規定するものを除く。）及び携帯局（次項に規定するものを除く。）の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 通信方式は、単向通信方式、單信方式、同報通信方式、半複信方式又は複信方式であること。

ただし、半複信方式又は複信方式については、時分割複信方式を使用すること。

二 変調方式は、次のいずれかであること。

イ 占有周波数帯幅が一九・七MHz以下の場合

(1) 直接拡散方式を使用するスペクトル拡散方式

(2) 振幅変調方式、位相変調方式、周波数変調方式、パルス変調方式又はこれらの複合方

(3) 直交周波数分割多重方式

ロ 占有周波数帯幅が一九・七MHzを超える三八MHz以下の場合は、直交周波数分割多重方式

三 送信パワースト長は、四ミリ秒以下であること。

四 空中線電力は、次のとおりであること。

イ 直交周波数分割多重方式を使用する場合

(1) 占有周波数帯幅が一九・七MHz以下の場合は、一五〇ミリワット以下とし、かつ、一MHzの帯域幅における空中線電力は五〇ミリワット以下であること。

(2) 占有周波数帯幅が一九・七MHzを超える三八MHz以下の場合は、一五〇ミリワット以下とし、かつ、一MHzの帯域幅における空中線電力は一五ミリワット以下であること。

ロ イ以外の方式を使用する場合は、一五〇ミリワット以下とし、かつ、一MHzの帯域幅にお

ける空中線電力は五〇ミリワット以下であること。

五 陸上移動中継局、陸上移動局及び携帯局（他の携帯局が送信する電波の周波数を制御するものを除く。）が送信する電波の周波数は、通信の相手方となる基地局又は携帯基地局若しくは携帯局（他の携帯局が送信する電波の周波数を制御するものに限る。）の電波（陸上移動局にあつては、他の無線局により中継されたものを含む。）を受信することによつて、自動的に選択されること。

六 送信装置の空中線は、次の条件に適合すること。

イ 総対利得は、一二デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が総対利得一二デシベルの送信空中線に一五〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となるときは、その低下分を送信空中線の利得で補うことができる。

ロ 送信空中線の水平面の主輻射の角度の幅は、次の式により求められる値を超えないこと。

$$360 / (A / 4) \text{ 度}$$

Aは、等価等方輻射電力を総対利得〇デシベルの送信空中線に平均電力が250ミリワットの半線電力を加えたときの値で除したものとし、4を下回るときは4とする。

七 直交周波数分割多重方式は、一MHzの帯域幅当たりのキャリア数が一以上であること。

八 スベクトル拡散方式は、拡散帯域幅を変調信号の送信速度に等しい周波数の五倍以上の周波数で除した値が五以上の中の又は変調信号の送信速度に等しい周波数の五倍以上の周波数帯域幅にわたつて掃引する信号を変調信号の送信の周期ごとに直接乗算させるものであること。

九 隣接チャネル漏えい電力は、次の条件に適合するものであること。

イ 四〇MHzシステム（占有周波数帯幅が一九・七MHzを超える八MHz以下のものをいう。以下同じ。）

割当周波数から四〇MHz及び八〇MHz離れた周波数の（±）一九MHzの帯域幅に輻射される空中線端子における電力の平均値が、それぞれ〇・一五ミリワット以下及び八マイクロワット以下であること。

ロ 一一〇MHzシステム（占有周波数帯幅が九MHzを超える一九・七MHz以下のものをいう。以下同じ。）

割当周波数から一一〇MHz及び四〇MHz離れた周波数の（±）九MHzの帯域幅に輻射される空中線端子における電力の平均値が、それぞれ〇・五ミリワット以下、一六マイクロワット以下であること。

ハ 一〇MHzシステム（占有周波数帯幅が四・五MHzを超える九MHz以下のものをいう。以下同じ。）

割当周波数から一〇MHz及び一一〇MHz離れた周波数の（±）四・五MHzの帯域幅に輻射される空中線端子における電力の平均値が、それぞれ〇・一五ミリワット以下、八マイクロワット

ト以下であること。

二 五MHzシステム（占有周波数帯幅が四・五MHz以下のものをいう。以下同じ。）

割当周波数から五MHz及び一〇MHz離れた周波数の(±)一・一・一五MHzの帯域幅に輻射される空中線端子における電力の平均値が、それぞれ〇・一・一五マイクロワット以下、四マイクロワット以下であること。

十 带域外漏えい電力は、次の条件に適合するものであること。

イ 四〇MHzシステム

周波数帯	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
四、八四〇MHz以上四、八七〇MHz以下	一・マイクロワット以下
四、八七〇MHzを超えて四、八八〇MHz以下	一・五マイクロワット以下
四、八八〇MHzを超えて四、九〇〇MHz以下及び五、〇〇〇MHz以上五、〇一〇MHz未満	一五マイクロワット以下
五、〇一〇MHz以上五、〇六〇MHz以下	一・五マイクロワット以下

ロ 一〇MHzシステム

(1) 変調方式が直交周波数分割多重方式以外の場合

周波数帯	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
四、八八〇MHz以上四、九〇〇MHz以下及び五、〇〇〇MHz以上五、〇一〇MHz以下	一五マイクロワット以下
五、〇一〇MHz以上五、〇一五MHz以下	一・五マイクロワット以下

(2) 変調方式が直交周波数分割多重方式の場合

周波数帯	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
四、八七五MHz以上四、八八〇MHz以下	一・五マイクロワット以下
四、八八〇MHzを超えて四、九〇〇MHz以下及び五、〇〇〇MHz以上五、〇一〇MHz未満	一五マイクロワット以下
五、〇一〇MHz以上五、〇一五MHz以下	一・五マイクロワット以下

ハ 一〇MHzシステム

周波数帯	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
四、八九五MHz以上四、九〇〇MHz未満及び四、九五五MHzを超えて四、九六五MHz以下	一五マイクロワット以下
未満及び四、九五一・五MHzを超えて四、九	一五マイクロワット以下

ニ 五MHzシステム

周波数帯	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
四、九〇一・五MHz以上四、九〇七・五MHz未満及び四、九五一・五MHzを超えて四、九	一五マイクロワット以下

五七・五MHz以下

十一 四、八四〇MHz及び四、八六〇MHzの(+)一〇MHzの帯域幅に輻射される等価等方輻射電力の上限値は、二マイクロワット又は〇・二マイクロワットのいずれかであること。

十二 前各号に規定するものほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものであること。

2 五GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局及び携帯局（空中線電力が〇・〇ミリワット以下のもに限る。）の無線設備は、前項第一号から第三号まで、第七号から第九号まで及び第十二号に規定するものほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 送信装置の空中線電力は、次のいずれかであること。

イ 前項第二号イ(3)及びロの変調方式を使用する送信装置は、次のとおりであること。

(1) 占有周波数帯幅が一九・七MHz以下の場合は、一MHzの帯域幅における平均電力が一〇ミリワット以下であること。

(2) 占有周波数帯幅が一九・七MHzを超え二八MHz以下の場合は、一MHzの帯域幅における平均電力が五ミリワット以下であること。

ロ 前項第一号イ(1)の変調方式を使用する送信装置は、一MHzの帯域幅における平均電力が一〇ミリワット以下であること。

ハ 前項第一号イ(2)の変調方式を使用する送信装置は、一〇ミリワット以下であること。

ニ 送信装置の空中線は、次の条件のいずれかに適合すること。

イ 絶対利得は、〇デシベル以下であること。ただし、一MHzの帯域幅の等価等方輻射電力が、絶対利得〇デシベルの送信空中線に一〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となるときは、その低下分を送信空中線の利得で補うことができる。

ロ 送信空中線の水平面の主輻射の角度の幅は、次の式により求められる値を超えないこと。

360/A度

Aは、1MHzの帯域幅における等価等方輻射電力を絶対利得0デシベルの送信空中線に平均電力が10ミリワットの空中線電力を加えたときの値で除したものとし、1を下回るときは1とする。ただし、1MHzの帯域幅における等価等方輻射電力の上限は、絶対利得10デシベルの送信空中線に10ミリワットを加えたときの値とする。

三 四、八四〇MHz及び四、八六〇MHzの(+)一〇MHzの帯域幅に輻射される等価等方輻射電力は、〇・二マイクロワット以下であること。

四 送信する電波の周波数は、通信の相手方となる基地局又は携帯基地局若しくは携帯局（前項に規定するものであつて、他の携帯局が送信する電波の周波数を制御するものに限る。）の電波（他の無線局により中継されたものを含む。）を受信することによつて、自動的に選択されること。

(直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセシスシステムの無線設備)

第四十九条の二十八 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセシスシステムの基地局、陸上移動局又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセシスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局（直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセシスシステムの基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は当該基地局と当該基地局を通信の相手方とする陸上移動局との間の通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。）の無線設備であつて、一、五四五MHzを超えて、六五五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

一 一般的条件

イ 通信方式は、基地局から陸上移動局（中継（広帯域移動無線アクセシスシステムにおいて行われる無線通信の中継をいう。以下この条から第四十九条の二十九の一までにおいて同じ。）を行つうものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を行つう場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式、陸上移動局（中継を行つうものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を行つう場合にあつては直交周波数分割多元接続方式を使用する時分割複信方式であること。

ロ「口くホ 略」

〔2〕〔2〕〔7〕 略

（時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセシスシステムの無線局等の無線設備）

第四十九条の二十九 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセシスシステムの基地局、陸上移動局又は時分割・直交周波数分割多元接続方式若しくは時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセシスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局（時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセシスシステムの基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行つう無線局又は当該基地局と当該基地局を通信の相手方とする陸上移動局との間の通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。）の無線設備であつて、一、五四五MHzを超えて、六五五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

一般的条件

五 空中線系を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができないこと。

（直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセシスシステムの無線設備）

第四十九条の二十八 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセシスシステムの基地局、陸上移動局又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセシスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局（直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセシスシステムの基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行つう無線局又は当該基地局と当該基地局を通信の相手方とする陸上移動局との間の通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。）の無線設備であつて、一、五四五MHzを超えて、六五五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号に掲げる条件にいずれにも適合するものでなければならない。

一 「同上」

イ 通信方式は、基地局から陸上移動局（中継（広帯域移動無線アクセシスシステムにおいて行われる無線通信の中継をいう。以下この条及び次条において同じ。）を行つうものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を行つう場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式、陸上移動局（中継を行つうものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を行つう場合にあつては直交周波数分割多元接続方式を使用する時分割複信方式であること。

ロ「口くホ 同上」

〔2〕〔2〕〔7〕 同上

（時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセシスシステムの無線局等の無線設備）

第四十九条の二十九 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセシスシステムの基地局、陸上移動局又は時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセシスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局（時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセシスシステムの基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行つう無線局又は当該基地局と当該基地局を通信の相手方とする陸上移動局との間の通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。）の無線設備であつて、一、五四五MHzを超えて、六五五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号に掲げる条件にいずれにも適合するものでなければならない。

一 「同上」

〔イ・ニ 略〕

ホ キヤリアアクリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる無線局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる無線局を含む。）との間の通信（総務大臣が別に告示するものを除く。）に限ること。

〔(1)・(2) 略〕

〔ヘ・ト 略〕

〔一〕 送信装置の送信パースト長及び隣接チャネル漏えい電力は、総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。

2 前項の基地局又は陸上移動中継局の無線設備は、同項各号に掲げる条件のほか、次の各号に掲げる条件に適合するものでなければならない。

〔一〕 送信装置の空中線電力は、次のどおりであること。

イ 基地局の送信装置にあつては、一〇ワット以下（チャネル間隔が一〇Hzの無線設備の場合にあつては四〇ワット以下）であること。

ロ 陸上移動中継局の送信装置にあつては、陸上移動局から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合は、八〇〇ミリワット以下でありかつ、基地局から陸上移動局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合は一〇ワット以下（チャネル間隔が一〇Hzの無線設備の場合にあつては四〇ワット以下）であること。

3 第一項の陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備（第一項、第七項及び第八項に規定する陸上移動局の無線設備を除く。）は、第一項各号に掲げる条件のほか、次の各号に掲げる条件に適合するものでなければならない。

〔二・ニ 略〕

三 送信装置の空中線電力（一五五四五Hzを超える一六五五Hz以下の周波数に含まれる周波数の搬送波のみを使用してキヤリアアクリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては

〔イ・ニ 同上〕

ホ キヤリアアクリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる無線局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる無線局を含む。）との間の通信に限ること。

〔(1)・(2) 同上〕
〔ヘ・ト 同上〕

〔一〕 送信装置の条件

イ 変調方式は、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれに定めるものであること。

- (1) 基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局（占有周波数帯幅の許容値が一・四MHzのものを除く。）の無線設備 一二相位相変調、四相位相変調、一六值直交振幅変調、三二一值直交振幅変調、六四值直交振幅変調又は一二五六值直交振幅変調
- (2) 陸上移動局（占有周波数帯幅の許容値が一・四MHzのものに限る。）の無線設備 一相位相変調、四相位相変調又は一六值直交振幅変調

ロ 送信パースト長は、総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。

ハ 隣接チャネル漏えい電力は、総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。

2 前項の基地局又は陸上移動中継局の無線設備は、同項各号に掲げる条件のほか、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

〔一〕 送信装置の空中線電力は、一〇ワット以下（チャネル間隔が一〇Hzの無線設備の場合にあつては四〇ワット以下）であること。

〔二・三 同上〕

3 第一項の陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備（第一項、第七項及び第八項に規定する陸上移動局の無線設備を除く。）は、第一項各号に掲げる条件のほか、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

〔二・一 同上〕

三 送信装置の空中線電力は、四〇〇ミリワット以下であること。ただし、第四十九条の六の九第一項第五号イカラトまでに掲げる無線設備から送信される搬送波を使用してキヤリアア

【同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和】は、八〇〇ミリワット以下であること。

四 送信空中線の絶対利得は、四デシベル以下（ただし等価等方輻射電力が絶対利得四デシベルの空中線に八〇〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができる。）であること。

〔五 略〕

4 第一項の陸上移動局（中継を行うものに限る。）の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 送信装置の空中線電力は、次に掲げる中継方式の区分に応じ、それぞれ次に定めるものであること。

イ 再生中継方式（受信した電波を復調し、変調し、及び増幅して送信する中継方式をいう。以下この条及び次条において同じ。）

(1) 一の搬送波を送信する送信装置にあつては空中線電力の値が一〇〇ミリワット以下であること。

(2) 複数の搬送波を同時に送信する送信装置にあつては、送信する電波の一の搬送波当たりの空中線電力の値が一〇〇ミリワット以下であり、かつ、陸上移動局から基地局への送信（陸上移動中継局又は他の陸上移動局により中継されるものを含む。）において同じ。）を中継する場合に送信する電波の空中線電力及び基地局から陸上移動局（中継を行いうものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）において同じ。）を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値が六〇〇ミリワット以下であること。

ロ 再生中継方式以外の中継方式 陸上移動局から基地局への送信を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値又は基地局から陸上移動局（中継を行いうものを除く。）への送信を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値が一〇〇ミリワット以下であること。

〔六 略〕

三 再生中継方式による中継を行うものにあつては、搬送波を送信していないときの送信装置の漏えい電力は送信帯域の周波数帯で空中線端子において（一）二〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

〔四 略〕

〔五・八 略〕

（シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式）広帯域移動無線

クリエーション技術を用いた送信を行う場合には、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和は、一〇〇ミリワット以下であること。

四 送信空中線の絶対利得は、四デシベル以下（空中線電力が〇・一ワットを超える場合は一デシベル以下。ただし等価等方輻射電力が絶対利得一デシベルの空中線に〇・四ワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができる。）であること。

〔五 同上〕

4 第一項の陸上移動局（中継を行うものに限る。）の無線設備は、次に掲げる条件にいずれにも適合するものでなければならない。

一 送信装置の空中線電力は、〇・一ワット以下であること。

〔二 同上〕

三 再生中継方式（受信した電波を復調し、変調し、及び増幅して送信する中継方式をいう。）による中継を行うものにあつては、搬送波を送信していないときの送信装置の漏えい電力は送信帯域の周波数帯で空中線端子において（一）二〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

〔四 同上〕

〔五・八 同上〕

（シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式）広帯域移動無線

	アセスシステムの無線局等の無線設備)	アセスシステムの無線局等の無線設備)
第四十九条の二十九の二	シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広域移動無線アクセシステムの基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局の無線設備であつて、一、五四五MHzを超えて、六五五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。	第四十九条の二十九の二 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広域移動無線アクセシステムの基地局又は陸上移動局の無線設備であつて、一、五四五MHzを超えて、六五五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。
一 一般的条件		一 「同上」
イ 通信方式は、基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式を、陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を行う場合にあつてはシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式を使用する時分割複信方式であること。	イ 通信方式は、基地局から陸上移動局へ送信を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式を、陸上移動局から基地局へ送信する場合にあつてはシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式を使用する時分割複信方式であること。	
「ロ」ニ 略		「ロ」ニ 同上
ホ キヤリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる無線局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる無線局を含む。）との間の通信（総務大臣が別に告示するものを除く。）に限ること。	ホ キヤリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる無線局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる無線局を含む。）との間の通信に限ること。	
「〔1〕・〔2〕 略」		「〔1〕・〔2〕 同上」
「ヘ・ト」 略		「ヘ・ト 同上」
二 送信装置の隣接チャネル漏えい電力、相互変調特性（基地局の送信装置に係るものに限る。）及びフレーム長は、総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。	送信装置の条件	送信装置の条件
		イ 変調方式は、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれに定めるものであること。
2 前項の基地局（第六項又は第七項に規定するものを除く。）の無線設備は、前項各号に掲げる条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。	(1) 基地局の無線設備 四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調	(1) 基地局の無線設備 四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調
3 第一項の陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備は、同項各号に掲げる条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。	(2) 陸上移動局の無線設備 一二相位相変調、一二分のセシフト一二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調	(2) 陸上移動局の無線設備 一二相位相変調、一二分のセシフト一二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調
「二・ニ」 略	口 隣接チャネル漏えい電力、相互変調特性及びフレーム長は、総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。	口 隣接チャネル漏えい電力、相互変調特性及びフレーム長は、総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。
二 略	二 基地局の無線設備は、前項に掲げる条件のほか、次に掲げる条件にいずれにも適合するものでなければならない。	二 基地局の無線設備は、前項に掲げる条件のほか、次に掲げる条件にいずれにも適合するものでなければならない。
三 二・ニ 略	三 陸上移動局の無線設備は、第一項に掲げる条件のほか、次に掲げる条件にいずれにも適合するものでなければならない。	三 陸上移動局の無線設備は、第一項に掲げる条件のほか、次に掲げる条件にいずれにも適合するものでなければならない。
二 略	二 同上	二 同上

	<p>一一 送信装置の空中線電力（一）五四五瓦を超える（二）六五五瓦以下の周波数に含まれる周波数の搬送波のみを使用してキャリアアクリケーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和は、四〇〇ミリワット以下（複数の空中線端子を用いた送信の場合にあつては八〇〇ミリワット以下）であること。</p> <p>一二 送信装置の空中線電力は、四〇〇ミリワット以下であること。ただし、第四十九条の六の第九二項第五号イからトまでに掲げる無線設備から送信される搬送波を使用してキャリアアクリケーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和は、一〇〇ミリワット以下であること。</p>
三	<p>三 送信空中線の絶対利得は、四デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得四デシベルの空中線に八〇〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができる。</p>
4	<p>四 略</p> <p>第一項の陸上移動局（中継を行うものに限る。）の無線設備は、同項各号に掲げる条件のはか、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。</p> <p>一 送信装置の空中線電力は、次に掲げる中継方式の区分に応じ、それぞれ次に定めるものであること。</p> <p>イ 再生中継方式</p> <p>(1) 一の搬送波を送信する送信装置にあつては空中線電力の値が一〇〇ミリワット以下であること。</p> <p>(2) 複数の搬送波を同時に送信する送信装置にあつては、送信する電波の一の搬送波当たりの空中線電力の値が一〇〇ミリワット以下であり、かつ、陸上移動局から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合に送信する電波の空中線電力及び基地局から陸上移動局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値が六〇〇ミリワット以下であること。</p> <p>ロ 再生中継方式以外の中継方式 陸上移動局から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合に送信する電波の空中線電力及び基地局から陸上移動局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値が一〇〇ミリワット以下であること。</p> <p>二 送信空中線の絶対利得は、四デシベル以下であること。</p> <p>三 搬送波を送信していないときの送信装置の漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において（一）四〇デシベル（二）ミリワットを〇デシベルとする。以下であること。</p> <p>四 他の無線局への干渉を防止するための機能を有すること。</p> <p>五 前各号に掲げるものほか、総務大臣が別に告示する条件に適合すること。</p>
5	<p>第一項の陸上移動中継局の無線設備は、同項各号に掲げる条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。</p>

〔新設〕

	<p>一 送信装置の空中線電力は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるものであること。</p> <p>イ 基地局と通信を行うもの 四テシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が総対利得四テシベルの空中線に四〇〇ミリワット（複数の空中線端子を用いた送信の場合は八〇〇ミリワット）の中継電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の和得で補うことができる。</p> <p>ロ 陸上移動局と通信を行うもの 一七テシベル以下であること。</p>
三	<p>三 基地局と通信を行うものにあつては、搬送波を送信していなければときの送信装置の漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において（一）二〇テシベル（一ミリワットを〇・テシベルとする。）以下であること。</p>
6	<p>六 第一項の基地局の無線設備であつて次の条件に適合するものについては、第一項第一号への規定は適用しない。</p>
一	<p>一 送信装置の空中線電力は、一〇〇ミリワット以下であること。</p>
二	<p>二 送信空中線の絶対利得は、四テシベル以下であること。</p>
三	<p>三 一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、電源設備及び空中線系については、この限りでない。</p>
四	<p>四 空中線系は、容易に取り外すことができないこと。</p>
五	<p>五 当該無線設備と接続する電気通信回線設備を介して、当該無線設備の故障を検出し、及び電波の発射を停止する機能を有すること。</p>
六	<p>六 当該無線設備と接続する電気通信回線設備を介して行う通信の疎通が確保できない場合には、自動的に電波の発射を停止する機能を有すること。</p>
7	<p>七 第一項の基地局（施行規則第十五条の二第一項第一号に規定する基地局に限り、前項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）の無線設備は、第一項に規定する条件のほか、前項第一号及び第一号に規定する条件に適合するものでなければならぬ。</p>
8	<p>八 前各項に掲げるもののが、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものでなければならぬ。</p>

別表第一号（第5条関係）

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

別表第一号（第5条関係）

周波数の許容偏差の表

[表 略]

[注 1～30 略]

31 次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 携帯無線通信を行う無線局及びローカル5Gの無線局の送信設備に使用するもの

[ア～ク 略]

ケ 第49条の6の12第1項に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル5Gの無線局次の式により求められる値を許容偏差とする（fは、送信周波数（単位Hz）とする。）。

(7) 基地局

[A 略]

B 空中線端子がありアクティブフェーズドアレイアンテナを使用しないものであつて各空中線端子における電力が20デシベル（1mWを0デシベルとする。）を超える38デシベル（1mWを0デシベルとする。）以下のもの及び空中線端子がないものであつて空中線電力が20デシベル（1mWを0デシベルとする。）を超える47デシベル（1mWを0デシベルとする。）以下のもの（ $0.1 \times f \times 10^{-6} + 12$ ）Hz

C アクティブフェーズドアレイアンテナを使用しないものであつて空中線電力が20デシベル（1mWを0デシベルとする。）以下のもの（ $0.25 \times f \times 10^{-6} + 12$ ）Hz

D・E [略]

(4) 陸上移動中継局

A 陸上移動局と通信を行う陸上移動中継局の無線設備（ $0.1 \times f \times 10^{-6} + 12$ ）Hz

B 基地局と通信を行う陸上移動中継局の無線設備（ $0.1 \times f \times 10^{-6} + 12$ ）Hz

(ウ) 陸上移動局（携帯無線通信又はローカル5Gで行われる無線通信の中継を行うものを除く。）（ $0.1 \times f \times 10^{-6} + 15$ ）Hz

(エ) 陸上移動局（携帯無線通信又はローカル5Gで行われる無線通信の中継を行うものに限る。）

A 陸上移動局と通信を行う陸上移動局の無線設備（ $0.1 \times f \times 10^{-6} + 12$ ）Hz

B 基地局と通信を行う陸上移動局の無線設備（ $0.1 \times f \times 10^{-6} + 12$ ）Hz

コ 第49条の6の12第2項に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル5Gの無線局

周波数の許容偏差の表

[表 同左]

[注 1～30 同左]

31 [同左]

(1) [同左]

[ア～ク 同左]

ケ [同左]

[同左]

(7) [同左]

[A 同左]

B 空中線端子がありアクティブフェーズドアレイアンテナを使用しないものであつて各空中線端子における電力が38デシベル（1mWを0デシベルとする。）以下のもの及び空中線端子がないものであつて空中線電力が47デシベル（1mWを0デシベルとする。）以下のもの（ $0.1 \times f \times 10^{-6} + 12$ ）Hz

[新設]

C・D [同左]

[新設]

(4) 陸上移動局（ $0.1 \times f \times 10^{-6} + 15$ ）Hz

[新設]

コ [同左]

次の式により求められる値を許容偏差とする（ f は、送信周波数（単位Hz）とする。）。

(7) 基地局

A 空中線電力が26デシベル（1mWを0デシベルとする。）を超えるもの

$$(0.1 \times f \times 10^{-6} + 12) \text{ Hz}$$

B 空中線電力が26デシベル（1mWを0デシベルとする。）以下のもの

$$(0.25 \times f \times 10^{-6} + 12) \text{ Hz}$$

(イ) 陸上移動中継局

A 陸上移動局と通信を行う陸上移動局の無線設備 $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 12) \text{ Hz}$

B 基地局と通信を行う陸上移動局の無線設備 $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 12) \text{ Hz}$

(ウ) 陸上移動局（携帯無線通信又はローカル5Gで行われる無線通信の中継を行うものを除く。） $(0.105 \times f \times 10^{-6}) \text{ Hz}$

(エ) 陸上移動局（携帯無線通信又はローカル5Gで行われる無線通信の中継を行うものに限る。）

A 陸上移動局と通信を行う陸上移動局の無線設備 $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 12) \text{ Hz}$

B 基地局と通信を行う陸上移動局の無線設備 $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 12) \text{ Hz}$

サ 第49条の6の13に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局

次の式により求められる値を許容偏差とする（ f は、送信周波数（単位Hz）とする。）。

(7) 基地局

[A 略]

B 各空中線端子における電力が20デシベル（1mWを0デシベルとする。）を超える

38デシベル（1mWを0デシベルとする。）以下のもの $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 12)$

Hz

C 各空中線端子における電力が20デシベル（1mWを0デシベルとする。）以下の

もの $(0.25 \times f \times 10^{-6} + 12) \text{ Hz}$

[(イ) 略]

[(2)～(20) 略]

(21) シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局

[ア 略]

イ 陸上移動中継局 $3 (10^{-6})$

ウ [略]

[同左]

(7) 基地局 $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 12) \text{ Hz}$

[新設]

(イ) 陸上移動局 $(0.105 \times f \times 10^{-6}) \text{ Hz}$

[新設]

サ [同左]

[同左]

(7) [同左]

[A 同左]

B 各空中線端子における電力が38デシベル（1mWを0デシベルとする。）以下のもの $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 12) \text{ Hz}$

[新設]

[(イ) 同左]

[(2)～(20) 同左]

(21) [同左]

[ア 同左]

[新設]

イ [同左]

[(22)～(24) 略]

[32～46 略]

47 削除

[48～57 略]

別表第二号（第6条関係）

[第1～第11 略]

第12 携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル5Gの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。この規定の適用を受ける周波数を指定する場合は、占有周波数帯幅の許容値を電波の型式に冠して表示する。

[1～5 略]

6 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル5Gの無線局の無線設備

(1) 第49条の6の12第1項に規定する基地局及び陸上移動中継局の無線設備

[ア～シ 略]

(2) 第49条の6の12第1項に規定する陸上移動局の無線設備

[ア～サ 略]

シ 陸上移動局（携帯無線通信又はローカル5Gで行われる無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続する複数の搬送波を送信するもの 総務大臣が別に告示で定める値

ス 陸上移動局（携帯無線通信又はローカル5Gで行われる無線通信の中継を行うもの

[(22)～(24) 同左]

[32～46 同左]

47 5 GHz帯無線アクセスシステムの送信装置に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、20(10⁻⁶)とする。

[48～57 同左]

別表第二号（第6条関係）

[第1～第11 同左]

第12 [同左]

[1～5 同左]

6 [同左]

(1) 第49条の6の12第1項に規定する基地局の無線設備

[ア～シ 同左]

(2) [同左]

[ア～サ 同左]

シ キャリアアグリゲーション技術を用いて連続する複数の搬送波を送信するもの 総務大臣が別に告示で定める値

ス キャリアアグリゲーション技術を用いて連続しない複数の搬送波を送信するもの

を除く。) の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続しない複数の搬送波を送信するもの 各搬送波のチャネル間隔に応じてアからサまでに定める値

(3) 第49条の6の12第2項に規定する基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局の無線設備
[ア～エ 略]

オ 陸上移動局（携帯無線通信又はローカル5Gで行われる無線通信の携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続する複数の搬送波を送信するもの 総務大臣が別に告示で定める値

カ 陸上移動局（携帯無線通信又はローカル5Gで行われる無線通信の携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続しない複数の搬送波を送信するもの 各搬送波のチャネル間隔に応じてアからエまでに定める値

[4) 略]

[第13～第46 略]

第47 削除

[第48～第51 略]

第52 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。この規定の適用を受ける周波数を指定する場合には、電波の型式に冠して表示する。

[1 略]

2 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備

[(1)～(5) 略]

(6) 陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続する複数の搬送波を送信するもの 各搬送波のチャネル間隔の総

各搬送波のチャネル間隔に応じてアからサまでに定める値

(3) 第49条の6の12第2項に規定する基地局及び陸上移動局の無線設備
[ア～エ 同左]

オ 陸上移動局の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続する複数の搬送波を送信するもの 総務大臣が別に告示で定める値

カ 陸上移動局の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続しない複数の搬送波を送信するもの 各搬送波のチャネル間隔に応じてアからエまでに定める値

[4) 同左]

[第13～第46 同左]

第47 5 GHz 帯無線アクセスシステムの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

1 40MHz システムの場合 38 MHz

2 20MHz システムの場合 19.7 MHz

3 10MHz システムの場合 9 MHz

4 5 MHz システムの場合 4.6 MHz

[第48～第51 同左]

第52 [同左]

[1 同左]

2 [同左]

[(1)～(5) 同左]

(6) 陸上移動局の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続する複数の搬送波を送信するもの 各搬送波のチャネル間隔の総和に応じて(2)から(5)までに定

和に応じて(2)から(5)までに定める値

- (7) 陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続しない複数の搬送波を送信するもの 各搬送波のチャネル間隔に応じて(1)から(5)までに定める値

[第53～第79 略]

別表第三号（第7条関係）

[1～16 略]

- 17 携帯無線通信を行う無線局、携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局及びローカル5Gの無線局の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

[(1)・(2) 略]

- (3) 時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信設備、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル5Gの無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする（陸上移動中継局及び陸上移動局（中継を行うものに限る。）は除く。）。

[18～34 略]

35 削除

[36～70 略]

備考 指定の[]の範囲及び該範囲内の各機器を除く他の機器や装置の場合は該機器又は装置の規制適用外

める値

- (7) 陸上移動局の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続しない複数の搬送波を送信するもの 各搬送波のチャネル間隔に応じて(1)から(5)までに定める値

[第53～第79 同左]

別表第三号（第7条関係）

[1～16 同左]

17 [同左]

[(1)・(2) 同左]

- (3) 時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信設備、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル5Gの無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

[18～34 同左]

- 35 5 GHz帯無線アクセスシステムの基地局、陸上移動中継局、陸上移動局、携帯基地局及び携帯局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

[36～70 同左]

(特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正)

第四条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のよう改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(特定無線設備等)</p> <p>第二条 法第三十八条の二の一第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>「二十九の二十八 略」</p> <p>十一の二十九 設備規則第四十九条の六の十一第一項(第一号及び第一号に係る部分に限る) 及び第七項においてこの無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備(次号及び第十一号の二十九の三に掲げるものを除く。)</p> <p>十一の二十九の二 設備規則第四十九条の六の十一第一項(第一号及び第一号に係る部分に限る。)、第三項及び第七項においてこの無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備</p> <p>十一の二十九の三 設備規則第四十九条の六の十一第一項(第一号及び第一号に係る部分に限る。)、第四項及び第七項においてこの無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備</p> <p>十一の二十九の四 設備規則第四十九条の六の十一第一項及び第七項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動中継局に使用するための無線設備</p> <p>十一の三十 設備規則第四十九条の六の十一第一項(第一号から第三号までに係る部分に限る。)及び第七項においてこの無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備</p> <p>十一の三十の二 設備規則第四十九条の六の十一第一項(第一号、第一号及び第四号に係る部分に限る。)及び第七項においてこの無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備</p> <p>十一の三十一 設備規則第四十九条の六の十一第一項(第一号及び第一号に係る部分に限る。)及び第七項においてこの無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備(次号及び第十一号の三十一の三に掲げるものを除く。)</p> <p>十一の三十一の二 設備規則第四十九条の六の十一第一項(第一号及び第一号に係る部分に限る。)、第五項及び第七項においてこの無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備</p> <p>十一の三十一の三 設備規則第四十九条の六の十一第一項(第一号及び第一号に係る部分に限る。)、第六項及び第七項においてこの無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備</p> <p>十一の三十一の四 設備規則第四十九条の六の十一第一項及び第七項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動中継局に使用するための無線設備</p> <p>十一の三十二 設備規則第四十九条の六の十一第一項(第一号から第三号までに係る部分に限る。)</p>	<p>(特定無線設備等)</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>「二十九の二十八 同上」</p> <p>十一の二十九 設備規則第四十九条の六の十一第一項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備</p> <p>「新設」</p> <p>「新設」</p> <p>「新設」</p> <p>十一の三十 設備規則第四十九条の六の十一第一項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備</p> <p>「新設」</p> <p>十一の三十一 設備規則第四十九条の六の十一第一項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備</p> <p>「新設」</p> <p>「新設」</p> <p>「新設」</p> <p>十一の三十二 設備規則第四十九条の六の十一第一項においてその無線設備の条件が定められた</p>

る。)においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	するための無線設備
十一の三十一の二 設備規則第四十九条の六の十一第一項(第一号、第一号及び第四号に係る部分に限る。)においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	するための無線設備
十一の三十二 設備規則第四十九条の六の十三第一項(第一号及び第一号に係る部分に限る。)においてその無線設備の条件が定められている基地局(次号及び第十一号の三十三の三に掲げるものを除く。)に使用するための無線設備	するための無線設備
十一の三十二の二 設備規則第四十九条の六の十三第一項(第一号及び第一号に係る部分に限る。)及び第一項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備	するための無線設備
十一の三十二の三 設備規則第四十九条の六の十三第一項(第一号及び第一号に係る部分に限る。)及び第二項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備	するための無線設備
十一の三十四十九の四の三 略 十九の五から十九の十一まで 削除	「十一の三十四十九の四の三 同上」
十九の五 設備規則第四十九条の二十一第一項においてその無線設備の条件が定められている五GHz帯無線アクセスシステムの基地局及び携帯基地局の無線設備(次号に掲げるものを除く。)	
十九の六 設備規則第四十九条の二十一第一項においてその無線設備の条件が定められている五GHz帯無線アクセスシステムの基地局及び携帯基地局の無線設備であつて、同項第十一号に規定する等価等方輻射電力の上限値が〇・ニマイクロワットのもの	
十九の七 設備規則第四十九条の二十一第一項においてその無線設備の条件が定められている五GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動中継局の無線設備(次号に掲げるものを除く。)	
十九の八 設備規則第四十九条の二十一第一項においてその無線設備の条件が定められている五GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動中継局の無線設備であつて、同項第十一号に規定する等価等方輻射電力の上限値が〇・ニマイクロワットのもの	
十九の九 設備規則第四十九条の二十一第一項においてその無線設備の条件が定められている五GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局及び携帯局の無線設備(次号に掲げるものを除く。)	
十九の十 設備規則第四十九条の二十一第一項においてその無線設備の条件が定められている五GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局及び携帯局の無線設備であつて、同項第十一号に規定する等価等方輻射電力の上限値が〇・ニマイクロワットのもの	
十九の十一 設備規則第四十九条の二十一第二項においてその無線設備の条件が定められている五GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局及び携帯局の無線設備	

「二十九五十四の四 略」

五十四の五 設備規則第四十九条の二十九の一第一項、第二項及び第八項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

五十四の五の二 設備規則第四十九条の二十九の一第一項、第六項及び第八項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

五十四の五の三 設備規則第四十九条の二十九の一第一項、第七項及び第八項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

五十四の五の四 設備規則第四十九条の二十九の一第一項、第五項及び第八項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動中継局に使用するための無線設備

五十四の六 設備規則第四十九条の二十九の一第一項、第三項及び第八項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

五十四の六の二 設備規則第四十九条の二十九の一第一項、第四項及び第八項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

「五十五八十一 略」

「2 略」

別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）

一 技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1)・(2) 略

(3) 特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の一の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の二の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

〔表 別紙二挿入〕

「注1 14 略」

15 設備規則第四十九条の六第二項に規定する無線設備（再生中継方式（設備規則第四十九条の二十九第四項第一号）に規定する再生中継方式をいう。以下同じ。）以外の中継方式による中継を行うものに限る。）、設備規則第四十九条の六の六第四項に規定する無線設備、設備規則第四十九条の六の十第四項に規定する無線設備（再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。）、設備規則第四十九条の六の十一第一項第四号に規定する無線設備（同条第二項第四号に規定する無線

「二十九五十四の四 同上」

五十四の五 設備規則第四十九条の二十九の一においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

「新設」

「新設」

「新設」

五十四の六 設備規則第四十九条の二十九の一においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

「新設」

「五十五八十一 同上」

「2 同上」

別表第一号 同上

一 同上

(1)・(2) 同上

(3) 同上

同上

ア 同上

〔表 別紙一挿入〕

「注1 14 同上」

15 設備規則第四十九条の六第一項に規定する無線設備（再生中継方式（設備規則第四十九条の二十九第四項第三号）に規定する再生中継方式をいう。以下同じ。）以外の中継方式による中継を行うものに限る。）、設備規則第四十九条の六の六第四項に規定する無線設備、設備規則第四十九条の六の十第四項に規定する無線設備（再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。）、設備規則第四十九条の二十八第四項に規定する無線設備（再生中継方式以外の中継方式による中継を行

【設備】設備規則第四十九条の二十八第四項に規定する無線設備（再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。）【設備規則第四十九条の二十九第四項に規定する無線設備（再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。）

（又は設備規則第四十九条の二十九の二第四項に規定する無線設備（再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。）にあつては、実施する試験項目に増幅度特性を含む。）

[16～23 略]

〔イ・ウ 略〕

〔11・12 略〕

別表第二号 工事設計の様式（別表第一号一(1)関係）

第一 第二から第六までの工事設計書に係る無線局以外の無線局に使用するための無線設備の

工事設計書

〔様式 略〕

注

〔1・2 略〕

3 2の(2)の欄は、「F3E 142MHzから162MHzまで」又は「F3E 143.54、149.01、149.03、153.33、165.97MHz」のように記載するほか、次によること。

〔(1)～(3) 略〕

(4) 第2条第1項第11号の19、第11号の21、第11号の30、第11号の32、第11号の34、第21号の3、第54号若しくは第54号の6に掲げる無線設備であつて設備規則第49条の6の9第1項第1号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うことができるもの又は第2条第1項第11号の20から第11号の20の3まで、第11号の22から第11号の24まで、第11号の29から第11号の29の3まで、第11号の31から第11号の31の3まで、第11号の33から第11号の33の3まで、第21号の3、第54号の2の2、第54号の3若しくは第54号の5から第54号の5の3までに掲げる無線設備であつて一の送信装置から複数の搬送波を同時に送信するものにあつては、同時に送信される複数の搬送波の周波数帯（次のアからスまでに掲げる周波数帯をいう。）及び当該搬送波の数を記載すること。

〔ア～サ 略〕

シ 4.5GHzを超える5.0GHz以下の周波数

〔ス 略〕

〔(5)・(6) 略〕

〔4～12 略〕

うものに限る。）又は設備規則第四十九条の二十九第四項に規定する無線設備（再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。）にあつては、実施する試験項目に増幅度特性を含む。

〔16～23 同上〕

〔イ・ウ 同上〕

〔11・12 同上〕

別表第二号 [同左]

第一 [同左]

〔様式 同左〕

注

〔1・2 同左〕

3 [同左]

〔(1)～(3) 同左〕

(4) 第2条第1項第11号の19、第11号の21、第11号の30、第11号の32、第11号の34、第21号の3、第54号若しくは第54号の6に掲げる無線設備であつて設備規則第49条の6の9第1項第1号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うことができるもの又は第2条第1項第11号の20から第11号の20の3まで、第11号の22から第11号の24まで、第11号の29、第11号の31、第11号の33、第21号の3若しくは第54号の5に掲げる無線設備であつて一の送信装置から複数の搬送波を同時に送信するものにあつては、同時に送信される複数の搬送波の周波数帯（次のアからスまでに掲げる周波数帯をいう。）及び当該搬送波の数を記載すること。

〔ア～サ 同左〕

シ 4.5GHzを超える4.9GHz以下の周波数

〔ス 同左〕

〔(5)・(6) 同左〕

〔4～12 同左〕

[第二～第六 略]

様式第7号（第8条、第20条、第27条及び第36条関係）

表示は、次の様式に記号[R]及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

[様式略]

[注1～3 略]

4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区分とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
〔略〕	〔略〕
第2条第1項第11号の29に掲げる無線設備	D R
第2条第1項第11号の2に掲げる無線設備	A Q
第2条第1項第11号の3に掲げる無線設備	B Q
第2条第1項第11号の4に掲げる無線設備	C Q
第2条第1項第11号の30に掲げる無線設備	E R
第2条第1項第11号の2に掲げる無線設備	D Q
第2条第1項第11号の31に掲げる無線設備	F R
第2条第1項第11号の2に掲げる無線設備	E Q
第2条第1項第11号の3に掲げる無線設備	F Q
第2条第1項第11号の4に掲げる無線設備	G Q
第2条第1項第11号の32に掲げる無線設備	G R
第2条第1項第11号の2に掲げる無線設備	H Q
第2条第1項第11号の33に掲げる無線設備	J R
第2条第1項第11号の3に掲げる無線設備	I Q
第2条第1項第11号の33の3に掲げる無線設備	J Q
〔略〕	〔略〕
第2条第1項第19号の4の3に掲げる無線設備	W V

[第二～第六 同左]

様式第7号（第8条、第20条、第27条及び第36条関係）

[同左]

[様式同左]

[注1～3 同左]

4 [同左]

特定無線設備の種別	記号
〔同左〕	〔同左〕
第2条第1項第11号の29に掲げる無線設備	D R
第2条第1項第11号の30に掲げる無線設備	E R
第2条第1項第11号の31に掲げる無線設備	F R
第2条第1項第11号の32に掲げる無線設備	G R
第2条第1項第11号の33に掲げる無線設備	J R
〔同左〕	〔同左〕
第2条第1項第19号の4の3に掲げる無線設備	W V
第2条第1項第19号の5に掲げる無線設備	Z W
第2条第1項第19号の6に掲げる無線設備	A V
第2条第1項第19号の7に掲げる無線設備	B V
第2条第1項第19号の8に掲げる無線設備	C V

〔略〕	〔略〕	
第2条第1項第54号の5に掲げる無線設備	L R	D V
第2条第1項第54号の5の2に掲げる無線設備	K Q	E V
第2条第1項第54号の5の3に掲げる無線設備	L Q	F V
第2条第1項第54号の5の4に掲げる無線設備	M Q	
第2条第1項第54号の6に掲げる無線設備	M R	
第2条第1項第54号の6の2に掲げる無線設備	N Q	
〔略〕	〔略〕	
〔5 略〕		
第2条第1項第19号の9に掲げる無線設備		
第2条第1項第19号の10に掲げる無線設備		
第2条第1項第19号の11に掲げる無線設備		
〔同左〕	〔同左〕	
第2条第1項第54号の5に掲げる無線設備		L R
第2条第1項第54号の6に掲げる無線設備		M R
〔同左〕	〔同左〕	
〔5 同左〕		

備考 表中の〔 〕の記載及び対象規定の1重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(電気通信事業法施行規則の一部改正)

第五条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第1（第4条第1項、第4条の2第1項関係） 電気通信事業登録（登録更新）申請書</p> <p style="text-align: center;">年　月　日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p>郵便番号 (ふりがな)</p> <p>住所 (ふりがな)</p> <p>氏　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）</p> <p>法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。）</p> <p>担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）</p> <p>電気通信事業法第9条（第12条の2）の規定により、電気通信事業の登録（登録の更新）を受けたいので、次のとおり申請します。</p> <p>[1～3 略]</p> <p>4 電気通信設備の概要</p> <p>[(1)～(3) 略]</p> <p>[注1～4 略]</p> <p>5 中継系伝送路の種類は、当該設備が優先電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する周波数（当該周波数の電波を三・九一四世代移動通信システム（無線設備規則第49条の6の9又は第49条の6の10で定める条件に適合する無線設備をいう。以下同じ。）又は第五世代移動通信システム（同令第49条の6の12又は第49条の6の13で定める条件に適合する無線設備（ローカル5Gの<u>基地局</u>、<u>陸上移動中継局</u>又は<u>陸上移動局</u>のものを除く。）をいう。以下同じ。）に使用する場合は、併せてその旨）を記載すること。</p> <p>[6～8 略]</p>	<p>様式第1（第4条第1項、第4条の2第1項関係） 電気通信事業登録（登録更新）申請書</p> <p style="text-align: center;">年　月　日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p>郵便番号 (ふりがな)</p> <p>住所 (ふりがな)</p> <p>氏　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）</p> <p>法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。）</p> <p>担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）</p> <p>電気通信事業法第9条（第12条の2）の規定により、電気通信事業の登録（登録の更新）を受けたいので、次のとおり申請します。</p> <p>[1～3 同左]</p> <p>4 [同左]</p> <p>[(1)～(3) 同左]</p> <p>[注1～4 同左]</p> <p>5 中継系伝送路の種類は、当該設備が優先電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する周波数（当該周波数の電波を三・九一四世代移動通信システム（無線設備規則第49条の6の9又は第49条の6の10で定める条件に適合する無線設備をいう。以下同じ。）又は第五世代移動通信システム（同令第49条の6の12又は第49条の6の13で定める条件に適合する無線設備（ローカル5Gの<u>基地局</u>又は<u>陸上移動局</u>のものを除く。）をいう。以下同じ。）に使用する場合は、併せてその旨）を記載すること。</p> <p>[6～8 同左]</p>

[5 略]

[5 同左]

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則
(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この省令による改正前の電波法施行規則（以下「旧施行規則」という。）第六条第四項第八号、第十五条の二第二号⁽¹⁸⁾、第十六条第六号から第十号まで、第十七条第六号から第十号まで及び第十八条第一項第二号の規定は、令和十八年三月三十一日までの間は、なお効力を有する。
- 3 この省令の施行の際に免許又は登録（次項において「免許等」という。）を受けている五GHz帯無線アクセスシステムの無線局の無線設備（この省令による改正前の無線設備規則（以下「旧設備規則」という。）第四十九条の二十一第一項に規定する無線設備をいう。以下この項から第十一項までにおいて同じ。）の条件については、この省令による改正後の無線設備規則（以下「新設備規則」という。）の規定にかかわらず、令和十八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。
- 4 旧設備規則の条件に適合する五GHz帯無線アクセスシステムの無線局については、この省令の施行の日から令和八年三月三十一日までに免許等の申請があつた場合に限り、新設備規則の規定にかかわらず、なお従前の例により免許等を受けることができる。この場合において、当該免許等を受けた無線局の無線設備の条件については、前項の規定を準用する。

- 5 旧設備規則の条件に適合する五GHz帯無線アクセスシステムの無線局の無線設備に係る電波法（以下「法」という。）第二十七条の六第一項及び法第二十七条の三十四に規定する開設等の届出は、この省令の施行の日から令和八年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。
- 6 旧設備規則の条件に適合する五GHz帯無線アクセスシステムの無線局については、この省令の施行の日から令和十八年三月三十一日までの間、新設備規則の規定にかかわらず、なお従前の例により無線設備の工事設計の変更の許可又は変更登録を受けることができる。ただし、令和八年四月一日以降は、変更登録であつて、施行規則第十九条に規定する軽微な事項を変更する場合に限る。
- 7 前項ただし書の変更登録については、施行規則第十九条第一項第一号中「登録をした総合通信局長の管轄区域を越えないもの」とあるのは「法第二十七条の二十一第一項第三号に規定する無線設備の設置場所（移動する無線局にあつては、移動範囲に限る。）を変更しないもの」と、同条第二項第一号中「登録をした総合通信局長の管轄区域を越えないもの」とあるのは「法第二十七条の三十二第一項第三号に規定する無線設備を設置しようとする区域を変更しないもの」と、同条第一項第二号及び第二項第二号中「無線設備の変更の工事を伴わないもの」とあるのは「無線設備の変更の工事（空中線利得の増加及び空中線の指向方向の変更を伴うものに限る。）を伴わないもの」と読み替えて適用するものとする。
- 8 第六項の規定により変更の許可又は変更登録を受けた無線局の無線設備の条件については、第三項

の規定を準用する。

9 旧設備規則の条件に適合する5GHz帯無線アクセスシステムの無線局については、この省令の施行の日から令和十八年三月三十一日までの間、新設備規則の規定にかかわらず、なお従前の例により再免許及び再登録を受けることができる。この場合において、当該再免許及び再登録を受けた無線局の無線設備の条件については、第三項の規定を準用する。

10 この省令の施行の際に現に受けている5GHz帯無線アクセスシステムの無線局の無線設備に係る法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）は、令和十八年三月三十一日までの間は、なお効力を有する。

11 旧設備規則の条件に適合する5GHz帯無線アクセスシステムの無線局の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めがこの省令の施行の日から令和八年三月三十一日までの間にあった場合における当該技術基準適合証明等の審査は、なお従前の例による。

12 前項の規定による審査により受けた技術基準適合証明等は、第十項の規定を準用する。

13 この省令の施行の際に開設されている5GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局又は携帯局の無線設備（旧設備規則第四十九条の二十一第一項に規定する無線設備をいう。以下同じ。）の条件については、新設備規則の規定にかかわらず、令和十八年三月三十一日までの間は、なお従前の例

による。

14 この省令の施行の際に現に受けている五GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局又は携帯局の無線設備に係る技術基準適合証明等については、令和十八年三月三十一日までの間は、なお効力を有する。

15 旧設備規則の条件に適合する五GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局又は携帯局の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めがこの省令の施行の日から令和八年三月三十一日までの間にあつた場合においては、当該技術基準適合証明等の審査は、なお従前の例による。

16 前項の規定による審査により受けた技術基準適合証明等については、第十四項の規定を準用する。

17 この省令の施行の際に免許若しくは予備免許を受け、又は免許を申請している旧設備規則四十九条の六の九、第四十九条の六の十、第四十九条の六の十二、第四十九条の六の十三、第四十九条の二十九又は第四十九条の二十九の二に規定する無線局の無線設備の条件については、新設備規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

18 この省令の施行の際に現に受けている旧設備規則第四十九条の六の九、第四十九条の六の十、第四十九条の六の十二、第四十九条の六の十三、第四十九条の八の二の二、第四十九条の二十九又は第四十九条の二十九の二に規定する無線局の無線設備に係る技術基準適合証明等は、この省令の施行

後においても、なおその効力を有する。

19 前項の規定によりなお効力を有するとされた、次表の第一欄に掲げる無線設備であつて、同表の第二欄に掲げる占有周波数帯幅の許容値（新設備規則別表第二号第12の5又は第12の6の(4)の規定に基づき電波の型式に冠して表示するものをいう。以下この項において同じ。）であつて、次表の第三欄に掲げる周波数の電波を送信する陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備（以下「旧無線設備」という。）に係る技術基準適合証明等については、当該技術基準適合証明等に係る工事設計に変更がない限りにおいて、この省令による改正後においても、同表の第四欄に掲げる周波数の電波を送信する陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備（旧無線設備と同一の電波の型式（占有周波数帯幅の許容値を含む。）及び空中線電力のものに限る。）の条件に適合するものとして、技術基準適合証明等を受けたものとみなす。

無線設備	占有周波数帯幅の許容値	旧無線設備が送信する周波数	新無線設備の条件に適合するものとみなす周波数
	五MHz	一、九二一四・七MHzを超え一、九八〇MHz以下	一、九二一・七MHzを超える一、九八〇MHz以下

無線設備規則第四十
九条の六の九に規定
する無線設備

一 ○ MHz	五 MHz	二 ○ MHz	一 五 MHz	一 ○ MHz
一、九三〇MHzを超 え一 一、九二九・七MHzを超 え一 え一、九二四・七MHzを超 え一 一、九二五MHzを超 え一	一、九八〇MHz以下 一、九二四・七MHzを超 え一 一、九八〇MHz以下 一、九二五MHzを超 え一	一、九八〇MHz以下 一、九三九・七MHzを超 え一 一、九三四・七MHzを超 え一 一、九二九・七MHzを超 え一	え一、九八〇MHz以下 え一、九三〇・七MHzを超 え一 一、九三五・七MHzを超 え一 一、九二一・九八〇MHz以下	え一、九二九・七MHzを超 え一 一、九三〇・七MHzを超 え一 一、九三五・七MHzを超 え一 一、九二五・七MHzを超 え一

無線設備規則第四十 九条の六の十三に規定 する無線設備	二〇 MHz	一、九五〇 MHz	一、九三〇・七 MHz を超え一 九八〇 MHz 以下
		一、九三五・七 MHz を超え一 九八〇 MHz 以下	一、九三〇・七 MHz を超え一 九八〇 MHz 以下

線十一第一
設九号項二
備の第条無二十第

無十第二
線一十二条
備の第三十項
の第

無の項第二
線三第二條
備一一第一
の号一

の十第二
無一二條
備三一十項
二第

備無十号第第
線三の十一二
設の三一項條

「上同一」
のの九第一条第
三四号十項第二

五の号九十第項一第
条二第
六の号九十第項一第
条二第
七の号九十第項一第
条二第
八の号九十第項一第
条二第
九の号九十第項一第
条二第
十の号九十第項一第
条二第
一十の号九十第項一第
条二第

設五一第一
備の四項二
無号第条線の五第

無五第二
線十二條
備四号第一
の一六項
の第

「上同一」

「上同一」
「上同一」

注〇〇〇〇〇〇
13

〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇

備設線無の九十三の号一十第項一第条二第
備設線無の二の九十二の号一十第項一第条二第
備設線無の三の九十二の号一十第項一第条二第
備設線無の四の九十二の号一十第項一第条二第

設無十の一第一條第
備線の三号十項第二

設無二十の一第一條第
備線の三号十項第二

備設線無の一十三の号一十第項一第条二第

備設線無の二の一十三の号一十第項一第条二第

備設線無の三の一十三の号一十第項一第条二第

備設線無の四の一十三の号一十第項一第条二第

備線の十の一第一條第
設無二三号十項第二

備線の十の一第一條第
設無二二三号十項第二

備設線無の三十三の号一十第項一第条二第

備設線無の二の三十三の号一十第項一第条二第

備設線無の三の三十三の号一十第項一第条二第

「略」

のの九第一条第
三四号十項第二

備設線無の五の号四十五第項一第条二第

備設線無の二の五の号四十五第項一第条二第

備設線無の三の五の号四十五第項一第条二第

備設線無の四の五の号四十五第項一第条二第

設無六号十第一條第
備線の四五項第二

設無二六号十第一條第
備線の四五項第二

「略」

○ 総務省告示第 号

電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（令和二年総務省告示第四百十一号）の一部を次のように変更する。

令和六年 月 日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、変更前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

変更後				変更前																																							
第2 周波数割当表 [1～7 略] 周波数割当表 [第1表 略]				第2 周波数割当表 [1～7 同左] 周波数割当表 [第1表 同左]																																							
第2表 27.5MHz—10000MHz				第2表 27.5MHz—10000MHz																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>[略]</th><th>国内分配 (MHz) (4)</th><th>無線局の目的 (5)</th><th>周波数の使用に関する条件 (6)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>4900-5000 J106</td><td>移動 J162</td><td>電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 小電力業務用 一般業務用</td><td>電気通信業務用（携帯無線通信用）への割当て は、別表 10-3 による。 5 GHz 帯無線アクセスシステム用への割当ては、 別表 11-2 による。使用は、令和 18 年 3 月 31 日 までに限る。</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> </tbody> </table>				[略]	国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)	[略]	[略]	[略]	[略]	4900-5000 J106	移動 J162	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 小電力業務用 一般業務用	電気通信業務用（携帯無線通信用）への割当て は、別表 10-3 による。 5 GHz 帯無線アクセスシステム用への割当ては、 別表 11-2 による。使用は、令和 18 年 3 月 31 日 までに限る。	[略]				[略]	[略]	[略]	[略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>[同左]</th><th>国内分配 (MHz) (4)</th><th>無線局の目的 (5)</th><th>周波数の使用に関する条件 (6)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[同左]</td><td>[同左]</td><td>[同左]</td><td>[同左]</td></tr> <tr> <td>[同左]</td><td>[同左]</td><td>[同左]</td><td>5 GHz 帯無線アクセスシステム用とし、割当ては 別表 11-2 による。</td></tr> <tr> <td>[同左]</td><td>[同左]</td><td>[同左]</td><td>[同左]</td></tr> </tbody> </table>				[同左]	国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)	[同左]	5 GHz 帯無線アクセスシステム用とし、割当ては 別表 11-2 による。	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]						
[略]	国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)																																								
[略]	[略]	[略]	[略]																																								
4900-5000 J106	移動 J162	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 小電力業務用 一般業務用	電気通信業務用（携帯無線通信用）への割当て は、別表 10-3 による。 5 GHz 帯無線アクセスシステム用への割当ては、 別表 11-2 による。使用は、令和 18 年 3 月 31 日 までに限る。																																								
[略]																																											
[略]	[略]	[略]	[略]																																								
[同左]	国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)																																								
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]																																								
[同左]	[同左]	[同左]	5 GHz 帯無線アクセスシステム用とし、割当ては 別表 11-2 による。																																								
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]																																								
[第3表 略]				[第3表 同左]																																							
[別表 1-1～別表 10-2 略]				[別表 1-1～別表 10-2 同左]																																							
別表 10-3 携帯無線通信（一周波方式のものに限る。）用の周波数表				別表 10-3 携帯無線通信（一周波方式のものに限る。）用の周波数表																																							
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>[略]</td></tr> <tr> <td>4500MHz を超え 4600MHz 以下</td></tr> <tr> <td>4900MHz を超え 5000MHz 以下</td></tr> <tr> <td>[略]</td></tr> </tbody> </table>				[略]	4500MHz を超え 4600MHz 以下	4900MHz を超え 5000MHz 以下	[略]	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>[同左]</td></tr> <tr> <td>4500MHz を超え 4600MHz 以下</td></tr> <tr> <td>[同左]</td></tr> </tbody> </table>				[同左]	4500MHz を超え 4600MHz 以下	[同左]																													
[略]																																											
4500MHz を超え 4600MHz 以下																																											
4900MHz を超え 5000MHz 以下																																											
[略]																																											
[同左]																																											
4500MHz を超え 4600MHz 以下																																											
[同左]																																											
[別表 11-1～別表 11-3 略]				[別表 11-1～別表 11-3 同左]																																							
備考 表中[]の記載は注記である																																											

○総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十五条の二第一項第一号、第七号の二及び第七号の四の規定に基づき、同項第一号、第七号の二及び第七号の四に規定する総務大臣が別に告示する陸上移動局を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 ○○ ○○

一 電波法施行規則（以下「施行規則」という。）第十五条の二第一項第一号に規定する総務大臣が別に告示する陸上移動局は、電気通信業務を行うことを目的とするロードセル5G（無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第二条第十五号に規定するロードセル5Gをいう。以下同じ。）及び自営等広帯域移動無線アクセスシステム（無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第十二号）第三条第一号の二に規定する自営等広帯域移動無線アクセスシステムをいう。以下同じ。）の陸上移動局のうち、中継（ロードセル5G又は自営等広帯域移動無線アクセスシステムで行う無線通信の中継をいう。以下同じ。）を行うものとする。

二 施行規則第十五条の二第一項第七号の二に規定する総務大臣が別に告示する陸上移動局は、自営等広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局（電気通信業務を行う事を目的とするものを除

く。) のうち、中継を行うものとする。

二 施行規則第十五条の二第一項第七号の四に規定する総務大臣が別に告示する陸上移動局は、ロード・カル・5Gの陸上移動局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）のうち、中継を行うものとする。

○総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の九第一項第一号へ、第四十九条の六の十第一項第一号へ、第四十九条の六の十二第一項第一号へ及び第二項第一号へ、第四十九条の六の十三第一項第一号へ、第四十九条の二十九第一項第一号亦並びに第四十九条の二十九の二第一項第一号亦の規定に基づき、キャリアアグリゲーション技術を用いて行つてはならない通信を次のように定める。

なお、令和元年総務省告示第一百九十八号（キャリアアグリゲーション技術を用いて行つてはならない通信を次のように定める件）は廃止する。

令和 年 月 日

総務大臣 ○○ ○○

シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局（無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第十一号。以下「無線局根本基準」という。）第三条第一号の一に規定する地域広帯域移動無線アクセスシステム及び同号に規定する自営等広帯域移動無線アクセスシステムの無線局を除く。）及び

シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広域移動無線アクセスシステムの無線局がキャリアアグリゲーション技術を用いて行つてはならない通信は、四・六GHzを超える四・九GHz以下又は二八・二GHzを超える二九・一GHz以下の周波数の搬送波を使用する通信であつて、携帯無線通信を行う基地局の免許人又は広域移動無線アクセスシステムの基地局（無線局根本基準第三条第二号の二に規定する地域広域移動無線アクセスシステム及び同号に規定する自営等広域移動無線アクセスシステムの基地局を除く。）の免許人を提供主体とする業務の用に供するものとする。

○ 総務省告示第 号

電波法施行規則等の一部を改正する省令（令和 年 総務省令第 号）の施行に伴い、次に掲げる告示は、廃止する。

令和 年 月 日

総務大臣 ○ ○ ○

- 一 平成十九年総務省告示第三百六十一号（五GHz帯無線アクセスシステムの無線局が使用する電波の周波数を定める件）
- 二 平成十九年総務省告示第三百六十五号（五GHz帯無線アクセスシステムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件）
- 三 平成三十年総務省告示第二百二十一号（四、九〇〇MHzを超える五、〇〇〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域を定める件）

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による廃止前の告示の規定は、令和十八年三月三十一日までは、なお効力を有する。

○ 総務省告示第 号

電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号）第七条第一項第二号及び第四号の規定を実施するため、昭和六十一年郵政省告示第三百九十五号（陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 ○○ ○○

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改 正 後	改 正 前
〔一〕五 略	〔一〕五 同上
六 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信（設備規則第三条第四号の五に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信をいう。以下同じ。）を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性	六 同上
2 「1 略」	2 「1 同上」
2 時分割複信方式を用いるものの受信設備	2 同上
(1) 受信する周波数が一、三三〇MHzを超える、三七〇MHz以下又は三・四GHzを超える三・六GHz以下のもの	(1) 同上
〔表 略〕	〔表 同上〕
注 「1・2 略」	注 「1・2 同上」
3 二の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、二の搬送波を同時に受信している状態において、次に掲げる許容値を満たすこと。	3 同上
〔1 略〕	〔1 同上〕
(2) 二の搬送波の周波数がともに一、三三〇MHzを超える、三七〇MHz以下の場合又はともに三・四GHzを超える三・六GHz以下の場合であつて、二の搬送波が隣接しない場合	(2) 二の搬送波の周波数がともに一、三三〇MHzを超える、三七〇MHz以下の場合又は三・四GHzを超える三・六GHz以下の場合であつて、二の搬送波が隣接しない場合
合 〔3 略〕	〔3 同上〕
〔2〕 「4 略」	〔2〕 同上
六の二 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信（設備規則第三条第四号の七に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信をいう。以下同じ。）を行う無線局及びローカル5G（設備規則第三条第十五号に規定するローカル5Gをいう。以下同じ。）の無線局の審査に適用する受信設備の特性	六の二 同上
1 時分割複信方式を用いるものの受信設備	1 同上
(1) 一、三三〇MHzを超える、三七〇MHz以下、三・四GHzを超える四・一GHz以下又は四・五GHzを超える五・〇GHz以下の周波数の電波を使用するものの受信設備	(1) 同上
ア 感度	ア 同上

(v) 基地局の感度

- (i) 空中線端子（測定に用いることができる端子をいう。以下この号において同じ。）のある受信設備

希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）の受信電力が次の表の一の欄に掲げる周波数帯域、同表の一の欄に掲げる最大送信電力及び同表の三の欄に掲げるチャネル間隔に応じた同表の四の欄に掲げる基準感度の場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。なお、アクティブフェーズドアレイアンテナ（複数の空中線、位相器及び増幅器を用いて一又は複数の指向性を持つビームパトーンを形成し制御する技術を有するアンテナをいう。以下同じ。）と組み合せた場合にあつては、全空中線端子における送信電力の総和を最大送信電力として、各空中線端子において次の表の値を満たすこと。

一 周波数帯域 〔幅〕	二 最大送信電力 （デシベル（一ミリワットを○））	三 チャネル間隔 〔幅〕	四 基準感度（デシベル）
四・五を超える五・〇以下	「略」	「略」	「略」
	「略」	「略」	「略」
	「略」	「略」	「略」
	「略」	「略」	「略」

〔注 略〕

- (ii) 空中線端子のない受信設備

希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）の受信電力が次の表の一の欄に掲げる周波数帯域、同表の一の欄に掲げる最大送信電力及び同表の三の欄に掲げるチャネル間隔に応じた同表の四の欄に掲げる基準感度の場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

一 周波数帯域 〔幅〕	二 最大送信電力 （デシベル（一ミリワットを○））	三 チャネル間隔 〔幅〕	四 基準感度（デシベル）
四・五を超える四・九以下	「略」	「略」	「略」

(v) 「同上」

- (i) 「同上」

「同上」

「同上」	「同上」	「同上」	「同上」
「同上」	「同上」	「同上」	「同上」
「同上」	「同上」	「同上」	「同上」
「同上」	「同上」	「同上」	「同上」
「同上」	「同上」	「同上」	「同上」

〔注 同上〕

- (ii) 「同上」

「同上」

「同上」	「同上」	「同上」	「同上」
------	------	------	------

[「2 略】
[「イムエ 略】

[「七五二十三 略】

一十四 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム（設備規則第三条第十一号の一に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムをいう。以下

	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
○以下	四・五を超えて五・〇以下	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	四・五を超えて五・〇以上	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

「注 略」

(1) 陸上移動局の感度

希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）の受信電力が次の表の上欄に掲げる周波数帯域及び同表の中欄に掲げるチャネル間隔に応じた同表の下欄に掲げる基準感度の場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

	周波数帯域(個)	チャネル間隔(kHz)	基準感度(デシベル(ー))
四・五を超えて五・〇以下	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕	〔略〕

「注 略」

(2) 〔イムエ 略】

「同上】

「七五二十三 同上】

「同上】

	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
四・五を超えて四・九以下	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

「注 同上】

(1) 〔同上〕

「同上】

	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
四・五を超えて四・九以下	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

「注 同上】

(2) 〔イムエ 同上〕

「同上】

「七五二十三 同上】

「同上】

	同じ。) の無線局の審査に適用する受信設備の特性	
1 感度	<p>(1) 略</p> <p>(2) 陸上移動局(広帯域移動無線アクセスシステムにおいて行われる無線通信の中継を行うものにあつては再生中継方式により中継を行うものに限る。)の感度 希望波(四相位相変調の信号で変調された搬送波)の受信電力が(一)九五・五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。</p>	<p>1 「同上」</p> <p>(1) 同上</p> <p>(2) 陸上移動局の感度</p>
2 略		<p>「同上」</p>
3 相互変調特性	<p>(1) 略</p> <p>(2) 陸上移動局(広帯域移動無線アクセスシステムにおいて行われる無線通信の中継を行うものにあつては再生中継方式により中継を行うものに限る。)の相互変調特性 基準感度より一二二デシベル高い希望波(四相位相変調の信号で変調された搬送波)の隣接帯域の中心に、変調のない(一)四六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の妨害波が存在し、なおかつ当該妨害波の隣接帯域(希望波が存在しないほうに限る。)に、希望波と同じ帯域幅の変調された(一)四六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の妨害波が存在する場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。</p>	<p>2 「同上」</p> <p>(1) 同上</p> <p>(2) 陸上移動局の相互変調特性</p>
備考	表中の「」の記載は注記である。	

○ 総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第三号¹⁷⁽¹⁾の規定に基づき、平成二十二年総務省告示第四百五十三号（携帯無線通信の中継を行う無線局の送信装置の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 ○○○○

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後		改 正 前													
<p>一 不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。</p> <p>1 陸上移動局の送信装置</p> <p>(1) 陸上移動局対向器に係るもの（送信周波数帯域の端から10 MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯にあつては、この限りでない。）</p> <p>〔ア 略〕</p> <p>イ 送信する電波の周波数が一、四七五・九MHzを超えて、五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHzを超えて、八八〇MHz以下又は一、一一〇MHzを超えて、一七〇MHz以下のもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">周波数</td> <td style="width: 33%;">不要発射の強度の許容値</td> </tr> <tr> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下</td> <td>任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が〔二〕四一デシベル以下の値</td> </tr> </table> <p>(2) 基地局対向器に係るもの（送信周波数帯域の端から10 MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯にあつては、この限りでない。）</p> <p>〔ア・イ 略〕</p> <p>ウ 送信する電波の周波数が一、四二七・九MHzを超えて、四六二・九MHz以下、一、七一〇MHzを超えて、七八五MHz以下又は一、九二〇MHzを超えて、九八〇MHz以下のもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">周波数</td> <td style="width: 33%;">不要発射の強度の許容値</td> </tr> <tr> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下</td> <td>任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が〔二〕四一デシベル以下の値</td> </tr> </table>		周波数	不要発射の強度の許容値	〔略〕	〔略〕	一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下	任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が〔二〕四一デシベル以下の値	周波数	不要発射の強度の許容値	〔略〕	〔略〕	一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下	任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が〔二〕四一デシベル以下の値	<p>一 1 「同上」</p> <p>(1) 陸上移動局の送信装置</p> <p>〔同上〕</p> <p>イ 「同上」</p> <p>〔ア 同上〕</p> <p>〔同上〕</p> <p>(2) 「同上」</p> <p>周波数 不要発射の強度の許容値</p> <p>〔同上〕 〔同上〕</p> <p>一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下 任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が〔二〕五一デシベル以下の値</p> <p>〔ア・イ 同上〕</p> <p>ウ 「同上」</p> <p>〔同上〕</p> <p>周波数 不要発射の強度の許容値</p> <p>〔同上〕 〔同上〕</p> <p>一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下 任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が〔二〕五一デシベル以下の値</p>	
周波数	不要発射の強度の許容値														
〔略〕	〔略〕														
一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下	任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が〔二〕四一デシベル以下の値														
周波数	不要発射の強度の許容値														
〔略〕	〔略〕														
一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下	任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が〔二〕四一デシベル以下の値														
〔一・二 略〕	〔二 略〕	〔一・二 同上〕	〔一・三 同上〕												
<p>備考 表中の〔 〕の記載は注記である。</p>															

○ 総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十九第八項、第四十九条の二十九の二第一項第二号、第四項第五号及び第八項並びに別表第三号 45 の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第四百三十五号（広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 ○○ ○○

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>〔一 略〕</p> <p>〔二 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備</p> <p>〔1〕 〔6 略〕</p> <p>〔削る〕</p>	<p>〔一 同上〕</p> <p>〔二 同上〕</p>
	<p>7 〔1〕 〔6 同上〕</p> <p>(一) 送信装置の空中線電力は、次のとおりであること。 基地局の送信装置 〔二〇〕ワット以下（チャネル間隔が〔一〇〕MHzのものの場合にあっては、四〇ワット以下）であること。</p> <p>(二) 陸上移動局の送信装置</p> <p>(1) 再生中継方式による中継を行う陸上移動局の送信装置 〔一〕の搬送波を発射する送信装置にあっては空中線電力の値が〔一〇〇〕ミリワット以下、複数の搬送波を同時に発射する送信装置にあっては送信する電波の〔一〕の搬送波当たりの空中線電力の値が〔一〇〇〕ミリワット以下であり、かつ、陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値又は基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値が六〇〇ミリワット以下であること。</p> <p>(2) 再生中継方式以外の中継方式による中継を行う陸上移動局の送信装置 〔一〕の搬送波を発射する送信装置にあっては空中線電力の値が〔一〇〇〕ミリワット以下、複数の搬送波を同時に発射する送信装置にあっては送信する電波の空中線電力の総和が〔一〇〇〕ミリワット以下であること。</p> <p>(3) (1)及び(2)以外の陸上移動局の送信装置 〔一〕の搬送波を発射する送信装置にあっては空中線電力の値が四〇〇ミリワット以下、複数の搬送波を同時に発射する送信装置にあっては送信する電波の空中線電力の総和が〔一〇〇〕ミリワット以下であること。</p> <p>(二) 陸上移動中継局の送信装置 〔一〕の搬送波を発射する送信装置にあっては空中線電力の値が〔一〇〇〕ミリワット以下、複数の搬送波を同時に発射する送信装置にあっては送信する電波の空中線電力の総和が〔一〇〇〕ミリワット以下であること。</p>
<p>8 〔1〕 〔2 略〕</p>	<p>8 〔1〕 〔2 同上〕</p>

<p>三 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備</p> <p>1 隣接チャネル漏えい電力は、次のとおりであること。</p> <p>(一) [(-・-) 略]</p> <p>(二) <u>陸上移動中継局の送信装置</u> 陸上移動局と通信を行いうものにあつては(一)に定める許容値を、基地局と通信を行いうものにあつては(二)に定める許容値をそれぞれ適用する。</p> <p>2 [2・3 略]</p> <p>3 帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次のとおりである。(一) [(-・-) 略]</p> <p>(二) <u>陸上移動中継局の送信装置</u> 陸上移動局と通信を行いうものにあつては(一)に定める許容値を、基地局と通信を行いうものにあつては(二)に定める許容値をそれぞれ適用する。</p> <p>4 帯域内スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。 [(-・-) 略]</p> <p>(三) <u>陸上移動中継局の送信装置</u> 陸上移動局と通信を行いうものにあつては(一)に定める許容値を、基地局と通信を行いうものにあつては(二)に定める許容値をそれぞれ適用する。</p> <p>5 <u>陸上移動局(再生中継方式以外の中継方式による中継を行いうものに限る。)の無線設備の増幅度特性は、次のとおりとする。</u></p> <p>(一) <u>送信周波数帯域の最も高い周波数から五dB高い周波数及び最も低い周波数から五dB低い周波数における増幅度が三五デシベル以下であること。</u></p> <p>(二) <u>送信周波数帯域の最も高い周波数から一〇dB高い周波数及び最も低い周波数から一〇dB低い周波数における増幅度が二〇デシベル以下であること。</u></p> <p>(三) <u>送信周波数帯域の最も高い周波数から四〇dB高い周波数及び最も低い周波数から四〇dB低い周波数における増幅度が〇デシベル以下であること。</u></p> <p>6 [略] [略]</p>	<p>三 [同上]</p> <p>1 [(-・-) 同上]</p> <p>[新設]</p> <p>2 [2・3 同上]</p> <p>[(-・-) 同上]</p> <p>[新設]</p> <p>3 [(-・-) 同上]</p> <p>[(-・-) 同上]</p> <p>[新設]</p> <p>4 [(-・-) 同上]</p> <p>[(-・-) 同上]</p> <p>[新設]</p> <p>5 [(-・-) 同上]</p> <p>[(-・-) 同上]</p> <p>[新設]</p> <p>6 [同上]</p> <p>[同上]</p> <p>7 [同上]</p>
---	---

備考 表中の「」の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○ 総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第三号¹⁷ (3) の規定に基づき、平成二十六年総務省告示第二百三十八号（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であつて、周波数分割複信方式を用いるもの及び時分割複信方式を用いるもののうち、一、三三〇 MHz を超え一、三七〇 MHz 以下又は三・四 GHz を超え三・六 GHz 以下の周波数の電波を送信するものの技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 ○○ ○○

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

		改 正	後			改 正	前	
一	シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であつて、周波数分割複信方式を用いるものの技術的条件	「1」 〔6 略〕	「1」 〔6 略〕	「1」 〔1 同上〕	「1」 〔1 同上〕	「1」 〔1 同上〕	「1」 〔1 同上〕	
7	設備規則別表第三号17(3)の総務大臣が別に告示するスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。	(1) 略	(2) 陸上移動局の送信装置	(1) 略	(2) 〔1 同上〕	〔1 同上〕	〔1 同上〕	
	周波数	不要発射の強度の許容値	周波数	不要発射の強度の許容値	周波数	不要発射の強度の許容値	周波数	不要発射の強度の許容値
未満	「略」	「略」	「略」	「略」	「略」	「略」	「略」	「略」
一、四七五・九MHz以上一、四九六・七MHz	一、四七五・九MHz以上一、四九六・七MHz	一、四二七・九MHzを超えて、四六二・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの（チャネル間隔が一八〇kHz、一〇八MHz、一〇MHz又は二〇MHzのものに限る。）	一、四二七・九MHzを超えて、四六二・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの（チャネル間隔が一八〇kHz、一〇八MHz、一〇MHz又は二〇MHzのものに限る。）	一、四二七・九MHzを超えて、四六二・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの（チャネル間隔が一八〇kHz、一〇八MHz、一〇MHz又は二〇MHzのものに限る。）	一、四二七・九MHzを超えて、四六二・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの（チャネル間隔が一八〇kHz、一〇八MHz、一〇MHz又は二〇MHzのものに限る。）	一、四二七・九MHzを超えて、四六二・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの（チャネル間隔が一八〇kHz、一〇八MHz、一〇MHz又は二〇MHzのものに限る。）	一、四二七・九MHzを超えて、四六二・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの（チャネル間隔が一八〇kHz、一〇八MHz、一〇MHz又は二〇MHzのものに限る。）	
以下	一、四九六・七MHz以上一、五一〇・九MHz	一、四九六・七MHz以上一、五一〇・九MHz	一、四二七・九MHzを超えて、四六二・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの（チャネル間隔が一八〇kHz、一〇八MHz、一〇MHz又は二〇MHzのものに限る。）	一、四二七・九MHzを超えて、四六二・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの（チャネル間隔が一八〇kHz、一〇八MHz、一〇MHz又は二〇MHzのものに限る。）	一、四二七・九MHzを超えて、四六二・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの（チャネル間隔が一八〇kHz、一〇八MHz、一〇MHz又は二〇MHzのものに限る。）	一、四二七・九MHzを超えて、四六二・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの（チャネル間隔が一八〇kHz、一〇八MHz、一〇MHz又は二〇MHzのものに限る。）	一、四二七・九MHzを超えて、四六二・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの（チャネル間隔が一八〇kHz、一〇八MHz、一〇MHz又は二〇MHzのものに限る。）	
「略」	「略」	「3 略」	「同上」	「同上」	「3 同上」	「1 同上」	「1 同上」	
一、八四五MHz以上一、八八〇MHz以下	一、八四五MHz以上一、八八〇MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇dBm以下の値	一、八四五MHz以上一、八八〇MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇dBm以下の値	一、八四五MHz以上一、八八〇MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇dBm以下の値	一、八四五MHz以上一、八八〇MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇dBm以下の値
一、九〇六・六MHz以上一、九一〇MHz未満	一、九〇六・六MHz以上一、九一〇MHz未満	一、九二〇MHzを超えて、九八〇MHz以下の周波数の電波を使用するものであつて、チャネル間隔が一〇MHz以上ものもの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平	一、九二〇MHzを超えて、九八〇MHz以下の周波数の電波を使用するものであつて、チャネル間隔が一〇MHz以上ものもの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平	一、九二〇MHzを超えて、九八〇MHz以下の周波数の電波を使用するものであつて、チャネル間隔が一〇MHz以上ものもの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平	一、九二〇MHzを超えて、九八〇MHz以下の周波数の電波を使用するものであつて、チャネル間隔が一〇MHz以上ものもの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平	一、九二〇MHzを超えて、九八〇MHz以下の周波数の電波を使用するものであつて、チャネル間隔が一〇MHz以上ものもの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平	一、九二〇MHzを超えて、九八〇MHz以下の周波数の電波を使用するものであつて、チャネル間隔が一〇MHz以上ものもの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平	
以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	

〔1〕 略	〔注1～3 略〕	〔略〕	〔略〕
〔2〕 備考 表中の「」の記載は注記である。			
一、九一〇MHz以上～九一五・七MHz以下	1 周波数の電波を使用するものであつて、チャネル間隔が五MHz以上のもの 2 周波数の電波を使用するものであつて、任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)二〇dBm以下の値	1 周波数の電波を使用するものであつて、チャネル間隔が五MHz以上のもの 2 周波数の電波を使用するものであつて、任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一五dBm以下の値	1 周波数の電波を使用するものであつて、チャネル間隔が五MHz以上のもの 2 周波数の電波を使用するものであつて、任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一五dBm以下の値
〔3〕 同上	〔注1～3 同上〕	〔同上〕	〔同上〕

○総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の八の二の三第一号ホの規定に基づき、平成二十九年総務省告示第一百九十四号（時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局又はPHSの無線局に使用する無線設備の技術的条件等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 ○○ ○○

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>〔一・二 略〕</p> <p>三 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局に使用する無線設備の技術的条件は、次のとおりとする。</p> <p>〔「1」4 略〕</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、携帯無線通信 <u>及び</u> 広帯域移動無線アクセスシステム及びローカル5Gの基地局、陸上移動中継局、<u>陸上移動局</u>（中継により無線通信を行うものに限る。）と通信を行う時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機（ただし、キヤリアアグリゲーション技術を用いる場合を除く。）及び当該子機と通信を行う時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機については電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第九号に掲げるIMSIの指定を受けた電気通信事業者（当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供（一以上の段階にわたる卸電気通信役務の提供を含む。）を受ける電気通信事業者を含む。）が管理するもの又はローカル5Gの通信を行う者（ただし、電気通信事業者を除く。）が管理するものによることができるものとする。</p> <p>6 前一項にかかわらず、ローカル5Gの基地局との間でキヤリアアグリゲーション技術を用いる時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機であつて、ローカル5Gの陸上移動局（中継により無線通信を行うものを除く。）及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機と通信を行うものについては、平成三十一年総務省告示第二十三号第一項第7号及び第二項第7号に、また、この場合における時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機については、平成三十一年総務省告示第二十三号第一項第8号及び第二項第8号によることができるものとする。</p> <p>〔別表第一号・別表第三号 略〕</p> <p>〔別図第一号・別図第三号 略〕</p>	<p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 「同上」</p> <p>〔「1」4 同上〕</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、携帯無線通信 <u>及び</u> 広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、<u>陸上移動中継局、<u>陸上移動局</u>（中継により無線通信を行うものに限る。）又はローカル5Gの基地局と通信を行う時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機（ただし、キヤリアアグリゲーション技術を用いる場合を除く。）及び当該子機と通信を行う時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機については電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第九号に掲げるIMSIの指定を受けた電気通信事業者（当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供（一以上の段階にわたる卸電気通信役務の提供を含む。）を受ける電気通信事業者を含む。）が管理するもの又はローカル5Gの通信を行う者（ただし、電気通信事業者を除く。）が管理するものによることができるものとする。</u></p> <p>6 前一項にかかわらず、ローカル5Gの基地局との間でキヤリアアグリゲーション技術を用いる時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機であつて、ローカル5Gの陸上移動局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機と通信を行うものについては、平成三十一年総務省告示第二十三号第一項第7号及び第二項第7号に、また、この場合における時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機については、平成三十一年総務省告示第二十三号第一項第8号及び第二項第8号によることができるものとする。</p> <p>〔別表第一号・別表第三号 同上〕</p> <p>〔別図第一号・別図第三号 同上〕</p>

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

○ 総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の十二第一項第二号及び同項第四号ハ、同条第二項第二号及び同項第四号ハ、同条第七項並びに別表第三号17(3)の規定に基づき、平成三十一年総務省告示第二十三号（シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であつて、時分割複信方式を用いるもの及びローカル5Gの無線局の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 ○○○○

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>一 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行ふ無線局の送信装置のうち、時分割複信方式を用いるものであつて、一、三三〇MHzを超えて二、三七〇MHz以下、三・四GHzを超えて四・一GHz以下、四・五GHzを超えて四・六GHz以下又は四・九GHzを超えて五・〇GHz以下の周波数の電波を送信するもの（陸上移動中継局にあつては、三・四GHzを超えて三・六GHz以下又は四・九GHzを超えて五・〇GHz以下の周波数の電波を送信するもの）（陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）にあつては、三・四GHzを超えて四・一GHz以下、四・五GHzを超えて四・六GHz以下又は四・九GHzを超えて五・〇GHz以下の周波数の電波を送信するものに限る。）及びロトカル5Gの無線局の送信装置であつて、四・六GHzを超えて四・九GHz以下の周波数の電波を送信するもの（陸上移動中継局にあつては、四・八GHzを超えて四・九GHz以下の周波数の電波を送信するものに限る。）の技術的条件</p> <p>1 設備規則第四十九条の六の十二第一項第一号の総務大臣が別に告示する無線局の送信装置の隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 陸上移動局（中継（携帯無線通信又はロトカル5Gで行ふ無線通信の中継をいう。以下同じ。）を行うものを除く。）の送信装置</p> <p>ア 一の搬送波を送信する送信装置</p> <p>次の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅あたりの平均電力が、搬送波の電力よりも三〇・一デシベル（空中線電力が一三dBm以下である場合は一九・一デシベル）以上低い値又は（一）五〇dBm以下の値であること。</p> <p>〔表略〕</p> <p>イ 隣接する複数の搬送波を同時に送信する送信装置</p> <p>それぞれの搬送波について、次の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅の周波数範囲あたりの平均電力が、隣接する複数の搬送波の電力の総和よりも三〇・一デシベル（空中線電力が一三dBm以下である場合は一九・一デシベル）以上低い値又は（一）五〇dBm以下の値であること。</p> <p>〔表略〕</p> <p>(3) 陸上移動局（中継を行うものに限る。）の送信装置</p> <p>ア 陸上移動局と通信を行うもの</p> <p>次の表の上欄に掲げる通過帯域幅（送信可能な帯域幅をいう。以下同じ。）に応じ</p>	<p>一 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行ふ無線局の送信装置のうち、時分割複信方式を用いるものであつて、一、三三〇MHzを超えて二、三七〇MHz以下、三・四GHzを超えて四・一GHz以下、四・五GHzを超えて四・六GHz以下又は四・九GHzを超えて五・〇GHz以下の周波数の電波を送信するもの及びロトカル5Gの無線局（四・六GHzを超えて四・九GHz以下の周波数の電波を送信するものに限る。）の送信装置の技術的条件</p> <p>1 設備規則第四十九条の六の十二第一項第一号の総務大臣が別に告示する無線局の送信装置の隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 同上</p> <p>(2) 陸上移動局の送信装置</p> <p>ア 一の搬送波を送信する送信装置</p> <p>次の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅あたりの平均電力が、搬送波の電力よりも一九・一デシベル以上低い値又は（一）五〇dBm以下の値であること。</p> <p>〔表同上〕</p> <p>イ 隣接する複数の搬送波を同時に送信する送信装置</p> <p>それぞれの搬送波について、次の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅の周波数範囲あたりの平均電力が、隣接する複数の搬送波の電力の総和よりも一九・一デシベル以上低い値又は（一）五〇dBm以下の値であること。</p> <p>〔表同上〕</p> <p>(3) 新設</p>

同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅当たりの各空中線端子における平均電力が、搬送波の電力よりも四四・一テシベル（通過帯域幅が二〇Hzを超えるものにあつては四三・八テシベル）以上低い値又は当該周波数範囲の任意の一〇〇kHzの帯域幅当たりの平均電力が（一）一三dB以下の場合であること。

通過帯域幅 (Hz)	離調周波数 (Hz) (注)	周波数幅 (Hz)
二〇	二五	九・三六
一五	三〇	一四・二二
一〇	四五〇	一九・〇八
七〇	五〇	二八・八八
六〇	七〇	四八・六
九〇	八〇	五八・三二
九〇	九〇	六八・〇四
一〇〇以上	一〇〇	七八・一一
		八八・一
		九八・二八

注 離調周波数は、送信周波数構域の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の倍波数とする。

イ 基地局と通信を行うもの

次の表の上欄に掲げる通過帯域幅に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅当たりの各空中線端子における平均電力が、搬送波の電力よりも三〇・一テシベル（通過帯域幅が二〇Hzを超えるものにあつては二九・八テシベル）以上低い値であること。

通過帯域幅 (Hz)	離調周波数 (Hz) (注)	周波数幅 (Hz)
二〇	二五	九・三六
一五	三〇	一四・二二
一〇	四五〇	一九・〇八
七〇	五〇	二八・八八
六〇	六〇	四八・六
九〇	七〇	五八・三二
九〇	九〇	六八・〇四

ハ	ハ	ハ・二
九	九	九・一
一〇〇以上	一〇〇	九八・一八

注 離譲周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定
帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

(4) **陸上移動中継局の送信装置**
ア 陸上移動局と通信を行うもの

次の表の上欄に掲げる通過帯域幅に応じ、同表の中欄に掲げる離譲周波数だけ離れた
周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅当たりの各空中線端子における平均電
力が、搬送波の電力よりも四四・一デシベル(通過帯域幅が一〇MHzを超えるものにあつ
ては四三・ハデシベル)以上低い値又は当該周波数範囲の任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅
当たりの平均電力が(二)一三dB以下の場合であること。

通過帯域幅 (MHz)	離譲周波数 (MHz) (注)	周波数幅 (MHz)
一〇	一〇	九・三六
五	五	一四・二一
三〇	三〇	一九・〇八
四〇	四〇	二八・八八
五〇	五〇	四八・六
六〇	六〇	五八・三二
七〇	七〇	六八・〇四
八〇	八〇	七八・一一
九〇	九〇	八八・一
一〇〇以上	一〇〇	九八・一八

注 離譲周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定
帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

イ 基地局と通信を行うもの

次の表の上欄に掲げる通過帯域幅に応じ、同表の中欄に掲げる離譲周波数だけ離れた
周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅当たりの各空中線端子における平均電
力が、搬送波の電力よりも三〇・一デシベル(通過帯域幅が一〇MHzを超えるものにあつ
ては二九・ハデシベル)以上低い値であること。

通過帯域幅 (MHz)	離譲周波数 (MHz) (注)	周波数幅 (MHz)
一〇	一〇	九・三六

〔新設〕

一〇〇以上	九〇	八〇	七〇	六〇	五〇	四〇	三〇	二〇	一〇	五
一〇〇	九〇	八〇	七〇	六〇	五〇	四〇	三〇	二〇	一〇	五
九〇	八〇	七〇	六〇	五〇	四〇	三〇	二〇	一〇	九・〇八	一・四・二
九・〇八	一・四・二	九・〇八	一・四・二	九・〇八	一・四・二	九・〇八	一・四・二	九・〇八	一・四・二	九・〇八
九・〇八	一・四・二	九・〇八	一・四・二	九・〇八	一・四・二	九・〇八	一・四・二	九・〇八	一・四・二	九・〇八

注 離譲周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

2 設備規則第四十九条の六の十一第一項第一号の総務大臣が別に告示する無線局の送信装置の相互変調特性は、次に定めるとおりとする。

(1) 基地局の送信装置

ア 一の搬送波を送信する送信装置又は隣接しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置

(ア) 「(ア) 略」

(イ) 空中線端子のある送信装置のうち、四・五GHzを超える以下の周波数の電波を使用するもの

(ウ) 「(ウ) 略」

(エ) 空中線端子のない送信装置のうち、四・五GHzを超える以下に示す周波数の電波を使用するもの

「略」

(2) 「イ」 「イ」 「略」

「ア・イ」 「略」

3 設備規則第四十九条の六の十一第一項第一号の総務大臣が別に告示する無線局（基地局及び陸上移動局（中継を行うものを除く。）の送信装置）のフレーム長は、一〇ミリ秒であることとし、フレームを構成するサブフレーム長は一ミリ秒（一〇サブフレームで一フレーム）であることとし。また、スロット長は、一ミリ秒、〇・五ミリ秒又は〇・一二五ミリ秒のいずれかであること。なお、ローカル5Gの無線局の送信装置のフレーム構成が同期方式又は準同期方式である場合にあつては、別図第一号のとおりであつて、同期方式及び準同期

2 設備規則第四十九条の六の十一第一項第一号の総務大臣が別に告示する無線局の送信装置の相互変調特性は、次に定めるとおりとする。

(1) 「同上」

ア 「同上」

(ア) 「(ア) 同上」

(イ) 空中線端子のある送信装置のうち、四・五GHzを超える以下に示す周波数の電波を使用するもの

(ウ) 「(ウ) 同上」

(エ) 空中線端子のない送信装置のうち、四・五GHzを超える以下に示す周波数の電波を使用するもの

「同上」

(2) 「イ」 「同上」

「ア・イ」 「同上」

3 設備規則第四十九条の六の十一第一項第一号の総務大臣が別に告示する無線局の送信装置のフレーム長は、一〇ミリ秒であることとし、フレームを構成するサブフレーム長は一ミリ秒（一〇サブフレームで一フレーム）であること。また、スロット長は、一ミリ秒、〇・五ミリ秒又は〇・一二五ミリ秒のいずれかであること。なお、ローカル5Gの無線局の送信装置のフレーム構成が同期方式又は準同期方式である場合にあつては、別図第一号のとおりであつて、同期方式及び準同期方式のスペシャルスロット（スロット番号が二及び一二の場合

方式のスペシャルスロット（スロット番号が三及び一三の場合に限る。）におけるシンボルが、当該スロットの先頭から数えてダウンリンク（基地局から陸上移動局に無線通信を行う場合をいう。以下同じ。）が六以下、当該スロットの末尾から数えてアップリンク（陸上移動局から基地局に無線通信を行う場合をいう。以下同じ。）が四以下、準同期方式のスペシャルスロット（スロット番号が七及び一七の場合に限る。）におけるシンボルが、当該スロットの先頭から数えてダウンリンク一〇以下であつて、ローカル5Gの基地局からの送信開始時間と次式により求められるGPS信号からの基準時間との許容時間差が一・五マイクロ秒以内であること。

協定世界時10 ハリ秒 × n から 59872 × Ts を経過した時間

n : 自然数、Ts : 1 / (15000 × 2048)

4 設備規則第四十九条の六の十一第一項第四号への総務大臣が別に定める陸上移動局（中継を行ふものに限る。）の増幅度特性は、次の表の上欄に掲げる周波数に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

周波数	増幅度特性
送信周波数帯域の最も高い周波数から一〇〇MHz高い周波数以上	六〇・ハテシベル以下
四MHz高い周波数未満	
送信周波数帯域の最も低い周波数から四MHz低い周波数を超えて一〇〇kHz低い周波数以下	四五・ハテシベル以下
送信周波数帯域の最も高い周波数から四MHz高い周波数以上一五MHz高い周波数未満	四五・ハテシベル以下
送信周波数帯域の最も低い周波数から一五MHz低い周波数を超えて一〇〇kHz低い周波数以下	三五・ハテシベル以下
送信周波数帯域の最も高い周波数から一五MHz高い周波数以上	
送信周波数帯域の最も低い周波数から一五MHz低い周波数以下	
「略」	

5 設備規則別表第三号 17(3)の総務大臣が別に告示する帶域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

(1) 基地局の送信装置

ア 空中線端子があり、アクティプフェーズドアレイアンテナを使用しない送信装置 次の表の上欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする不要発射の強度について、同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。ただし、適用する周波数帯は、基地局が使用する周波数帯が一、三三〇MHzを超えて、三七〇MHz以下の場合にあつては当該周波数帯の端から一〇MHz未満の周波数帯、三・四GHzを超えて四・一GHz以下又は四・五GHzを超えて五・〇GHz以下の場合にあつては当該周波数帯の端から四〇MHz未満の

に限る。）におけるシンボルが、当該スロットの先頭から数えてダウンリンク（基地局から陸上移動局に無線通信を行う場合をいう。以下同じ。）が六以下、当該スロットの末尾から数えてアップリンク（陸上移動局から基地局に無線通信を行う場合をいう。以下同じ。）が四以下、準同期方式のスペシャルスロット（スロット番号が七及び一七の場合に限る。）におけるシンボルが、当該スロットの先頭から数えてダウンリンク一〇以下であつて、ローカル5Gの基地局からの送信開始時間と次式により求められるGPS信号からの基準時間との許容時間差が一・五マイクロ秒以内であること。

協定世界時10 ハリ秒 × n から 59872 × Ts を経過した時間

n : 自然数、Ts : 1 / (15000 × 2048)

【新設】

4 (1) 「同上」

「同上」

(1) 「同上」

ア 空中線端子があり、アクティプフェーズドアレイアンテナを使用しない送信装置 次の表の上欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする不要発射の強度について、同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。ただし、適用する周波数帯は、基地局が使用する周波数帯が一、三三〇MHzを超えて、三七〇MHz以下の場合にあつては当該周波数帯の端から一〇MHz未満の周波数帯、三・四GHzを超えて四・一GHz以下又は四・五GHzを超えて四・九GHz以下の場合にあつては当該周波数帯の端から四〇MHz未満の

		<p>周波数帯とする。</p> <p>イ 「表 略」</p> <p>イ 空中線端子があり、アクティプフェーズドアレイアンテナを使用する送信装置 全空中線端子における不要発射の強度の総和に対し、アの許容値に$10\log_{10}2$を加えた値を適用する。ただし、適用する周波数帯は、基地局が使用する周波数帯(一、三三〇MHzを超えて一、三七〇MHz以下、三・四GHzを超えて四・一GHz以下又は四・五GHzを超えて五・〇GHz以下)の周波数帯をいう。ウにおいて同じ。)の端から四〇MHz未満の周波数帯とする。</p>						
7	(2)	<p>「ウ 略」</p> <p>「ア・イ 略」</p> <p>7 機器規則別表第三号17(3)の総務大臣が別に告示するスブリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 基地局の送信装置</p> <p>ア 空中線端子があり、アクティプフェーズドアレイアンテナを使用しない送信装置 次の表の上欄に掲げる周波数帯において、不要発射の強度が同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。ただし、適用する周波数帯は、基地局が使用する周波数帯が(一、三三〇MHzを超えて一、三七〇MHz以下)の場合にあつては当該周波数帯の端から一〇MHz以上離れた周波数帯、三・四GHzを超えて四・一GHz以下又は四・五GHzを超えて五・〇GHz以下の場合にあつては当該周波数帯の端から四〇MHz以上離れた周波数帯とする。</p> <p>「表 略」</p> <p>イ 空中線端子があり、アクティプフェーズドアレイアンテナを使用する送信装置 全空中線端子における不要発射の強度の総和に対し、アの許容値に$10\log_{10}2$を加えた値を適用する。ただし、適用する周波数帯は、基地局が使用する周波数帯(一、三三〇MHzを超えて一、三七〇MHz以下、三・四GHzを超えて四・一GHz以下又は四・五GHzを超えて五・〇GHz以下)の周波数帯をいう。ウにおいて同じ。)の端から四〇MHz未満の周波数帯とする。</p> <p>(2) 陸上移動局(中継を行うものを除く。)の送信装置</p> <p>次の表の上欄に掲げる周波数帯において、不要発射の強度が同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。</p>						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>周波数帯</th> <th>不要発射の強度の許容値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(七七〇MHz以上八〇三MHz以下、八六〇MHz以上八九〇MHz以下及び九四五MHz以上九六〇MHz)</td> <td>任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六dBm以下の値</td> </tr> </tbody> </table>	周波数帯	不要発射の強度の許容値	〔略〕	〔略〕	三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(七七〇MHz以上八〇三MHz以下、八六〇MHz以上八九〇MHz以下及び九四五MHz以上九六〇MHz)	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六dBm以下の値
周波数帯	不要発射の強度の許容値							
〔略〕	〔略〕							
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(七七〇MHz以上八〇三MHz以下、八六〇MHz以上八九〇MHz以下及び九四五MHz以上九六〇MHz)	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六dBm以下の値							
6	(2)	<p>「ウ 同上」</p> <p>「ア・イ 同上」</p> <p>6 機器規則別表第三号17(3)の総務大臣が別に告示するスブリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 「同上」</p> <p>ア 空中線端子があり、アクティプフェーズドアレイアンテナを使用しない送信装置 次の表の上欄に掲げる周波数帯において、不要発射の強度が同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。ただし、適用する周波数帯は、基地局が使用する周波数帯が(一、三三〇MHzを超えて一、三七〇MHz以下)の場合にあつては当該周波数帯の端から一〇MHz以上離れた周波数帯、三・四GHzを超えて四・一GHz以下又は四・五GHzを超えて五・〇GHz以下場合にあつては当該周波数帯の端から四〇MHz以上離れた周波数帯とする。</p> <p>「表 同上」</p> <p>イ 空中線端子があり、アクティプフェーズドアレイアンテナを使用する送信装置 全空中線端子における不要発射の強度の総和に対し、アの許容値に$10\log_{10}2$を加えた値を適用する。ただし、適用する周波数帯は、基地局が使用する周波数帯(一、三三〇MHzを超えて一、三七〇MHz以下、三・四GHzを超えて四・一GHz以下又は四・五GHzを超えて五・〇GHz以下)の周波数帯をいう。ウにおいて同じ。)の端から四〇MHz未満の周波数帯とする。</p> <p>(2) 陸上移動局の送信装置</p> <p>「同上」</p>						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>周波数帯</th> <th>不要発射の強度の許容値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔同上〕</td> <td>〔同上〕</td> </tr> <tr> <td>三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(七七〇MHz以上八〇三MHz以下、八六〇MHz以上八九〇MHz以下及び九四五MHz以上九六〇MHz)</td> <td>任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六dBm以下の値</td> </tr> </tbody> </table>	周波数帯	不要発射の強度の許容値	〔同上〕	〔同上〕	三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(七七〇MHz以上八〇三MHz以下、八六〇MHz以上八九〇MHz以下及び九四五MHz以上九六〇MHz)	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六dBm以下の値
周波数帯	不要発射の強度の許容値							
〔同上〕	〔同上〕							
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(七七〇MHz以上八〇三MHz以下、八六〇MHz以上八九〇MHz以下及び九四五MHz以上九六〇MHz)	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六dBm以下の値							

〔新設〕	任意の、 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ kHz の帯域幅における平均電力が $(-) 50 \text{ dBm}$ 以下の値	「新設」	以下を除く。) 七七〇 MHz 以上七七三 MHz 未満 (注 7)
〔路〕	一、 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ MHz 以上一一・七五 GHz 未満 (\bigcirc MHz 以下及び、一一〇 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下を除く。) (注 4)	「路」	一、四・九 GHz を超え五・〇 GHz 以下の周波数を使用するもの
〔路〕	一、 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ MHz 以上一一・七五 GHz 未満 (\bigcirc MHz 以下、一、八〇五 MHz 以上一、八八〇 MHz 以下を除く。) (注 5)	「路」	1 任意の一、 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ kHz の帯域幅における平均電力が $(-) 50 \text{ dBm}$ 以下の値 2 1 以外のもの 任意の一 $\bigcirc\bigcirc$ kHz の帯域幅における平均電力が $(-) 36 \text{ dBm}$ 以下の値
〔路〕	一、 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ MHz 以上一一・七五 GHz 未満 (\bigcirc MHz 以下及び、一一〇 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下を除く。) (注 5)	「路」	任意の一、 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ kHz の帯域幅における平均電力が $(-) 30 \text{ dBm}$ 以下の値
〔同上〕	一、 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ MHz 以上一一・七五 GHz 未満 (\bigcirc MHz 以下、一、八〇五 MHz 以上一、八八〇 MHz 以下を除く。) (注 4)	「同上」	一、 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ MHz 以上一一・七五 GHz 未満 (\bigcirc MHz 以下、一、八〇五 MHz 以上一、八八〇 MHz 以下、一、八八四・五 MHz 以上一、九〇七 MHz 以下及び、一一〇 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下を除く。) (注 4)

〔新設〕	任意の $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ kHz の帯域幅における平均電力が $(-) 41 \text{ dBm}$ 以下の値	「新設」	以下を除く。)
〔同上〕	一、 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ MHz 以上一一・七五 GHz 未満 (\bigcirc MHz 以下及び、一一〇 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下を除く。) (注 5)	「同上」	一、 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ MHz 以上一一・七五 GHz 未満 (\bigcirc MHz 以下、一、八〇五 MHz 以上一、八八〇 MHz 以下、一、八八四・五 MHz 以上一、九〇七 MHz 以下及び、一一〇 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下を除く。) (注 5)
〔同上〕	一、 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ MHz 以上一一・七五 GHz 未満 (\bigcirc MHz 以下及び、一一〇 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下を除く。) (注 5)	「同上」	一、 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ MHz 以上一一・七五 GHz 未満 (\bigcirc MHz 以下、一、八〇五 MHz 以上一、八八〇 MHz 以下、一、八八四・五 MHz 以上一、九〇七 MHz 以下及び、一一〇 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下を除く。) (注 5)
〔同上〕	一、 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ MHz 以上一一・七五 GHz 未満 (\bigcirc MHz 以下及び、一一〇 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下を除く。) (注 5)	「同上」	一、 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ MHz 以上一一・七五 GHz 未満 (\bigcirc MHz 以下、一、八〇五 MHz 以上一、八八〇 MHz 以下、一、八八四・五 MHz 以上一、九〇七 MHz 以下及び、一一〇 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下を除く。) (注 5)

(3) ア	〔注1〕 〔略〕	〔注1〕 〔略〕
		力が(一)五〇dB以下の場合
		〔注7〕 四・九GHzを超える五・〇GHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。
		〔注8〕 陸上移動局(中継を行うものに限る。)の送信装置
		ア 陸上移動局と通信を行うもの
		次の表の上欄に掲げる周波数帯において、不要発射の強度が同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。ただし、適用する周波数帯は、送信周波数帯の端から一〇MHz以上離れた周波数帯とする。
	周波数帯	不要発射の強度の許容値
	九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三dB以下の場合
	一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三dB以下の場合
	三〇MHz以上一〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三dB以下の場合
	一〇〇〇MHz以上一一・七五GHz未満	任意の一〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三dB以下の場合
	一一・七五GHz以上送信周波数帯域の上端の五倍未満	任意の一〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三dB以下の場合
		基地局と通信を行うもの
		次の表の上欄に掲げる周波数帯において、不要発射の強度が同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。ただし、適用する周波数帯は、送信周波数帯の端から一〇MHz以上離れた周波数帯とする。
	周波数帯	不要発射の強度の許容値
	九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六dB以下の場合
	一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六dB以下の場合
	三〇MHz以上一〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六dB以下の場合
	一〇〇〇MHz以上一一・七五GHz未満	任意の一〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六dB以下の場合

〔注1〕 〔新設〕	〔注1〕 〔新設〕
	〔注1〕 〔新設〕

(4)

「二・七五 GHz 以上送信周波数帯域の上端の五倍未満」	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一)三〇 dBm 以下の値
------------------------------	--

ア 陸上移動中継局の送信装置

ア 陸上移動局と通信を行うもの

次の表の上欄に掲げる周波数帯において、不要発射の強度が同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。ただし、適用する周波数帯は、送信周波数帯の端から一〇 MHz 以上離れた周波数帯とする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
九 kHz 以上一五〇 kHz 未満	任意の一 kHz の帯域幅における平均電力が(一)一三 dBm 以下の値
一五〇 kHz 以上二〇 kHz 未満	任意の一〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一)一三 dBm 以下の値
二〇 kHz 以上一〇〇 MHz 未満	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一)一三 dBm 以下の値
一〇〇 MHz 以上二・七五 GHz 未満	任意の一〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一)一三 dBm 以下の値
二・七五 GHz 以上送信周波数帯域の上端の五倍未満	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一)一三 dBm 以下の値

ア 基地局と通信を行うもの

次の表の上欄に掲げる周波数帯において、不要発射の強度が同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。ただし、適用する周波数帯は、送信周波数帯の端から一〇 MHz 以上離れた周波数帯とする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
九 kHz 以上一五〇 kHz 未満	任意の一 kHz の帯域幅における平均電力が(一)三六 dBm 以下の値
一五〇 kHz 以上二〇 kHz 未満	任意の一〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一)三六 dBm 以下の値
二〇 kHz 以上一〇〇 MHz 未満	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一)三六 dBm 以下の値
一〇〇 MHz 以上二・七五 GHz 未満	任意の一〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一)三〇 dBm 以下の値
二・七五 GHz 以上送信周波数帯域の上端の五倍未満	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一)三〇 dBm 以下の値

〔新設〕

めにローカル5Gの基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局（中継を行うものに限る。）が使用する番号は、九九九〇〇一とする。ただし、電気通信業務を行うもの又は電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第九号に掲げるIMSIの指定を受けた電気通信事業者から当該電気通信番号を使用した御電気通信役務の提供を受けるもの等にあつてはこの限りではない。

9| 国際電気通信連合電気通信標準化部門の勧告E.212に準拠する端末設備を識別するためにローカル5Gの陸上移動局（中継を行うものを除く。）が使用する番号は、次のとおりである。ただし、電気通信業務を行うもの又は電気通信番号規則別表第九号に掲げるIMSIの指定を受けた電気通信事業者から当該電気通信番号を使用した御電気通信役務の提供を受けるもの等にあつてはこの限りではない。

〔略〕

— シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行なう無線局の送信装置のうち、時分割複信方式を用いるものであつて、二七GHzを超えて二八・二GHz以下又は二九・一GHzを超えて二九・五GHz以下の周波数の電波を送信するもの及びローカル5Gの無線局（二八・二GHzを超えて二九・一GHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）の送信装置の技術的条件

1 設備規則第四十九条の六の十二第一項第一号の総務大臣が別に告示する無線局の送信装置の隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるところとする。

(1) 〔略〕

(2) 〔陸上移動局（中継を行うものを除く。）の送信装置〕

(3) 〔ア・イ 略〕

〔3〕 〔陸上移動局（中継を行うものに限る。）の送信装置〕

ア 〔陸上移動局と通信を行うもの〕

次の表の上欄に掲げる通過帯域幅に応じ、同表の中欄に掲げる離譖周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅当たりの平均電力が、搬送波の電力よりも二五・セシヘル以上低い値又は当該周波数範囲の任意の一〇〇〇kHzの帯域幅当たりの平均電力が二二・三dB以下の値であること。

通過帯域幅（Hz）	離譖周波数（Hz）（注）	周波数幅（Hz）
五〇	五〇	四七・五二
一〇〇	一〇〇	九五・〇四
二〇〇	二〇〇	一九〇・〇八
四〇〇以上	四〇〇	三八〇・一六

注 異譖周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

めにローカル5Gの基地局が使用する番号は、九九九〇〇一とする。ただし、電気通信業務を行うもの又は電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第九号に掲げるIMSIの指定を受けた電気通信事業者から当該電気通信番号を使用した御電気通信役務の提供を受けるもの等にあつてはこの限りではない。

8| 国際電気通信連合電気通信標準化部門の勧告E.212に準拠する端末設備を識別するためにローカル5Gの陸上移動局が使用する番号は、次のとおりである。ただし、電気通信業務を行うもの又は電気通信番号規則別表第九号に掲げるIMSIの指定を受けた電気通信事業者から当該電気通信番号を使用した御電気通信役務の提供を受けるもの等にあつてはこの限りではない。

〔同上〕

— シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行なう無線局の送信装置のうち、時分割複信方式を用いるものであつて、二七GHzを超えて二八・二GHz以下又は二九・一GHzを超えて二九・五GHz以下の周波数の電波を送信するもの及びローカル5Gの無線局（二八・二GHzを超えて二九・一GHz以下の周波数の電波を送信するものに限る。）の送信装置の技術的条件

1 設備規則第四十九条の六の十二第一項第一号の総務大臣が別に告示する無線局の送信装置の隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるところとする。

(1) 〔同上〕

(2) 〔陸上移動局の送信装置〕

〔ア・イ 同上〕

〔新設〕

イ 基地局と通信を行うもの

次の表の上欄に掲げる通過帯域幅に応じ、同表の中欄に掲げる離譲周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅当たりの平均電力が搬送波の電力よりも一四・七デシベル以上低い値であること。

通過帯域幅(Hz)	離譲周波数(Hz)(注)	周波数幅(Hz)
五〇	五〇	四七・五一
一〇〇	一〇〇	九五・〇四
一〇〇	一〇〇	一九〇・〇八
四〇〇以上	四〇〇	三八〇・一六

注 異譲周波数は送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帶域の中心周波数までの差の周波数とする。

(4) 隊上移動中継局の送信装置

ア 隊上移動局と通信を行うもの

次の表の上欄に掲げる通過帯域幅に応じ、同表の中欄に掲げる離譲周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅当たりの平均電力が搬送波の電力よりも一五・七デシベル以上低い値又は当該周波数範囲の任意の一、〇〇〇Hzの帯域幅当たりの平均電力が(一)一二dB以下の値であること。

通過帯域幅(Hz)	離譲周波数(Hz)(注)	周波数幅(Hz)
五〇	五〇	四七・五一
一〇〇	一〇〇	九五・〇四
一〇〇	一〇〇	一九〇・〇八
四〇〇以上	四〇〇	三八〇・一六

注 異譲周波数は送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帶域の中心周波数までの差の周波数とする。

イ 基地局と通信を行うもの

次の表の上欄に掲げる通過帯域幅に応じ、同表の中欄に掲げる離譲周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅当たりの平均電力が搬送波の電力よりも一四・七デシベル以上低い値であること。

通過帯域幅(Hz)	離譲周波数(Hz)(注)	周波数幅(Hz)
五〇	五〇	四七・五一
一〇〇	一〇〇	九五・〇四
一〇〇	一〇〇	一九〇・〇八
四〇〇以上	四〇〇	三八〇・一六

「新設」

注 離譜周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帶域の中心周波数までの差の周波数とする。

〔削る〕

2 設備規則第四十九条の六の十二第一項第一号の総務大臣が別に告示する無線局（基地局及び陸上移動局（中継を行うものを除く）に限る。）の送信装置のフレーム長は、一〇ミリ秒であることとし、フレームを構成するサブフレーム長は一ミリ秒（一〇サブフレームで一フレーム）であること。また、スロット長は、〇・一二五ミリ秒又は〇・一二五ミリ秒のいずれかであること。なお、ローカル5Gの無線局の送信装置のフレーム構成が同期方式又は準同期方式である場合にあつては、別図第一号のとおりであつて、同期方式のスペシャルスロットにおけるシンボルが、当該スロットの先頭から数えてダウントリンクが一〇以下、当該スロットの末尾から数えてアップリンクが一以下、準同期方式のスペシャルスロットにおけるシンボルが、当該スロットの先頭から数えてダウントリンクが一二以下であつて、ローカル5Gの基地局からの送信開始時間と次式により求められるGPRS信号からの基準時間との許容時間差が一・五マイクロ秒以内であること。

協定世界時 $10\text{ミリ秒} \times n$ から $59872 \times Ts$ を経過した時間

n ：自然数、 Ts ： $1 / (15000 \times 2048)$

3 設備規則第四十九条の六の十二第一項第四号への総務大臣が別に定める陸上移動局（中継を行うものに限る。）の増幅度特性は、次の表の上欄に掲げる周波数に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるどおりとする。

周波数	増幅度特性
送信周波数帯域の最も高い周波数から四〇MHz高い周波数以上	七〇・一デシベル以下
送信周波数帯域の最も高い周波数から一五〇MHz高い周波数未満	
送信周波数帯域の最も低い周波数から一五〇MHz低い周波数を超える送信周波数帯域の最も低い周波数から四〇MHz低い周波数以下	
送信周波数帯域の最も高い周波数から一五〇MHz高い周波数以上	五七・一デシベル以下
送信周波数帯域の最も高い周波数から四〇〇MHz高い周波数未満	
送信周波数帯域の最も低い周波数から四〇〇MHz低い周波数を超える送信周波数帯域の最も低い周波数から一五〇MHz低い周波数以下	
送信周波数帯域の最も高い周波数から四〇〇MHz高い周波数以上	三七・一デシベル以下
送信周波数帯域の最も低い周波数から四〇〇MHz低い周波数以下	

4 略

5 設備規則別表第二号17(3)の総務大臣が別に告示する帯域外領域における不要発射の強度の

2 設備規則第四十九条の六の十二第一項第一号の総務大臣が別に告示する無線局の送信装置の相互変調特性は、規定しない。

3 設備規則第四十九条の六の十二第一項第一号の総務大臣が別に告示する無線局の送信装置のフレーム長は、一〇ミリ秒であることとし、フレームを構成するサブフレーム長は一ミリ秒（一〇サブフレームで一フレーム）であること。また、スロット長は、〇・一二五ミリ秒又は〇・一二五ミリ秒のいずれかであること。なお、ローカル5Gの無線局の送信装置のフレーム構成が同期方式又は準同期方式である場合にあつては、別図第一号のとおりであつて、同期方式のスペシャルスロットにおけるシンボルが、当該スロットの先頭から数えてダウントリンクが一〇以下、当該スロットの末尾から数えてアップリンクが一以下、準同期方式のスペシャルスロットにおけるシンボルが、当該スロットの先頭から数えてダウントリンクが一二以下であつて、ローカル5Gの基地局からの送信開始時間と次式により求められるGPRS信号からの基準時間との許容時間差が一・五マイクロ秒以内であること。

協定世界時 $10\text{ミリ秒} \times n$ から $59872 \times Ts$ を経過した時間

n ：自然数、 Ts ： $1 / (15000 \times 2048)$

〔新設〕

許容値は、次に定めるとおりとする。

(1) 略

(2) **陸上移動局**（中継を行うものを除く。）の送信装置

ア 一の搬送波を送信する送信装置又は隣接しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置

次の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする不要発射の強度について、同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。

チャネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	不要発射の強度の許容値
五〇	五未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)〇・八dB以下
一〇〇	五以上一〇〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)〇・八dB以下
一〇〇	一〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)〇・八dB以下
一〇〇以上一〇〇未満	一〇以上一〇〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)〇・八dB以下
一〇〇以上四〇〇未満	一〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)〇・八dB以下
四〇〇以上八〇〇未満	四〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)〇・八dB以下
四〇〇以上八〇〇未満	四〇以上四〇〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)〇・八dB以下

[注1・2] 略

イ 隣接する複数の搬送波を同時に送信する送信装置

次の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする不要発射の強度について、同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。

チャネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	不要発射の強度の許容値
一〇〇	一〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平

(1) 同上

(2) **陸上移動局**の送信装置

ア 一の搬送波を送信する送信装置又は隣接しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置

次の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする不要発射の強度について、同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。

チャネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	不要発射の強度の許容値
五〇	五未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)〇・七dB以下
一〇〇	五以上一〇〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)〇・七dB以下
一〇〇	一〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)〇・七dB以下
一〇〇以上一〇〇未満	一〇以上一〇〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)〇・七dB以下
一〇〇以上四〇〇未満	一〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)〇・七dB以下
四〇〇以上四〇〇未満	四〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)〇・七dB以下
四〇〇以上八〇〇未満	四〇以上四〇〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)〇・七dB以下
四〇〇以上八〇〇未満	四〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)〇・七dB以下

[注1・2] 同上

イ 同上

「同上」

チャネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	不要発射の強度の許容値
一〇〇	一〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平

七〇〇	六五〇	六〇〇	五〇〇	四五〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇
七〇未満	六五以上一、三〇	六〇未満	六〇以上一、一〇	五〇未満	五〇以上一、〇〇	五〇未満	六〇以上九〇〇未
六五未満	六五以上一、三〇	六〇未満	六〇以上一、一〇	五〇未満	五〇以上一、〇〇	五〇未満	六〇以上一、〇〇〇未
六〇未満	六〇以上一、一〇	六〇未満	六〇以上一、一〇	六〇未満	六〇以上一、〇〇〇	六〇未満	六〇以上一、〇〇〇未
六五〇	六五〇	六〇〇	五〇〇	四五〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇
七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇

七〇〇	六五〇	六〇〇	五〇〇	四五〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇
七〇未満	七〇未満	七〇未満	七〇未満	六五未満	六〇未満	六〇未満	六〇未満
六五未満	六五以上一、三〇	六〇未満	六〇以上一、一〇	六〇未満	六〇以上一、〇〇〇	六〇未満	六〇以上一、〇〇〇未
六〇未満	六〇以上一、一〇	六〇未満	六〇以上一、一〇	六〇未満	六〇以上一、〇〇〇	六〇未満	六〇以上一、〇〇〇未
六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇
七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇

6 設備規則別表第三号第17(3)の総務大臣が別に告示するスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

(1) 「(1) 略」
(2) 陸上移動局（中継を行うものを除く。）の送信装置

次の表の上欄に掲げる周波数帯において、不要発射の強度が同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。

「表略」

(3) 陸上移動局（中継を行うものに限る。）の送信装置

ア 陸上移動局と通信を行うもの

次の表の上欄に掲げる周波数帯において、不要発射の強度が同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
三〇GHz以上一〇〇GHz未満	任意の一〇〇GHzの帯域幅における平均電力が（一）一三dB以下
一〇〇GHz以上搬送波の上端の周波数の一倍未満又は六〇GHz未満	任意の一〇〇GHzの帯域幅における平均電力が（一）一三dB以下

注

- 1 送信周波数帯域の端から一・五GHz以上離れた周波数帯に限り適用する。
- 2 搬送波の送信周波数帯域が一七GHzを超える一七・五GHz以下の周波数にかかる場合にあつては、一三・六GHzを超える四GHz以下の周波数帯における不要発射の強度の許容値は、この表の規定にかかわらず、任意の一〇〇GHzの帯域幅における平均電力が（一）九dB以下

イ 基地局と通信を行うもの

次の表の上欄に掲げる周波数帯において、不要発射の強度が同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
------	-------------

八〇〇	七〇以上一、四〇 〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）八・八dB以下
八〇〇	八〇未満 〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）〇・八dB以下

6 「注 略」
「注 同上」

(1) 同上
(2) 陸上移動局の送信装置

次の表の上欄に掲げる周波数帯において、不要発射の強度が同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。

「表同上」
「注 1～4 同上」
「新設」

六 GHz 以上一二・七五 GHz 未満	任意の一〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三 dB 以下の値
一二・七五 GHz 以上搬送波の上端の周波数の二倍未満	任意の一〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三 dB 以下の値

注

- 1 送信周波数帯域の端から一・五 GHz 以上離れた周波数帯に限り適用する。
- 2 搬送波の送信周波数帯域が一二 GHz を超え一二・五 GHz 以下の周波数にかかる場合にあつては、一二・六 GHz を超え一二四 GHz 以下の周波数帯における不要発射の強度の許容値は、この表の規定にかかわらず、任意の一〇〇 MHz の帯域幅における平均電力が一 dB 以下の値とする。

(4) 隊上移動中継局の送信装置

ア 隊上移動局と通信を行うもの

次の表の上欄に掲げる周波数帯において、不要発射の強度が同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
三〇 MHz 以上一〇〇〇 MHz 未満	任意の一〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三 dB 以下の値
一〇〇〇 kHz 以上搬送波の上端の周波数の二倍未満又は六〇 GHz 未満	任意の一〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三 dB 以下の値

注

- 1 送信周波数帯域の端から一・五 GHz 以上離れた周波数帯に限り適用する。
- 2 搬送波の送信周波数帯域が一二 GHz を超え一二・五 GHz 以下の周波数にかかる場合にあつては、一二・六 GHz を超え一二四 GHz 以下の周波数帯における不要発射の強度の許容値は、この表の規定にかかわらず、任意の一〇〇 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 一九 dB 以下の値とする。

イ 基地局と通信を行うもの

次の表の上欄に掲げる周波数帯において、不要発射の強度が同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
六 GHz 以上一二・七五 GHz 未満	任意の一〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三 dB 以下の値
一二・七五 GHz 以上搬送波の上端の周波数の二倍未満	任意の一〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三 dB 以下の値

注

「新設」

<p>1 送信周波数帯域の端から一・五GHz以上離れた周波数帯に限り適用する。</p> <p>2 機送波の送信周波数帯域が一七GHzを超える七・五GHz以下の周波数にかかる場合に あつては、一三・六GHzを超える一四GHz以下の周波数帯における不要発射の強度の許容 値は、この表の規定にかかわらず、任意の一〇〇MHzの帯域幅における平均電力が一 dB以下の場合とする。</p>	<p>7 国際電気通信連合電気通信標準化部門の勧告E.212に準拠するネットワークを識別するた めにローカル5Gの基地局[陸上移動中継局及び陸上移動局(中継を行うものに限る)]が 使用する番号は、九九九〇〇一とする。ただし、電気通信業務を行うもの又は電気通信 番号規則別表第九号に掲げるIMSIの指定を受けた電気通信事業者から当該電気通信番号を使 用した卸電気通信役務の提供を受けるもの等にあつてはこの限りではない。</p>	<p>8 国際電気通信連合電気通信標準化部門の勧告E.212に準拠する端末設備を識別するた めにローカル5Gの陸上移動局(中継を行うものを除く)が使用する番号は、次のとおりであ ること。ただし、電気通信業務を行うもの又は電気通信番号規則別表第九号に掲げるIMSIの 指定を受けた電気通信事業者から当該電気通信番号を使用した卸電気通信役務の提供を受け るもの等にあつてはこの限りではない。</p>
<p>「略」</p> <p>「別図第一号・別図第二号 略」</p>	<p>7 国際電気通信連合電気通信標準化部門の勧告E.212に準拠するネットワークを識別するた めにローカル5Gの基地局が使用する番号は、九九九〇〇一のこと。ただし、電気通信 業務を行うもの又は電気通信番号規則別表第九号に掲げるIMSIの指定を受けた電気通信事業 者から当該電気通信番号を使用した卸電気通信役務の提供を受けるもの等にあつてはこの限 りではない。</p>	<p>8 国際電気通信連合電気通信標準化部門の勧告E.212に準拠する端末設備を識別するた めにローカル5Gの陸上移動局が使用する番号は、次のとおりであること。ただし、電気通信業 務を行うもの又は電気通信番号規則別表第九号に掲げるIMSIの指定を受けた電気通信事業者 から当該電気通信番号を使用した卸電気通信役務の提供を受けるもの等にあつてはこの限り ではない。</p>

備考 表中の「」の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日から令和九年八月三十一日までの間ににおけるこの告示による改正後の平成三十一年総務省告示第二十三号第二項の適用については、第六号(3)表注二中「(一) 九dBm以下の値」とあるのは「(一) 三dBm以下の値」と、同号(4)表注二中「(一) 九dBm以下の値」とあるのは「(一) 二dBm以下の値」とする。

3 この告示の施行の日から令和九年八月三十一日までの間に免許若しくは予備免許を受け、又は免許を申請している無線設備規則第四十九条の六の十二第二項に規定する陸上移動中継局及び陸上移動局（携帯無線通信又はローカル5Gで行う通信の中継を行うものに限る。）の無線設備の条件については、令和九年九月一日以降も、この告示による改正後の平成三十一年総務省告示第二十三号第二項第六号(3)表注二の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

4 この告示の施行の日から令和九年八月三十一日までの間に受けた無線設備規則第四十九条の六の十二第二項に規定する陸上移動中継局及び陸上移動局（携帯無線通信又はローカル5Gで行う通信の中継を行うものに限る。）の無線設備に係る電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号）第三十八条の二

の二第一項の技術基準適合証明及び同法第三十八条の二十四第一項の工事設計認証は、令和九年九月一日以後においても、なおその効力を有する。

○ 総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第三号 17 (3) の規定に基づき、令和二年総務省告示第二百五十一号（シングルキヤリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であつて、周波数分割複信方式を用いるものの技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 ○○ ○○

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に一重傍線を付した規定は、これを加える。

<p>改 正 後</p> <p>〔一〕四 略</p> <p>五 スブリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。</p> <p>〔一〕略</p> <p>2 陸上移動局の送信装置</p> <p>次の表の上欄に掲げる周波数帯において、不要発射の強度が同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">周波数帯</th> <th style="text-align: center;">不要発射の強度の許容値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">〔略〕 一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下</td> <td style="text-align: center;">〔略〕 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇dBm以下の値</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔注1〕7 略</p> <p>8 一九一〇MHzを超える一、九八〇MHz以下の周波数を使用する場合において、チャネル間隔が五MHzの送信装置の場合にあつては、一九一〇MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯における不要発射の強度の許容値は、任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一五dBm以下、チャネル間隔が一〇MHz以上の送信装置の場合にあつては、一、九〇六・六MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯における不要発射の強度の許容値は、任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一五dBm以下の値であること。</p>	周波数帯	不要発射の強度の許容値	〔略〕 一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下	〔略〕 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇dBm以下の値	<p>改 正 前</p> <p>〔一〕四 同上</p> <p>五 同上</p> <p>2 〔一〕同上</p> <p>2 陸上移動局の送信装置</p> <p>次の表の上欄に掲げる周波数帯において、不要発射の強度が同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">周波数帯</th> <th style="text-align: center;">不要発射の強度の許容値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">〔同上〕 一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下</td> <td style="text-align: center;">〔同上〕 任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一dBm以下の値</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔注1〕7 同上</p> <p>〔新設〕</p>	周波数帯	不要発射の強度の許容値	〔同上〕 一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下	〔同上〕 任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一dBm以下の値
周波数帯	不要発射の強度の許容値								
〔略〕 一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下	〔略〕 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇dBm以下の値								
周波数帯	不要発射の強度の許容値								
〔同上〕 一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下	〔同上〕 任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一dBm以下の値								
<p>備考 表中の〔 〕の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>									

○ 総務省告示第 号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第十五条の二第四項の規定に基づき、平成五年郵政省告示第四百七号（工事設計書の記載の一部を省略することができる適合表示無線設備を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 ○○ ○○

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）第二条第一項第一号の九から第二号の一まで、第三号の二から第六号まで、第九号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の六の二から第十一号の八の一まで、第十一号の十の一から第十一号の十一まで、第十一号の十五、第十一号の十七、第十一号の十九から第十一号の十九の三まで、第十一号の二十の一、第十一号の二十の三、第十一号の二十の五から第十一号の二十一まで、第十一号の二十三から第十一号の二十六まで、第十一号の三十、第十一号の三十二、第十一号の三十四、第十二号、第十四号、第十五号から第十八号まで、第二十号の一から第二十一号まで第二十 三号、第二十二号の一、第二十四号から第二十八号まで、第二十八号の二から第三十一号まで、第三十八号から第四十五号まで、第五十一号、第五十二号の一、第五十二号の三、第五十四号から第五十四号の四まで、第五十四号の六及び第六十三号に掲げる無線設備</p>	<p>特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）第二条第一項第一号の九から第二号の一まで、第三号の二から第六号まで、第九号、第十一号の二、第十一号の四、第十一号の大の二から第十一号の八の一まで、第十一号の十の一から第十一号の十一まで、第十一号の十五、第十一号の十七、第十一号の十九から第十一号の十九の三まで、第十一号の二十の一、第十一号の二十の三、第十一号の二十の五から第十一号の二十一まで、第十一号の二十三から第十一号の二十六まで、第十一号の三十、第十一号の三十二、第十一号の三十四、第十二号、第十四号、第十五号から第十八号まで、第十九号の五から第十九号の十まで第二十 号の二から第二十一号まで、第二十二号、第二十三号の一、第二十四号から第二十八号まで、第二十八号の二から第三十一号まで、第三十八号から第四十五号まで、第五十一号、第五十二号の一、第五十二号の三、第五十四号から第五十四号の四まで、第五十四号の六及び第六十三号に掲げる無線設備</p>

○ 総務省告示第 号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第三十条の二第一項第六号の規定に基づき、平成十五年総務省告示第三百四十四号（外国の無線局の無線設備が電波法第二章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 ○○ ○○

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改 正 後	改 正 前
〔一 略〕	〔一 同上〕
〔二 次の各号に掲げる無線設備の規格に係る特定無線局の包括免許人が法第百二条の六第一項の規定に基づき本邦内において運用しようとする同項第一号の無線局の無線設備が当該各号に定める技術基準に相当する技術基準に適合するとの事実は、当該無線設備が当該各号に定める技術基準に相当する国際電気通信連合無線通信部門の勧告又はThird Generation Partnership Projectの技術仕様書に定める技術基準に連携した外国の法令に適合することについて当該外国の法令により確認されているもの（本邦内の他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるものに限る。）であることとする。	〔二 同上〕
〔三 「1」6 略〕	〔三 同上〕
7 施行規則第十五条の三第一号(1)及び第七号の四(1)に掲げる規格 設備規則第四十九条の六の十二第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準	7 施行規則第十五条の三第二号(1)及び第七号の四(1)に掲げる規格 設備規則第四十九条の六の十二第一項に規定する技術基準
8 施行規則第十五条の三第一号(1)及び第七号の四(2)に掲げる規格 設備規則第四十九条の六の十一第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準	8 施行規則第十五条の三第二号(1)及び第七号の四(2)に掲げる規格 設備規則第四十九条の六の十一第一項に規定する技術基準
9 施行規則第十五条の三第三号(1)に掲げる規格 設備規則第四十九条の大の十三（第一号から第三号までに係る部分に限る。）に規定する技術基準	9 施行規則第十五条の三第二号(1)に掲げる規格 設備規則第四十九条の大の十三に規定する技術基準
10 施行規則第十五条の三第一号(2)に掲げる規格 設備規則第四十九条の二十八に規定する技術基準	10 施行規則第十五条の三第二号(2)に掲げる規格 設備規則第四十九条の二十八に規定する技術基準
11 施行規則第十五条の三第一号(2)及び第七号の三(1)に掲げる規格 設備規則第四十九条の二十九第一項、第三項及び第八項に規定する技術基準	11 施行規則第十五条の三第二号(2)及び第七号の三(1)に掲げる規格 設備規則第四十九条の二十九第一項、第三項及び第八項に規定する技術基準
12 施行規則第十五条の三第一号(2)及び第七号の三(2)に掲げる規格 設備規則第四十九条の二十九第一項、第七項及び第八項に規定する技術基準	12 施行規則第十五条の三第二号(2)及び第七号の三(2)に掲げる規格 設備規則第四十九条の二十九第一項、第七項及び第八項に規定する技術基準
13 施行規則第十五条の三第一号(2)に掲げる規格 設備規則第四十九条の二十九の一第一項第三項及び第八項に規定する技術基準	13 施行規則第十五条の三第二号(2)に掲げる規格 設備規則第四十九条の二十九の一に規定する技術基準
〔三 略〕	〔三 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

○ 総務省告示第 号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号の四の規定に基づき、平成三十年総務省告示第二百五十六号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 ○○ ○○

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改　出　後	改　出　前
別表第23号 無線設備の規格コード	
項目	コード
【略】	【略】
設備規則第49条の6の12第1項に規定する基地局の無線設備（同項（第1号及び第2号に係る部分に限る。）、第3項及び第7項においてその無線設備の条件が定められている基地局の無線設備並びに第1項（第1号及び第2号に係る部分に限る。）、第4項及び第7項においてその無線設備の条件が定められている基地局の無線設備を除く。）	T D N R B S
設備規則第49条の6の12第1項（第1号及び第2号に係る部分に限る。）、第3項及び第7項においてその無線設備の条件が定められている基地局の無線設備	T D N S F C
設備規則第49条の6の12第1項（第1号及び第2号に係る部分に限る。）、第4項及び第7項においてその無線設備の条件が定められている基地局の無線設備	T D N S F B
設備規則第49条の6の12第2項（第1号及び第2号に係る部分に限る。）、第5項及び第7項においてその無線設備の条件が定められている基地局の無線設備	T D N M F C
設備規則第49条の6の12第2項（第1号及び第2号に係る部分に限る。）、第6項及び第7項においてその無線設備の条件が定められている基地局の無線設備	T D N M F B
設備規則第49条の6の13第1項に規定する基地局の無線設備（同項（第1号及び第2号に係る部分に限る。）及び第2項においてその無線設備の条件が定められている基地局の無線設備並びに第1項（第1号及び第2号に係る部分に限る。）及び第3項においてその無線設備の条件が定められている基地局の無線設備を除く。）	F D N R B S
設備規則第49条の6の13第1項（第1号及び第2号に係る部分に限る。）及び第2項においてその無線設備の条件が定められている基地局の無線設備	F D N R F C
設備規則第49条の6の13第1項（第1号及び第2号に係る部分に限る。）及び第3項においてその無線設備の条件が定められている基地局の無線設備	F D N R F B

〔略〕	〔略〕	〔同左〕	〔同左〕
設備規則第49条の29の2に規定する基地局の無線設備（同条第1項、第6項及び第8項においてその無線設備の条件が定められている基地局の無線設備並びに同条第1項、第7項及び第8項においてその無線設備の条件が定められている基地局の無線設備を除く。）	B W A N R B S	設備規則第49条の29の2に規定する基地局の無線設備	B W A N R B S
設備規則第49条の29の2第1項、第6項及び第8項においてその無線設備の条件が定められている基地局の無線設備	B W A N F C		
設備規則第49条の29の2第1項、第7項及び第8項においてその無線設備の条件が定められている基地局の無線設備	B W A N F B		
〔略〕	〔略〕	〔同左〕	〔同左〕
設備規則第49条の29に規定する陸上移動中継局の無線設備	B W 2 F B R	設備規則第49条の29に規定する陸上移動中継局の無線設備	B W 2 F B R
設備規則第49条の29の2に規定する陸上移動中継局の無線設備	B W N F B R		
〔略〕	〔略〕	〔同左〕	〔同左〕
設備規則第49条の6の12第1項（第1号から第3号までに係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつてシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備	T D N R 1	設備規則第49条の6の12第1項に規定する陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつてシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局	T D N R 1
設備規則第49条の6の12第1項（第1号から第3号までに係る部分に限る。）及び第7項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、ローカル5Gの無線局の無線設備	L O 5 G 1	設備規則第49条の6の12第1項に規定する陸上移動局の無線設備のうち、ローカル5Gの無線局	L O 5 G 1
設備規則第49条の6の12第1項（第1号、第2号及び第4号に係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつてシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備	T D N R 1 R		
設備規則第49条の6の12第2項（第1号から第3号までに係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備	T D N R 2	設備規則第49条の6の12第2項に規定する陸上移動局の無線設備のうち、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局	T D N R 2
設備規則第49条の6の12第2項（第1号から第3号までに係る部分に限る。）及び第7項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、ローカル5Gの無線局の無線設備	L O 5 G 2	設備規則第49条の6の12第2項に規定する陸上移動局の無線設備のうち、ローカル5Gの無線局	L O 5 G 2

設備規則第49条の6の12第2項（第1号、第2号及び第4号に係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつてシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備	T D N R 2 R		
〔略〕	〔略〕	〔同左〕	〔同左〕
設備規則第49条の29の2第1項、第3項及び第8項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備	B W A N R	設備規則第49条の29の2に規定する陸上移動局の無線設備	B W A N R
設備規則第49条の29の2第1項、第4項及び第8項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備	B W A N R R		
〔略〕	〔略〕	〔同左〕	〔同左〕

備考　※印の〔 〕の記載箇所は改訂によるものです。

○ 総務省告示第 号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第一条の二の規定に基づき、令和二年総務省告示第二百九十九号（無線局（移動する無線局を除く。）であつて、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがある地域として当該無線局の送信設備の設置場所とすることができない地域を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 ○○ ○○

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>〔一 略〕</p> <p>〔二 四・八 GHzを超過四・九 GHz以下の周波数の電波を使用するローラル5Gの基地局及び陸上移動中継局</p> <p>〔イ・ロ 略〕</p> <p>〔別表第一・別表第二 略〕</p>	<p>〔一 同上〕</p> <p>〔二 四・八 GHzを超過四・九 GHz以下の周波数の電波を使用するローラル5Gの基地局</p> <p>〔イ・ロ 同上〕</p> <p>〔別表第一・別表第二 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

○ 総務省告示第 号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第十七条の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第一百七十八号（登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の二(2)の規定に基づく登録検査等事業者が行う検査の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 ○○ ○○

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

答 出 綱	答 出 細
<p>第1 無線局（船舶局、船舶地球局、携帯無線通信（設備規則第三条第一号に規定するものをいう。以下同じ。）を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステム（設備規則第三条第十号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局並びにローカル5G（設備規則第三条第十五号に規定するものをいう。以下同じ。）の<u>基地局及び陸上移動中継局を除く。</u>）の検査実施要領</p> <p>[1～3 略] [第2 略]</p> <p>第3 携帯無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局並びにローカル5Gの<u>基地局及び陸上移動中継局</u>の検査実施要領</p> <p>[1・2 略]</p> <p>3 無線設備等</p> <p>[一・一の二 略]</p> <p>二 電気的特性</p> <p>[表 略] [注1・注2 略]</p> <p>注3 携帯無線通信（設備規則第3条第4号の5及び第4号の7に規定するものに限る。）を行う基地局、広帯域移動無線アクセスシステム（同条第12号及び第12号の2に規定するものに限る。）の基地局及びローカル5Gの基地局の送信設備のうち、設備規則第1章第6節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けた適合表示無線設備であって、<u>施行規則第43条の6第3項（同条第8項において準用する場合を含む。）</u>の規定に基づき総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長から確認書の交付を受けた免許人に属する基地局の無線設備（現に設備規則第9条の5に規定する外部参照信号に同期しているものに限る。）については、周波数及び空中線電力の測定を省略することができる。</p> <p>[注4 略] [三 略]</p>	<p>第1 無線局（船舶局、船舶地球局、携帯無線通信（設備規則第三条第一号に規定するものをいう。以下同じ。）を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステム（設備規則第三条第十号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局並びにローカル5G（設備規則第三条第十五号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局並びにローカル5G（設備規則第三条第十五号に規定するものをいう。以下同じ。）の<u>基地局を除く。</u>）の検査実施要領</p> <p>[1～3 同左] [第2 同左]</p> <p>第3 携帯無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局並びにローカル5Gの<u>基地局</u>の検査実施要領</p> <p>[1・2 同左]</p> <p>3 [同左] [一・一の二 同左]</p> <p>二 [同左] [表 同左] [注1・注2 同左]</p> <p>注3 携帯無線通信（設備規則第3条第4号の5及び第4号の7に規定するものに限る。）を行う基地局、広帯域移動無線アクセスシステム（同条第12号及び第12号の2に規定するものに限る。）の基地局及びローカル5Gの基地局の送信設備のうち、設備規則第1章第6節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けた適合表示無線設備であって、<u>施行規則第43条の6第3項</u>の規定に基づき総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長から確認書の交付を受けた免許人に属する基地局の無線設備（現に設備規則第9条の5に規定する外部参照信号に同期しているものに限る。）については、周波数及び空中線電力の測定を省略することができる。</p> <p>[注4 同左] [三 同左]</p>

備考 答出の [] の記入は必須ではありません。

○ 総務省告示第 号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第二十条の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第一百七十九号（登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の二(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 ○○ ○○

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 出 版	改 出 版																				
<p>[1・2 略]</p> <p>3 無線設備等</p> <p>[一・一の二 略]</p> <p>二 電気的特性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>点検の項目</th><th>具体的な点検の実施方法等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 周波数</td><td> <p>[ア～オ 略]</p> <p>カ アからオまでの規定にかかわらず、携帯無線通信（設備規則第3条第1号に規定するものをいう。以下同じ。）を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステム（設備規則第3条第10号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局並びにローカル5G（設備規則第3条第15号に規定するものをいう。以下同じ。）の<u>基地局及び陸上移動中継局</u>にあっては、次のとおりとする。</p> <p>[⑦・⑧ 略]</p> </td></tr> <tr> <td>2 スプリアス発射の強度</td><td> <p>[ア～キ 略]</p> <p>ク アからキまでの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局並びにローカル5Gの<u>基地局及び陸上移動中継局</u>にあっては、次のとおりとする。</p> <p>[⑦～⑩ 略]</p> </td></tr> <tr> <td>3 不要発射の強度</td><td> <p>[ア～キ 略]</p> <p>ク アからキまでの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局並びにローカル5Gの<u>基地局及び陸上移動中継局</u>にあっては、次のとおりとする。</p> <p>[⑦～⑩ 略]</p> </td></tr> <tr> <td>4 占有周波数帯幅</td><td> <p>[ア・イ 略]</p> <p>ウ アの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う</p> </td></tr> </tbody> </table>	点検の項目	具体的な点検の実施方法等	1 周波数	<p>[ア～オ 略]</p> <p>カ アからオまでの規定にかかわらず、携帯無線通信（設備規則第3条第1号に規定するものをいう。以下同じ。）を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステム（設備規則第3条第10号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局並びにローカル5G（設備規則第3条第15号に規定するものをいう。以下同じ。）の<u>基地局及び陸上移動中継局</u>にあっては、次のとおりとする。</p> <p>[⑦・⑧ 略]</p>	2 スプリアス発射の強度	<p>[ア～キ 略]</p> <p>ク アからキまでの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局並びにローカル5Gの<u>基地局及び陸上移動中継局</u>にあっては、次のとおりとする。</p> <p>[⑦～⑩ 略]</p>	3 不要発射の強度	<p>[ア～キ 略]</p> <p>ク アからキまでの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局並びにローカル5Gの<u>基地局及び陸上移動中継局</u>にあっては、次のとおりとする。</p> <p>[⑦～⑩ 略]</p>	4 占有周波数帯幅	<p>[ア・イ 略]</p> <p>ウ アの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う</p>	<p>[1・2 同左]</p> <p>3 [同左]</p> <p>[一・一の二 同左]</p> <p>二 [同左]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>点検の項目</th><th>具体的な点検の実施方法等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 [同左]</td><td> <p>[ア～オ 同左]</p> <p>カ アからオまでの規定にかかわらず、携帯無線通信（設備規則第3条第1号に規定するものをいう。以下同じ。）を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステム（設備規則第3条第10号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局並びにローカル5G（設備規則第3条第15号に規定するものをいう。以下同じ。）の<u>基地局</u>にあっては、次のとおりとする。</p> <p>[⑦・⑧ 同左]</p> </td></tr> <tr> <td>2 [同左]</td><td> <p>[ア～キ 同左]</p> <p>ク アからキまでの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局並びにローカル5Gの<u>基地局</u>にあっては、次のとおりとする。</p> <p>[⑦～⑩ 同左]</p> </td></tr> <tr> <td>3 [同左]</td><td> <p>[ア～キ 略]</p> <p>ク アからキまでの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局並びにローカル5Gの<u>基地局</u>にあっては、次のとおりとする。</p> <p>[⑦～⑩ 同左]</p> </td></tr> <tr> <td>4 [同左]</td><td> <p>[ア・イ 同左]</p> <p>ウ アの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う</p> </td></tr> </tbody> </table>	点検の項目	具体的な点検の実施方法等	1 [同左]	<p>[ア～オ 同左]</p> <p>カ アからオまでの規定にかかわらず、携帯無線通信（設備規則第3条第1号に規定するものをいう。以下同じ。）を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステム（設備規則第3条第10号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局並びにローカル5G（設備規則第3条第15号に規定するものをいう。以下同じ。）の<u>基地局</u>にあっては、次のとおりとする。</p> <p>[⑦・⑧ 同左]</p>	2 [同左]	<p>[ア～キ 同左]</p> <p>ク アからキまでの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局並びにローカル5Gの<u>基地局</u>にあっては、次のとおりとする。</p> <p>[⑦～⑩ 同左]</p>	3 [同左]	<p>[ア～キ 略]</p> <p>ク アからキまでの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局並びにローカル5Gの<u>基地局</u>にあっては、次のとおりとする。</p> <p>[⑦～⑩ 同左]</p>	4 [同左]	<p>[ア・イ 同左]</p> <p>ウ アの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う</p>
点検の項目	具体的な点検の実施方法等																				
1 周波数	<p>[ア～オ 略]</p> <p>カ アからオまでの規定にかかわらず、携帯無線通信（設備規則第3条第1号に規定するものをいう。以下同じ。）を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステム（設備規則第3条第10号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局並びにローカル5G（設備規則第3条第15号に規定するものをいう。以下同じ。）の<u>基地局及び陸上移動中継局</u>にあっては、次のとおりとする。</p> <p>[⑦・⑧ 略]</p>																				
2 スプリアス発射の強度	<p>[ア～キ 略]</p> <p>ク アからキまでの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局並びにローカル5Gの<u>基地局及び陸上移動中継局</u>にあっては、次のとおりとする。</p> <p>[⑦～⑩ 略]</p>																				
3 不要発射の強度	<p>[ア～キ 略]</p> <p>ク アからキまでの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局並びにローカル5Gの<u>基地局及び陸上移動中継局</u>にあっては、次のとおりとする。</p> <p>[⑦～⑩ 略]</p>																				
4 占有周波数帯幅	<p>[ア・イ 略]</p> <p>ウ アの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う</p>																				
点検の項目	具体的な点検の実施方法等																				
1 [同左]	<p>[ア～オ 同左]</p> <p>カ アからオまでの規定にかかわらず、携帯無線通信（設備規則第3条第1号に規定するものをいう。以下同じ。）を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステム（設備規則第3条第10号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局並びにローカル5G（設備規則第3条第15号に規定するものをいう。以下同じ。）の<u>基地局</u>にあっては、次のとおりとする。</p> <p>[⑦・⑧ 同左]</p>																				
2 [同左]	<p>[ア～キ 同左]</p> <p>ク アからキまでの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局並びにローカル5Gの<u>基地局</u>にあっては、次のとおりとする。</p> <p>[⑦～⑩ 同左]</p>																				
3 [同左]	<p>[ア～キ 略]</p> <p>ク アからキまでの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局並びにローカル5Gの<u>基地局</u>にあっては、次のとおりとする。</p> <p>[⑦～⑩ 同左]</p>																				
4 [同左]	<p>[ア・イ 同左]</p> <p>ウ アの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う</p>																				

	<p>基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局並びにローカル5Gの<u>基地局及び陸上移動中継局</u>のうちトンネル内に設置された無線設備であって、直接測定を行うことが困難なものについては、空中線から輻射される電波を測定する。</p>		<p>基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局並びにローカル5Gの<u>基地局</u>のうちトンネル内に設置された無線設備であって、直接測定を行うことが困難なものについては、空中線から輻射される電波を測定する。</p>
5 空中線電力	<p>[ア～サ 略] シ アからサまでの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局並びにローカル5Gの<u>基地局及び陸上移動中継局</u>にあっては、次のとおりとする。 [(ア)～(カ) 略]</p>	5 [同左]	<p>[ア～サ 同左] シ アからサまでの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局並びにローカル5Gの<u>基地局</u>にあっては、次のとおりとする。 [(ア)～(カ) 同左]</p>
[略]	[略]	[同左]	[同左]
[注1～注3 略]			[注1～注3 同左]
注4 携帯無線通信（設備規則第3条第4号の5及び第4号の7に規定するものに限る。）を行う基地局、広帯域移動無線アクセスシステム（同条第12号及び第12号の2に規定するものに限る。）の基地局及びローカル5Gの基地局の送信設備のうち、設備規則第1章第6節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けた適合表示無線設備であって、 <u>施行規則第43条の6第3項（同条第8項において準用する場合を含む。）</u> の規定に基づき総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長から確認書の交付を受けた免許人に属する基地局の無線設備（現に設備規則第9条の5に規定する外部参照信号に同期しているものに限る。）については、周波数及び空中線電力の測定を省略することができる。			
[注5 略] [三 略]			[注5 同左] [三 同左]
備考 第廿六〔〕〇年四月三十日付 〔 〕〇年四月三十日付			

○ 総務省告示第 号

端末設備等規則（昭和六十一年郵政省令第三十一号）第九条（同令第三十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成六年郵政省告示第四百二十四号（端末設備等規則の規定に基づく識別符号の条件等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 ○○ ○○

次の表により、変更前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後		改 正 前																	
<p>一 識別符号の符号長は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる条件によるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する無線設備の区別</th><th>識別符号の符号長</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td>十一 削除</td><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr> </tbody> </table>		使用する無線設備の区別	識別符号の符号長	〔略〕	〔略〕	十一 削除	〔略〕	〔略〕	〔略〕	<p>一 「同上」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する無線設備の区別</th><th>識別符号の符号長</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔同上〕</td><td>〔同上〕</td></tr> <tr> <td>十一 電波法第四条第三号に規定する無線局 八号に規定する五GHz帯無線アクセスシステムの無線局（以下「五GHz帯無線アクセスシステムの無線局」という。）の無線設備</td><td>一九ビット以上</td></tr> <tr> <td>〔同上〕</td><td>〔同上〕</td></tr> </tbody> </table>		使用する無線設備の区別	識別符号の符号長	〔同上〕	〔同上〕	十一 電波法第四条第三号に規定する無線局 八号に規定する五GHz帯無線アクセスシステムの無線局（以下「五GHz帯無線アクセスシステムの無線局」という。）の無線設備	一九ビット以上	〔同上〕	〔同上〕
使用する無線設備の区別	識別符号の符号長																		
〔略〕	〔略〕																		
十一 削除	〔略〕																		
〔略〕	〔略〕																		
使用する無線設備の区別	識別符号の符号長																		
〔同上〕	〔同上〕																		
十一 電波法第四条第三号に規定する無線局 八号に規定する五GHz帯無線アクセスシステムの無線局（以下「五GHz帯無線アクセスシステムの無線局」という。）の無線設備	一九ビット以上																		
〔同上〕	〔同上〕																		
<p>二 使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる方法によるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する無線設備の区別</th><th>判定の方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td>九 削除</td><td>〔略〕</td></tr> </tbody> </table>		使用する無線設備の区別	判定の方法	〔略〕	〔略〕	九 削除	〔略〕	<p>二 「同上」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する無線設備の区別</th><th>使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定の方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔同上〕</td><td>〔同上〕</td></tr> <tr> <td>九 五GHz帯無線アクセスシステムの無線局の無線設備</td><td>(1) 五GHz帯無線アクセスシステムの無線局の無線設備は、送信を行おうとする電波において通信の相手方以外の無線局が発射する電波の電界強度Eが次式で求めた値を超える場合には、その送信を行わないものであること。 $E = 100 \sqrt{\frac{1}{G} \times \sqrt{\frac{0.16}{(P_t \times \frac{20}{n})}}} \quad (mV/m)$ <p>ただし、Gは空中線利得の真値、P_tは空中電力 (W) とし、nは、占有周波数帯幅が 9 MHz を超え 19.7MHz 以下の場合は n = 20、占有周波数帯幅が 4.5MHz を超え 9 MHz 以下の場合は n = 10、占有周波数帯幅が 4.5MHz 以下の場合は n = 5 とする。</p> </td></tr> </tbody> </table>		使用する無線設備の区別	使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定の方法	〔同上〕	〔同上〕	九 五GHz帯無線アクセスシステムの無線局の無線設備	(1) 五GHz帯無線アクセスシステムの無線局の無線設備は、送信を行おうとする電波において通信の相手方以外の無線局が発射する電波の電界強度Eが次式で求めた値を超える場合には、その送信を行わないものであること。 $E = 100 \sqrt{\frac{1}{G} \times \sqrt{\frac{0.16}{(P_t \times \frac{20}{n})}}} \quad (mV/m)$ <p>ただし、Gは空中線利得の真値、P_tは空中電力 (W) とし、nは、占有周波数帯幅が 9 MHz を超え 19.7MHz 以下の場合は n = 20、占有周波数帯幅が 4.5MHz を超え 9 MHz 以下の場合は n = 10、占有周波数帯幅が 4.5MHz 以下の場合は n = 5 とする。</p>				
使用する無線設備の区別	判定の方法																		
〔略〕	〔略〕																		
九 削除	〔略〕																		
使用する無線設備の区別	使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定の方法																		
〔同上〕	〔同上〕																		
九 五GHz帯無線アクセスシステムの無線局の無線設備	(1) 五GHz帯無線アクセスシステムの無線局の無線設備は、送信を行おうとする電波において通信の相手方以外の無線局が発射する電波の電界強度Eが次式で求めた値を超える場合には、その送信を行わないものであること。 $E = 100 \sqrt{\frac{1}{G} \times \sqrt{\frac{0.16}{(P_t \times \frac{20}{n})}}} \quad (mV/m)$ <p>ただし、Gは空中線利得の真値、P_tは空中電力 (W) とし、nは、占有周波数帯幅が 9 MHz を超え 19.7MHz 以下の場合は n = 20、占有周波数帯幅が 4.5MHz を超え 9 MHz 以下の場合は n = 10、占有周波数帯幅が 4.5MHz 以下の場合は n = 5 とする。</p>																		

〔略〕	〔略〕	〔同上〕	〔2) その無線設備は、送信を行おうとする電波が空き状態であるとの判定を行つた後、送信を開始するものであること。ただし、他の無線設備から送受信を制御されている場合及び送信を行つた無線設備が当該判定後四ミリ秒以内に送信を再開する場合は、この限りではない。〕
〔二〕五 略	〔二〕五 同上	〔同上〕	

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則
(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この改正前の告示に規定されている電波法施行規則第六条第四項第八号に規定する五GHz帯無線アクセスシステムの無線局の無線設備については、令和十八年三月三十一日までの間は、この改正前の告示の規定による。

○ 総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第三十一条の規定に基づき、平成六年郵政省告示第七十二号（端末設備であつて電波を使用するもののうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 ○○ ○○

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
<p>〔一 略〕</p> <p>〔一 電気通信事業の用に供する電気通信回線設備との接続において電波を使用する端末設備。</p> <p>〔一 10 略〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>11 14</p>	<p>〔一 同上〕</p> <p>〔一 「同上」〕</p> <p>〔一 10 同上〕</p> <p>11 無線設備規則第四十九条の二十一に規定する五GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局の無線設備を使用する端末設備</p> <p>12 15</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この改正前の告示に規定されている無線設備規則第四十九条の二十一に規定する五GHz帯無線アクセシステムの陸上移動局の無線設備の端末設備については、令和十八年三月三十一日までは、なお従前の例による。

○総務省訓令第＊＊号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和＊年＊＊月＊＊日

総務大臣 松本 剛明

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令
電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(外国の無線局の運用の許可)</p> <p>第18条 法<u>第103条の6</u>の規定による外国の無線局の運用の許可の申請書を受理したときは、次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合していると認めるときは、許可する。</p> <p>[(1)・(2) 略]</p> <p>(3) 申請に係る外国の無線局の無線設備について平成15年総務省告示第344号（外国の無線局の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件）に定める事実があること。</p> <p>この場合において、平成15年総務省告示第344号第2項に係る無線設備の審査は、次に掲げる事項を確認することにより行うものとする。</p> <p>ア 当該外国の無線局を用いた本邦内における電気通信業務の業務委託について第1号包括免許人と協定又は契約を締結している者により業務が提供されている外国の法令が、国際電気通信連合無線通信部門の勧告<u>又はThird Generation Partnership Projectの技術仕様書</u>に定める技術基準に準拠していること。</p> <p>[イ 略]</p> <p>別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準</p>	<p>(外国の無線局の運用の許可)</p> <p>第18条 法<u>第103条の5</u>の規定による外国の無線局の運用の許可の申請書を受理したときは、次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合していると認めるときは、許可する。</p> <p>[(1)・(2) 同左]</p> <p>(3) [同左]</p> <p>ア 当該外国の無線局を用いた本邦内における電気通信業務の業務委託について第1号包括免許人と協定又は契約を締結している者により業務が提供されている外国の法令が、国際電気通信連合無線通信部門の勧告<u>M. 1457、M. 1581又はM. 2012</u>に定める技術基準に準拠していること。</p> <p>[イ 同左]</p> <p>別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準</p>

[第1 略]

第2 陸上関係

1 電気通信業務用

〔(1)～(15) 略〕

(16) 携帯無線通信を行う無線局等

〔ア～オ 略〕

カ 無線設備の設置場所等

(ア) 基地局及び陸上移動中継局の設置場所

〔A～E 略〕

F 4,900MHzから5,000MHzまでの周波数の電波を使用する基地局（フェムトセル基地局を除く。）及び陸上移動中継局にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。
ただし、当該基地局及び当該陸上移動中継局が5,030MHzから5,150MHzまでの周波数を使用する航空移動（R）業務の無線局に対し混信その他の妨害を与えないことが明らかであるときは、この限りでない。

(A) 下表の左欄及び中欄にそれぞれ示す基地局（フェムトセル基地局を除く。）及び陸上移動中継局の等価等方輻射電力及び不要発射の強度に応じて、空港用地端から同表の右欄に示す距離の範囲に設置していないこと。

基地局及び陸上移動中継局の等価等方輻射電力	不要発射の強度	距離
25dBm/MHz以下	-40dBm/MHz以下	4.1km
	-40dBm/MHzから-36dBm/MHzまで	5km
	-36dBm/MHzから-26dBm/MHzまで	10km

[第1 同左]

第2 [同左]

1 [同左]

〔(1)～(15) 同左〕

(16) [同左]

〔ア～オ 同左〕

カ [同左]

(ア) [同左]

〔A～E 同左〕

[新設]

<u>その他のもの</u>	<u>-26dBm/MHz以上</u>	<u>40km</u>
	<u>-32dBm/MHz以下</u>	<u>5km</u>
	<u>-32dBm/MHzから-</u>	<u>12km</u>
	<u>24dBm/MHzまで</u>	
	<u>-24dBm/MHzから-</u>	<u>40km</u>
	<u>14dBm/MHzまで</u>	
	<u>-14dBm/MHz以上</u>	<u>120km</u>

(B) フェムトセル基地局にあっては空港用地端から
0.8kmの範囲内に設置していないこと。

[イ] 略

(ウ) 陸上移動局の移動範囲

[A～C 略]

D AからCの規定のほか、4,900MHzから5,000MHzまでの周波数の電波を使用する陸上移動局にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。ただし、これらの無線局が5,030MHzから5,150MHzまでの周波数を使用する航空移動（R）業務の無線局に対し混信その他の妨害を与えないことが明らかであるときは、この限りでない。

(A) 陸上移動局（中継を行うものを除く。）は、下表の左欄に示す空中線電力に応じて、空港用地端から下表の右欄に示す距離の範囲内で運用されないように考慮されていること。

<u>空中線電力</u>	<u>空港用地端からの距離</u>
<u>200mW以下</u>	<u>2.3km</u>
<u>200mWから400mWまで</u>	<u>3.3km</u>
<u>400mWから800mWまで</u>	<u>4.1km</u>

(B) 陸上移動局（中継を行うものに限る。）は、空港用地端から4.3kmの範囲内で運用されないように考慮されていることが示されていること。

[キ・ク 略]

[イ] 同左]

(ウ) [同左]

[A～C 同左]

[新設]

[キ・ク 同左]

ケ 周波数の指定

(ア) 法第27条の12第3項第7号に規定する終了促進措置に係る周波数を希望する特定基地局にあっては、当該終了促進措置の対象となる次に掲げる無線局に関し、当該終了促進措置の実施を完了し、又は当該特定基地局に係る認定開設者と当該無線局の免許人等（D及びJにあっては所有者又は占有者）との間で当該終了促進措置の実施（当該終了促進措置の実施によらない当該無線局の廃止又は周波数の変更の実施を含む。）及び当該特定基地局の開設について合意していること。ただし、当該特定基地局が当該無線局へ混信その他の妨害を与えないことが明らかであるときは、この限りでない。

[A～H 略]

I 当該特定基地局の無線ゾーンに係る都道府県内を設置場所、無線設備を設置しようとする区域又は移動範囲とする電波法施行規則等の一部を改正する省令（令和6年総務省令第 号）第3条による改正前の設備規則第49条の21に規定する5GHz帯無線アクセスシステム（シ（ケ）において同じ。）の基地局、携帯基地局、陸上移動中継局及び携帯局（携帯基地局の電波を中継する機能を有するもの又は監視制御信号を伝送する機能を有するものに限る。）並びにそれらを通信の相手方とする陸上移動局及び携帯局

J 当該終了促進措置に係る協議の申入れがあった、電波法施行規則等の一部を改正する省令（令和6年総務省令第 号）第1条による改正前の施行規則第6条第4項第8号に規定する5GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局及び携帯局（特定基地局の無線ゾーンに係る都道府県内で運用しているものに限る。）

[(イ)～(ケ) 略]

(ケ) 27.0GHzから28.2GHzまで及び29.1GHzから29.5GHzまで

ケ [同左]

(ア) 法第27条の12第3項第7号に規定する終了促進措置に係る周波数を希望する特定基地局にあっては、当該終了促進措置の対象となる次に掲げる無線局に関し、当該終了促進措置の実施を完了し、又は当該特定基地局に係る認定開設者と当該無線局の免許人等（特定小電力無線局にあっては所有者又は占有者）との間で当該終了促進措置の実施（当該終了促進措置の実施によらない当該無線局の廃止又は周波数の変更の実施を含む。）及び当該特定基地局の開設について合意していること。ただし、当該特定基地局が当該無線局へ混信その他の妨害を与えないことが明らかであるときは、この限りでない。

[A～H 同左]

[新設]

[新設]

[(イ)～(ケ) 同左]

(ケ) 27.0GHzから28.2GHzまで及び29.1GHzから29.5GHzまで

の周波数の電波を使用する基地局及び陸上移動中継局にあっては、27.0GHzから31.0GHzまでの周波数の電波を受信する人工衛星局に関し、当該人工衛星局の免許人との間で混信その他の妨害を与えないことについて合意していること。ただし、当該基地局及び陸上移動中継局が当該人工衛星局へ混信その他の妨害を与えないことが明らかであるときは、この限りでない。

[コ・サ 略]

(シ) 4,900MHzから5,000MHzまでの周波数の電波を使用する基地局及び陸上移動中継局にあっては、5,000MHzから5,030MHzまでの周波数の電波を使用する無線航行衛星業務の用に供する人工衛星局及び地球局に対し、当該人工衛星局又は地球局の免許人との間で混信その他の妨害を与えないことについて合意していること。ただし、当該基地局が当該人工衛星局及び地球局へ混信その他の妨害を与えないことが明らかであるときは、この限りでない

[コ・サ 略]

シ 他の無線局との干渉調整等

[(ア)～(ケ) 略]

(イ) (ア)の規定にかかわらず、4,900MHzから5,000MHzまでの周波数の電波を使用する基地局及び陸上移動中継局にあっては、同一周波数帯を使用する5GHz帯無線アクセスシステムの無線局に関し、見通し外となるような離隔距離の確保、移動する無線局の免許人等との合意その他の有害な混信を生じさせないための措置を講じること。

[ス～ソ 略]

タ その他

[(ア)～(エ) 略]

(オ) 3.9GHzから4.1GHzまで及び4.5GHzから4.6GHzまでの周波数を使用する陸上移動局（携帯無線通信の中継を行う

の周波数の電波を使用する基地局にあっては、27.0GHzから31.0GHzまでの周波数の電波を受信する人工衛星局に関し、当該人工衛星局の免許人との間で混信その他の妨害を与えないことについて合意していること。ただし、当該基地局が当該人工衛星局へ混信その他の妨害を与えないことが明らかであるときは、この限りでない。

[(コ)・(サ) 同左]

[新設]

[コ・サ 同左]

シ [同左]

[(ア)～(ケ) 同左]

[新設]

[ス～ソ 同左]

タ [同左]

[(ア)～(エ) 同左]

[新設]

ものに限る。) の免許に際しては、電波法第104条の2の規定により、次の条件を付すものとする。

A 3.9GHzから4GHzまでの周波数を使用するもの

「この無線局の無線設備の全部又は一部（空中線を含む部分に限る。）を屋外で使用する場合には、3.9GHzから4GHzまでの周波数について、等価等方輻射電力が29dBm以下となるように運用しなければならない。」

B 4GHzから4.1GHzまでの周波数を使用するもの

「この無線局の無線設備の全部又は一部（空中線を含む部分に限る。）を屋外で使用する場合には、4GHzから4.1GHzまでの周波数について、等価等方輻射電力が22dBm以下となるように運用しなければならない。」

C 4.5GHzから4.6GHzまでの周波数を使用するもの

「この無線局の無線設備の全部又は一部（空中線を含む部分に限る。）を屋外で使用する場合には、4.5GHzから4.6GHzまでの周波数について、等価等方輻射電力が30dBm以下となるように運用しなければならない。」

[別表(16)-1・別表(16)-2 略]

[(17)・(18) 略]

(19) 地域広帯域移動無線アクセスシステムの無線局

[ア～オ 略]

カ 無線設備の設置場所等

無線設備の設置場所等は、次の条件に適合すること。

(ア) 基地局等の設置場所

[A～C 略]

D フェムトセル基地局（設備規則第49条の28第5項、第49条の29第5項又は第49条の29の2第6項に規定する無線設備を使用する基地局をいう。）については、無線設備の全部又は一部（空中線を含む部分に限る。

[別表(16)-1・別表(16)-2 同左]

[(17)・(18) 同左]

(19) [同左]

[ア～オ 同左]

カ [同左]

[同左]

(ア) [同左]

[A～C 同左]

D フェムトセル基地局（設備規則第49条の28第5項又は第49条の29第5項に規定する無線設備を使用する基地局をいう。）については、無線設備の全部又は一部（空中線を含む部分に限る。）の設置場所が屋内であ

) の設置場所が屋内であること。

[イ] 略

[キ・ク 略]

ケ 空中線電力の指定

空中線電力の指定については、次のとおり指定する。

[ア] 略

(イ) 陸上移動局

空中線電力の最大の値を指定することとする。この場合において、設備規則第49条の28に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局にあっては400mW（基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信

（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合にあっては、200mW）以下の値、設備規則第49条の29に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局にあっては800mW（基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合にあっては、200mW）以下の値、設備規則第49条の29の2に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局（中継を行うものを除く。）にあっては800mW（単数の空中線端子を用いた送信を行う場合にあっては400mW）以下の値、同条に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局（中継を行うものに限る。）にあっては200mW（非再生中継方式による中継を行う場合にあっては、全搬送波の総電力とし、陸上移動局に対する送信と基地局に対する送信を同時送信可能な空中線電力が200mW）以下の値とする。

[ウ] 略

コ 無線設備の工事設計

次の条件を満足するものであること。

[ア] 略

ること。

[イ] 同左

[キ・ク 同左]

ケ [同左]

[同左]

[ア] 同左

(イ) [同左]

空中線電力の最大の値を指定することとする。この場合において、設備規則第49条の28に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局にあっては400mW（基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合にあっては、200mW）以下の値、設備規則第49条の29に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局にあっては400mW（基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信

（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合、若しくはLTE方式、LTE—TDD方式、5GNR—TDD方式、5GNR—FDD方式又は高度化BWA方式を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあっては、200mW）以下の値、設備規則第49条の29の2に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局にあっては400mW（LTE方式、LTE—TDD方式、3.6GHzから4.1GHz又は4.5GHzから4.9GHzを使用する5GNR—TDD方式又は高度化BWA方式を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあっては、200mW）以下の値とする。

[ウ] 同左

コ [同左]

[同左]

[ア] 同左

- (イ) 陸上移動局（中継を行うものを除く。）の工事設計
- A 空中線利得は、設備規則第49条の28に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局にあっては5dBi以下、設備規則第49条の29又は第49条の29の2に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局にあっては4dBi以下（ただし、等価等方輻射電力が絶対利得4dBiの空中線に800mWの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができる。）であること。

[B 略]

- (ウ) 陸上移動局（中継を行うものに限る。）の工事設計
空中線利得は、次のとおりであること。

A 設備規則第49条の28に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局であって、基地局と通信を行うものにあっては5dBi以下、陸上移動局と通信を行うものにあっては2dBi以下であること。

B 設備規則第49条の29又は第49条の29の2に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局にあっては、4dBi以下であること。

- (エ) 陸上移動中継局の工事設計
空中線利得は、次のとおりであること。

A 設備規則第49条の28に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局であって、基地局と通信を行うものにあっては5dBi以下、陸上移動局と通信を行うものにあっては17dBi以下であること。

B 設備規則第49条の29に規定する技術基準に係る無線

- (イ) [同左]
- A 空中線利得は、設備規則第49条の28に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局にあっては5dBi以下、設備規則第49条の29又は第49条の29の2に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局にあっては4dBi以下（空中線電力が200mWを超える場合にあっては1dBi以下。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得1dBiの空中線に400mWの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができる。）であること。

[B 同左]

- (ウ) [同左]
空中線利得は、基地局と通信を行うものにあっては5dBi以下、陸上移動局と通信を行うものにあっては2dBi以下であること。

[新設]

[新設]

- (エ) [同左]
空中線利得は、基地局と通信を行うものにあっては17dBi以下、陸上移動局と通信を行うものにあっては5dBi以下であること。

[新設]

[新設]

設備を使用する無線局であって、基地局と通信を行うものにあっては4dBi以下、陸上移動局と通信を行うものにあっては17dBi以下であること。

C 設備規則第49条の29の2に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局であって、基地局と通信を行うものにあっては4dBi以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得4dBiの空中線に400mW（複数の空中線端子を用いた送信の場合は800mW）の空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができる。陸上移動局と通信を行うものにあっては17dBi以下であること。

[サ～ス 略]

別紙(19)-1 カバーエリア及び調整対象区域の算出法

カバーエリア及び調整対象区域は原則として、基地局等が発射し、陸上移動局が受信する電波の受信電力が基準置以上となる範囲として地図上に描画するものとし、その算出は次により行う。

[1～3 略]

4 描画の精度

カバーエリア及び調整対象区域の算出に当たっては、100mメッシュ（昭和48年行政管理庁告示第143号第1項第1号に規定する基準地域メッシュを経度方向及び緯度方向に十等分してできる区域のことをいう。）相当以上の精度の地形情報をもとに算出して描画すること。ただし、詳細な地形情報の入手が困難な場合その他特に必要がある場合は、この限りではない。

[5 略]

[20)・(21) 略]

[2・3 略]

4 その他

[(1)～(15) 略]

(16) ローカル5Gの無線局

[新設]

[サ～ス 同左]

別紙(19)-1 [同左]

[同左]

[1～3 同左]

4 [同左]

カバーエリア及び調整対象区域の算出に当たっては、100mメッシュ相当以上の精度の地形情報をもとに算出して描画すること。ただし、詳細な地形情報の入手が困難な場合その他特に必要がある場合には1000mメッシュ相当以上の精度の地形情報をもとに算出することができる。

[5 同左]

[20)・(21) 同左]

[2・3 同左]

4 [同左]

[(1)～(15) 同左]

(16) [同左]

ア 用語の定義

この(16)において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

(ア)・(イ) 略]

(ウ) 「陸上移動中継局」とは、ローカル5Gの陸上移動中継局をいう。

(エ) [略]

(オ) 「HPUE」とは、陸上移動局（中継（ローカル5G）において行われる無線通信の中継をいう。以下この(16)において同じ。）を行うものを除く。）のうち、4.8GHzから4.9GHzまでの周波数を使用するものについては、その等価等方輻射電力が26dBmから32dBmまでのもの、28.2GHzから29.1GHzまでの周波数を使用するものについては、その等価等方輻射電力が43dBmから55dBmまでのものをいう。

(カ) [略]

(キ) [略]

(ク) 「カバーエリア」とは、申請に係る基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局（中継を行うものに限る。）と陸上移動局（中継を行うものを除く。）の間の通信を行うことが可能な区域であって、別紙(16)-1により算出されるもの（極端に離隔した、又は極端に小さな飛び地は除く。）をいう。

(ケ) [略]

(コ) 「業務区域」とは、申請に係る基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局（中継を行うものに限る。）並びにそれらの通信の相手方である陸上移動局（中継を行うものを除く。）を用いてローカル5Gによる業務を行う区域をいう。

(サ) 「HPUE調整区域」とは、申請に係るHPUEが発する電波により、他の免許人所属のローカル5Gの無線

ア [同左]

[同左]

[(ア)・(イ) 同左]

[新設]

(ウ) [同左]

[新設]

(エ) [同左]

(オ) [同左]

(カ) 「カバーエリア」とは、申請に係る基地局と陸上移動局の間の通信を行うことが可能な区域であって、別紙(16)-1により算出されるもの（極端に離隔した、又は極端に小さな飛び地は除く。）をいう。

(キ) [同左]

(ク) 「業務区域」とは、申請に係る基地局及びその通信の相手方である陸上移動局を用いてローカル5Gによる業務を行う区域をいう。

[新設]

局との間で混信が生じることを回避するための調整の要否を判断するための区域であって、業務区域の境界から別紙(16)－2に規定する離隔距離だけ外側の地点の集合が境界となる区域のことをいう。

(シ)～(ト) [略]

(ナ) 「4.5GHz帯」とは、4.5GHzから4.6GHzまで又は4.9GHzから5.0GHz周波数の範囲をいう。

(ニ)～(ヘ) [略]

イ 電気通信業務用

〔ア〕 略

（イ） 通信の相手方

通信の相手方は、次のとおりとする。

A 基地局

次に掲げる無線局又はこれらの組合せによるものであること。ただし、(C)に掲げる無線局のみを通信の相手方としてはならない。

(A) 免許人所属の陸上移動中継局

(B) [略]

(C) [略]

B 陸上移動中継局

次に掲げる無線局又はこれらの組合せによるものであること。

(A) 免許人所属の基地局

(B) 免許人所属の陸上移動中継局

(C) 免許人所属の陸上移動局

(D) 免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の陸上移動局

C 陸上移動局

次に掲げる無線局又はこれらの組合せによるものであること。ただし、(D)、(E)若しくは(F)に掲げる無線局又はこれらの組合せによるもののみを通信の相手方と

(ケ)～(チ) [同左]

(ツ) 「4.5GHz帯」とは、4.5GHzから4.6GHzまでの周波数の範囲をいう。

(ケ)～(ハ) [略]

イ [同左]

〔ア〕 同左

(イ) [同左]

[同左]

A [同左]

次に掲げる無線局又はこれらの組合せによるものであること。ただし、(B)に掲げる無線局のみを通信の相手方としてはならない。

[新設]

(A) [同左]

(B) [同左]

[新設]

B [同左]

次に掲げる無線局又はこれらの組合せによるものであること。ただし、(B)、(C)若しくは(D)に掲げる無線局又はこれらの組合せによるもののみを通信の相手方と

してはならない。

[(A) 略]

[(B) 免許人所属の陸上移動中継局]

[(C) 免許人所属の陸上移動局]

[(D) [略]]

[(E) [略]]

[(F) [略]]

[(ウ) 略]

(イ) 無線設備の設置場所等

無線設備の設置場所等は、次の条件に適合すること。

A 基地局及び陸上移動中継局の設置場所

[(A)～(C) 略]

[(D) 4.8GHzから4.9GHzまでの周波数を使用する基地局及び陸上移動中継局については、等価等方輻射電力が25dBm/MHzを超える場合に、無線局免許手続規則第2条の2により総務大臣が告示する地域に設置していないこと。]

[(E) フェムトセル基地局（設備規則第49条の6の12第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項又は同条第2項（第1号に係る部分に限る。）及び第5項に規定する条件に適合する無線設備を使用する基地局をいう。以下この(イ)において同じ。）については、無線設備の全部又は一部（空中線を含む部分に限る。）の設置場所が屋内であること。]

[(F) [略]]

[(B) 略]

C 陸上移動局（中継を行うものを除く。）の移動範囲

(A) 業務用無線局のもの

陸上（河川、湖沼その他これらに準ずる水域を含む。）の範囲内であって、当該電気通信事業者の業務区域内又は当該事業者と業務委託契約を締結した

してはならない。

[(A) 同左]

[新設]

[新設]

[(B) [同左]]

[(C) [同左]]

[(D) [同左]]

[(ウ) 同左]

(イ) [同左]

[同左]

A 基地局の設置場所

[(A)～(C) 同左]

[(D) 4.8GHzから4.9GHzまでの周波数を使用する基地局については、等価等方輻射電力が25dBm/MHzを超える場合に、無線局免許手続規則第2条の2により総務大臣が告示する地域に設置していないこと。]

[新設]

[(E) [同左]]

[(B) 同左]

C 陸上移動局の移動範囲

[(A) [同左]]

陸上（河川、湖沼その他これらに準ずる水域を含む。）の範囲内であって、当該電気通信事業者の業務区域内又は当該事業者と業務委託契約を締結した

他の事業者がサービスの提供を行う区域内のものであること。

〔(B) 略〕

D 陸上移動局（中継を行うものに限る。）の移動範囲

(A) 4.6GHzから4.8GHzまでの周波数を使用するもの
屋内であって、当該電気通信事業者の業務区域内
又は当該電気通信事業者と業務委託契約を締結した
他の電気通信事業者がサービスの提供を行う区域内
であること。また、令和2年総務省告示第399号別
表第一に定める地域並びに北海道、新潟県及び石川
県の地域のうち、同表に定める地域以外の地域を含
まないこと。

(B) 4.8GHzから4.9GHzまでの周波数を使用するもの
屋内であって、当該電気通信事業者の業務区域内
又は当該電気通信事業者と業務委託契約を締結した
他の電気通信事業者がサービスの提供を行う区域内
であること。

〔(オ) 略〕

(カ) 空中線電力の指定

空中線電力の指定については、次のとおり指定する。

A 基地局

1 波当たりの空中線電力を指定することとし、送信
ダイバーシチ又は空間分割多重技術を用いる無線設備
であって、複数の増幅部を有し、これらが一体となっ
て機能するものは、次のとおり指定する。

(A) 4.6GHzから4.8GHzまでの周波数を使用する場合

a 北海道、新潟県又は石川県以外の地域に設置す
る場合

1 無線設備当たり14dBm/MHz以下の値とする。

他の事業者のサービスの提供を行う区域内のもので
あること。

〔(B) 同左〕

〔新設〕

〔(オ) 同左〕

〔(カ) 同左〕

〔同左〕

A 〔同左〕

〔同左〕

(A) 〔同左〕

a 〔同左〕

1 無線設備当たり14dBm/MHz以下の値とする。

ただし、等価等方輻射電力が、1無線設備当たり
17dBm/MHz以下となる場合は、空中線電力の低下

b 北海道、新潟県又は石川県の地域に設置する場合

1 無線設備当たり $0 \text{ dBm}/\text{MHz}$ 以下の値とする。

(B) 4.8GHzから4.9GHzまでの周波数を使用する場合

1 無線設備当たり $28 \text{ dBm}/\text{MHz}$ 以下の値とする。

(C) 28.2GHzから29.1GHzまでの周波数を使用する場合

1 無線設備当たり $5 \text{ dBm}/\text{MHz}$ 以下の値とする。

[(D)・(E) 略]

B 陸上移動中継局

1 波当たりの空中線電力を指定することとし、送信ダイバーシチ又は空間分割多重技術を用いる無線設備であって、複数の増幅部を有し、これらが一体となって機能するものは、次のとおり指定する。

(A) 4.8GHzから4.9GHzまでの周波数を使用する場合

a 基地局と通信を行うもの

1 無線設備当たり 800 mW 以下の値とする。

b 陸上移動局と通信を行うもの

1 無線設備当たり $28 \text{ dBm}/\text{MHz}$ 以下の値とする。

(B) 28.2GHzから29.1GHzまでの周波数を使用する場合

a 基地局と通信を行うもの

1 無線設備当たり 3.16 W 以下の値とする。

分を送信空中線利得で補うことができる。

b [同左]

1 無線設備当たり $0 \text{ dBm}/\text{MHz}$ 以下の値とする。

ただし、等価等方輻射電力が、1 無線設備当たり

$3 \text{ dBm}/\text{MHz}$ 以下となる場合は、空中線電力の低下

分を送信空中線利得で補うことができる。

(B) [同左]

1 無線設備当たり $28 \text{ dBm}/\text{MHz}$ 以下の値とする。

ただし、等価等方輻射電力が、1 無線設備当たり

$48 \text{ dBm}/\text{MHz}$ 以下となる場合は、空中線電力の低下

分を送信空中線利得で補うことができる。

(C) [同左]

1 無線設備当たり $5 \text{ dBm}/\text{MHz}$ 以下の値とする。

ただし、等価等方輻射電力が、1 無線設備当たり

$25 \text{ dBm}/\text{MHz}$ 以下となる場合は、空中線電力の低下

分を送信空中線利得で補うことができる。

[(D)・(E) 同左]

[新設]

b 陸上移動局と通信を行うもの

1 無線設備当たり 5 dBm/MHz以下の値とする。

C 陸上移動局（中継を行うものを除く。）

(A) 4. 6GHzから4. 8GHzまでの周波数を使用する場合

使用することができる空中線電力の最大の値を指定する。この場合において、200mW以下の値とする

(B) 4. 8GHzから4. 9GHzまでの周波数を使用する場合

使用することができる空中線電力の最大の値を指定する。この場合において、800mW以下の値とする

(C) 28. 2GHzから29. 1GHzまでの周波数を使用する場合

使用することができる空中線電力の最大の値を指定する。この場合において、3. 16W以下の値とする

D 陸上移動局（中継を行うものに限る。）

(A) 4. 6GHzから4. 9GHzまでの周波数を使用する場合

a 基地局と通信を行うもの

1 無線設備当たり 250mW以下の値とする。

b 陸上移動局と通信を行うもの

1 無線設備当たり 250mW以下の値とする。

(B) 28. 2GHzから29. 1GHzまでの周波数を使用する場合

a 基地局と通信を行うもの

200mW以下の値とする。

b 陸上移動局と通信を行うもの

1 無線設備当たり 200mW以下の値とする。

(イ) 無線設備の工事設計

無線設備の工事設計については、次の条件を満足すること。

[A 略]

B 陸上移動中継局の工事設計

B 陸上移動局

使用することができる空中線電力の最大の値を指定する。この場合において、200mW以下の値とする。

[新設]

(イ) [同左]
[同左]

[A 同左]
[新設]

(A) 基地局と通信を行うもの

a 4. 8GHzから4. 9GHzまでの周波数の電波を使用するもの

空中線利得は3dBi以下であること。ただし、等価等方輻射電力が32dBm以下である場合は、この限りではない。

b 28. 2GHzから29. 1GHzまでの周波数の電波を使用するもの

空中線利得は20dBi以下であること。ただし、等価等方輻射電力が55dBm以下である場合は、この限りではない。

(B) 陸上移動局と通信を行うもの

空中線利得は23dBi以下であること。ただし、4. 8GHzから4. 9GHzまでの周波数を使用するものについては、等価等方輻射電力が1無線設備あたり48dBm/MHz以下、28. 2GHzから29. 1GHzまでの周波数を使用するものについては、等価等方輻射電力が1無線設備あたり25dBm/MHz以下となる場合はこの限りではない。

C 陸上移動局（中継を行うものを除く。）の工事設計

(A) 4. 6GHzから4. 9GHzまでの周波数の電波を使用するもの

空中線利得は3dBi以下であること。ただし、等価等方輻射電力が26dBm以下（HPUEにあっては32dBm以下）である場合は、この限りではない。

(B) 28. 2GHzから29. 1GHzまでの周波数の電波を使用するもの

空中線利得は20dBi以下であること。ただし、等価等方輻射電力が43dBm以下（HPUEにあっては55dBm以下）である場合は、この限りではない。

D 陸上移動局（中継を行うものに限る。）の工事設計

B 陸上移動局の工事設計

(A) 4. 6GHzを超える4. 9GHz以下の周波数の電波を使用するもの

空中線利得は3dBi以下であること。

(B) [同左]

空中線利得は20dBi以下であること。ただし、等価等方輻射電力が43dBm以下である場合は、この限りではない。

[新設]

(A) 基地局と通信を行うもの

- a 4. 6GHzから4. 9GHzまでの周波数の電波を使用するもの

空中線利得は9dBi以下であること。

- b 28. 2GHzから29. 1GHzまでの周波数の電波を使用するもの

空中線利得は20dBi以下であること。

(B) 陸上移動局と通信を行うもの

- a 4. 6GHzから4. 9GHzまでの周波数の電波を使用するもの

空中線利得は0dBi以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得0dBiの空中線に250mWの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、この限りではない。

- b 28. 2GHzから29. 1GHzまでの周波数の電波を使用するもの

空中線利得は20dBi以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得20dBiの空中線に200mWの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、この限りではない。

(カ) 他の無線局との干渉調整等

次に掲げる他の無線局との干渉調整等その他必要な事項について、整理された資料が添付されていること。

A 他の免許人所属のローカル5Gの無線局

[(A)～(J)] 略

(K) 陸上移動局（中継を行うものに限る。）の調整対象区域は、業務区域内を移動する場合は、その移動範囲を考慮して設定されており、その範囲が通信の相手方である基地局又は陸上移動中継局の調整対象区域内に収まっていること。

(L) H P U Eの申請にあっては、次に掲げる事項が地

(カ) [同左]

[同左]

A [同左]

[(A)～(J)] 同左

[新設]

[新設]

図上に記された資料（申請者の連絡先を含む。）が添付されていること。また、当該資料の添付にあつては、干渉調整のために必要な場合に限り、当該資料が開示される旨が了解されていること。

a 業務区域

b H P U E 調整区域

(M) 申請に係るH P U E 調整区域が、他の免許人所属の基地局又は陸上移動中継局の設置場所を含んでいないこと。ただし、当該他の免許人の業務の遂行上、有害な混信がないことが明らかにされている場合は、この限りではない。

B 4.5GHz帯及び28GHz帯の周波数の電波を使用する携帯無線通信を行う無線局

(A) 同期運用又は準同期運用を行うこと。ただし、当該携帯無線通信を行う無線局の免許人との間で混信その他の妨害を与えないことについて合意している場合は、この限りでない。

(B) 非同期運用を行うローカル5Gの無線局が同期運用を行う携帯無線通信を行う無線局に対して混信その他の妨害を与えていたり可能性が明らかになつた場合に限り、当該携帯無線通信を行う無線局の免許人に対し、混信その他の妨害を与えていたり非同期運用を行うローカル5Gの無線局の免許人の情報が開示される旨が了解されていること。

(C) H P U E を運用する場合は、4.5GHzから4.6GHzまで、4.9GHzから5.0GHzまで、27.8GHzから28.2GHzまで又は29.1GHzから29.5GHzまでの周波数を使用し携帯無線通信を行う無線局との間で干渉が発生する場合等に備え、当該携帯無線通信を行う無線局の免許人ととの間で事前に連絡先の交換が行われていること

。

[新設]

B [同左]

同期運用又は準同期運用を行うこと。ただし、当該携帯無線通信を行う無線局の免許人との間で混信その他の妨害を与えないことについて合意している場合は、この限りでない。また、非同期運用を行うローカル5Gの免許人について、同期運用を行う携帯無線通信を行う無線局の免許人に対して混信その他の妨害を与えていたり可能性が明らかになつた場合に限り、当該免許人の情報が開示される旨が了解されていること。

C 公共業務用無線局

4.8GHzから4.9GHzまでの周波数を使用し、等価等方輻射電力が25dBm/MHz以下であって、基地局又は陸上移動中継局を別紙(16)－3の地域に設置する場合は、4.6GHzから4.8GHzまでの周波数における基地局又は陸上移動中継局の不要発射の強度が-16dBm/MHz以下となっていることが明らかにされていること。ただし、屋内に設置するものであって、等価等方輻射電力が、25dBm/MHz以下である場合は、この限りではない。

〔(ヶ)・(コ) 略〕

(サ) その他

[A 略]

B 免許に際しては、電波法第104条の2の規定により次の条件を付すものとする。

〔(A)～(D) 略〕

〔E〕 H P U Eの免許

「この無線局の運用は、移動範囲が業務区域内であることとし、当該業務区域内におけるこの無線局の運用により、他の無線局に有害な混信を与えないことが確認されている場合に限る。」

ウ 公共業務用及び一般業務用

公共業務用及び一般業務の審査は、イの電気通信業務用((イ)通信の相手方、(ア)周波数の指定、(カ)空中線電力の指定、(エ)無線設備の工事設計、(ク)他の無線局との干渉調整等、(ケ)無線設備のサイバーセキュリティ対策の実施、(コ)地域社会の諸課題の解決に寄与する計画等、(サ)その他)の基準を準用するほか、次の基準により行う。

〔(ア)・(イ) 略〕

(ウ) 無線設備の設置場所等

無線設備の設置場所等は、次の条件に適合すること。

A 基地局及び陸上移動中継局の設置場所

C [同左]

4.8GHzから4.9GHzまでの周波数を使用し、等価等方輻射電力が25dBm/MHz以下であって、基地局を別紙(16)－2の地域に設置する場合は、4.6GHzから4.8GHzまでの周波数における基地局の不要発射の強度が-16dBm/MHz以下となっていることが明らかにされていること。ただし、屋内に設置するものであって、等価等方輻射電力が、25dBm/MHz以下である場合は、この限りではない。

〔(ヶ)・(コ) 同左〕

(サ) [同左]

[A 同左]

B [同左]

〔(A)～(D) 同左〕

[新設]

ウ [同左]

[同左]

〔(ア)・(イ) 同左〕

(ウ) [同左]

[同左]

A 基地局の設置場所

[(A)～(C) 略]

(D) 4.8GHzから4.9GHzまでの周波数を使用する基地局及び陸上移動中継局については、等価等方輻射電力が25dBm/MHzを超える場合に、無線局免許手続規則第2条の2により総務大臣が告示する地域に設置していないこと。

(E) フェムトセル基地局については、無線設備の全部又は一部（空中線を含む部分に限る。）の設置場所が屋内であること。

[B 略]

C 陸上移動局（中継を行うものを除く。）の移動範囲

[(A) 略]

(B) その他のもの

陸上（河川、湖沼その他これらに準ずる水域を含む。）の範囲内であって、当該免許人の業務区域内又は当該免許人と業務委託契約を締結した他の事業者がサービスの提供を行う区域内であること。

D 陸上移動局（中継を行うものに限る。）の移動範囲

(A) 4.6GHzから4.8GHzまでの周波数を使用するもの
屋内であって、当該免許人の業務区域内又は当該免許人と業務委託契約を締結した他の事業者がサービスの提供を行う区域内であること。また、令和2年総務省告示第399号別表第一に定める地域並びに北海道、新潟県及び石川県の地域のうち、同表に定める地域以外の地域を含まないこと。

(B) 4.8GHzから4.9GHzまでの周波数を使用するもの
当該免許人の業務区域内又は当該免許人と業務委託契約を締結した他の事業者がサービスの提供を行う区域内であること。

別紙(16)-1 カバーエリア及び調整対象区域の算出法

カバーエリア及び調整対象区域は、基地局、陸上移動中継局

[(A)～(C) 同左]

(D) 4.8GHzから4.9GHzまでの周波数を使用する基地局については、等価等方輻射電力が25dBm/MHzを超える場合に、無線局免許手続規則第2条の2により総務大臣が告示する地域に設置していないこと。

[新設]

[B 同左]

C 陸上移動局の移動範囲

[(A) 同左]

(B) [同左]

陸上（河川、湖沼その他これらに準ずる水域を含む。）の範囲内であって、当該免許人の業務区域内又は当該事業者と業務委託契約を締結した他の事業者のサービスの提供を行う区域内であること。

[新設]

別紙(16)-1 [同左]

カバーエリア及び調整対象区域は、基地局が発射し、陸上移

又は陸上移動局（中継を行うものに限る。）が発射し、陸上移動局（中継を行うものを除く。）が受信する電波の受信電力が基準値以上となる範囲として地図上に描画するものとし、その算出は次により行う。

(1) 4.6GHzから4.9GHzまでの周波数を使用する場合

1 基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局（中継を行うものに限る。）（以下この別紙¹⁶-1において「基地局等」という。）の諸元

[略]

2 陸上移動局（中継を行うものを除く。）の諸元

カバーエリア及び調整対象区域を算出するに当たって使用する陸上移動局（中継を行うものを除く。）の諸元は、次のとおりとする。

[略]

[3 略]

4 描画の精度

カバーエリア及び調整対象区域の算出に当たっては、100m メッシュ（昭和48年行政管理庁告示第143号第1項第1号に規定する基準地域メッシュを経度方向及び緯度方向に十等分してできる区域のことをいう。）相当以上の精度の地形情報をもとに算出して描画すること。ただし、詳細な地形情報の入手が困難な場合その他特に必要がある場合は、この限りではない。

5 伝搬等に関する計算式

伝搬等に応じて受信電力を算出する際の計算式は、次のとおりとする。

$$Pr = Pt + Gt - Lf + Gr - L - 4$$

Pr [dBm] : 受信レベル(受信電力)

Pt [dB] : 送信電力(基地局等の空中線電力)

Gt [dBi] : 送信アンテナ利得

Lf [dB] : 基地局等の給電線損失

動局が受信する電波の受信電力が基準値以上となる範囲として地図上に描画するものとし、その算出は次により行う。

(1) [同左]

1 基地局の諸元

[同左]

2 陸上移動局の諸元

カバーエリア及び調整対象区域を算出するに当たって使用する陸上移動局の諸元は、次のとおりとする。

[同左]

[3 同左]

4 [同左]

カバーエリア及び調整対象区域の算出に当たっては、100m メッシュ相当以上の精度の地形情報をもとに算出して描画すること。ただし、詳細な地形情報の入手が困難な場合その他特に必要がある場合には100m メッシュ相当以上の精度の地形情報をもとに算出することができる。

5 [同左]

[同左]

$$Pr = Pt + Gt - Lf + Gr - L - 4$$

Pr [dBm] : 受信レベル(受信電力)

Pt [dB] : 送信電力(基地局の空中線電力)

Gt [dBi] : 送信アンテナ利得

Lf [dB] : 基地局の給電線損失

Gr [dBi] : 受信アンテナ利得

L [dB] : 伝搬損失(注)

(注) 伝搬損失Lは自由空間伝搬損失式及び拡張秦式を基礎として算出することとし、送受信間距離 d_{xy} によって以下の式で算出する。なお、以下の②又は③で得られる伝搬損失Lが①より小さな値の場合、Lは①の値に変更する。

① $d_{xy} \leq 0.04\text{km}$ の場合

$$L=L_0$$

$$=32.4+20\log_{10}(f)+10\log_{10}\{(d_{xy})^2+(H_b-H_m)^2/10^6\}+R$$

f (MHz) ; 使用する周波数

H_b (m) ; 基地局等の空中線地上高

d_{xy} (km) ; 基地局等と伝搬損失を算定する地点との距離

H_m (m) ; 移動局（中継を行うものを除く。）の空中線地上高。第2項の定めるところによる。

R (dB) ; 基地局等を屋内に設置する場合の建物侵入損（16.2）。実際の建物侵入損が明確な場合は、明示の上、建物に応じた値を適用する。

② $0.04\text{km} < d_{xy} < 0.1\text{km}$ の場合

$$L=L_0+\{2.51\times\log_{10}(d_{xy})+3.51\}\times\{L_H-L_0\}$$

d_{xy} (km) ; 基地局等と伝搬損失を算定する地点との距離

③ $d_{xy} \geq 0.1\text{km}$ の場合

$$L=L_H=46.3+33.9\log_{10}(2000)+10\log_{10}(f/2000)-13.82\log_{10}(\max(30, H_b))+\{44.9-6.551\log_{10}(\max(30, H_b))\}(\log_{10}(d_{xy}))^\alpha-a(H_m)-b(H_b)+R-K-S$$

f (MHz) ; 使用する周波数

H_b (m) ; 基地局等の空中線地上高

d_{xy} (km) ; 基地局等と伝搬損失を算定する地点との距離

H_m (m) ; 移動局（中継を行うものを除く。）の空中線地

Gr [dBi] : 受信アンテナ利得

L [dB] : 伝搬損失(注)

(注) 伝搬損失Lは自由空間伝搬損失式及び拡張秦式を基礎として算出することとし、送受信間距離 d_{xy} によって以下の式で算出する。なお、以下の②又は③で得られる伝搬損失Lが①より小さな値の場合、Lは①の値に変更する。

① [同左]

$$L=L_0$$

$$=32.4+20\log_{10}(f)+10\log_{10}\{(d_{xy})^2+(H_b-H_m)^2/10^6\}+R$$

f (MHz) ; 使用する周波数

H_b (m) ; 基地局の空中線地上高

d_{xy} (km) ; 基地局と伝搬損失を算定する地点との距離

H_m (m) ; 移動局の空中線地上高。第2項の定めるところによる。

R (dB) ; 基地局を屋内に設置する場合の建物侵入損（16.2）。実際の建物侵入損が明確な場合は、明示の上、建物に応じた値を適用する。

② [同左]

$$L=L_0+\{2.51\times\log_{10}(d_{xy})+3.51\}\times\{L_H-L_0\}$$

d_{xy} (km) ; 基地局と伝搬損失を算定する地点との距離

③ [同左]

$$L=L_H=46.3+33.9\log_{10}(2000)+10\log_{10}(f/2000)-13.82\log_{10}(\max(30, H_b))+\{44.9-6.551\log_{10}(\max(30, H_b))\}(\log_{10}(d_{xy}))^\alpha-a(H_m)-b(H_b)+R-K-S$$

f (MHz) ; 使用する周波数

H_b (m) ; 基地局の空中線地上高

d_{xy} (km) ; 基地局と伝搬損失を算定する地点との距離

H_m (m) ; 移動局の空中線地上高。第2項の定めるところ

上高。第2項の定めるところによる。

$R(\text{dB})$; 基地局等を屋内に設置する場合の建物侵入損（16.2）。実際の建物侵入損が明確な場合は、明示の上、建物に応じた値を適用する。

α ; 遠距離に対して考慮する係数であり、下記による。

$$\alpha = \begin{cases} 1 & : d_{xy} \leq 20\text{km} \\ 1 + (0.14 + 1.87 \times 10^{-4} f + 1.07 \times 10^{-3} H_b) \left(\log_{10} \left(\frac{d}{20} \right) \right)^{0.8} & : 20\text{km} < d_{xy} < 100\text{km} \end{cases}$$

$a(H_m)$; 移動局（中継を行うものを除く。）の高さに対して考慮する補正項であり、下記による。

$$a(H_m) = \begin{cases} 0.057 & : \text{中小都市の場合} \\ -0.00092 & : \text{大都市の場合} \end{cases}$$

大都市；市街地のうち特に大規模な都市の領域であって、おおむね5階建て以上の建物が密集した地域

中小都市；市街地のうち、大都市に相当する地域以外のもの

$b(H_b)$; 基地局等の空中線地上高に対して考慮する補正項であり、下記による。

$$b(H_b) = \begin{cases} 0 & : H_b \geq 30m \\ 20 \log_{10}(H_b/30) & : H_b < 30m \end{cases}$$

K ; 地形情報データにより算入し難い地形の影響等の補正値であり、通常は0とし、地形水面の反射、小規模の見通し外伝搬の影響等を特に考慮する必要のある場合に算入する。

$S(\text{dB})$; 市街地、郊外地及び開放地に対して考慮する補正値であり、下記による。

- (1) 市街地（都市の中心部であって、2階建て以上の建物の密集地や建物と繁茂した高い樹木の混合地域など）； $S=0.0$
- (2) 郊外地（樹木、家屋等の散在する田園地帯、郊外の街道筋など移動局近傍に障害物はあるが密集し

による。

$R(\text{dB})$; 基地局を屋内に設置する場合の建物侵入損（16.2）。実際の建物侵入損が明確な場合は、明示の上、建物に応じた値を適用する。

α ; 遠距離に対して考慮する係数であり、下記による。

$$\alpha = \begin{cases} 1 & : d_{xy} \leq 20\text{km} \\ 1 + (0.14 + 1.87 \times 10^{-4} f + 1.07 \times 10^{-3} H_b) \left(\log_{10} \left(\frac{d}{20} \right) \right)^{0.8} & : 20\text{km} < d_{xy} < 100\text{km} \end{cases}$$

$a(H_m)$; 移動局高に対して考慮する補正項であり、下記による。

$$a(H_m) = \begin{cases} 0.057 & : \text{中小都市の場合} \\ -0.00092 & : \text{大都市の場合} \end{cases}$$

大都市；市街地のうち特に大規模な都市の領域であって、おおむね5階建て以上の建物が密集した地域

中小都市；市街地のうち、大都市に相当する地域以外のもの

$b(H_b)$; 基地局高に対して考慮する補正項であり、下記による。

$$b(H_b) = \begin{cases} 0 & : H_b \geq 30m \\ 20 \log_{10}(H_b/30) & : H_b < 30m \end{cases}$$

K ; 地形情報データにより算入し難い地形の影響等の補正値であり、通常は0とし、地形水面の反射、小規模の見通し外伝搬の影響等を特に考慮する必要のある場合に算入する。

$S(\text{dB})$; 市街地、郊外地及び開放地に対して考慮する補正値であり、下記による。

- (1) 市街地（都市の中心部であって、2階建て以上の建物の密集地や建物と繁茂した高い樹木の混合地域など）； $S=0.0$
- (2) 郊外地（樹木、家屋等の散在する田園地帯、郊外の街道筋など移動局近傍に障害物はあるが密集し

ていない地域) ; S=12.3

(3) 開放地 (電波の到来方向に高い樹木、建物などの妨害物がない開けた地域で、目安として前方300～400m以内が開けているような畠地・田地・野原など) ; S=32.5

(2) 28.2GHzから29.1GHzまでの周波数を使用する場合

1 基地局等の諸元

[略]

2 陸上移動局（中継を行うものを除く。）の諸元

カバーエリア及び調整対象区域を算出するに当たって使用する陸上移動局（中継を行うものを除く。）の諸元は、次のとおりとする。

[略]

[3 略]

4 描画の精度

カバーエリア及び調整対象区域の算出に当たっては、100m メッシュ（昭和48年行政管理庁告示第143号第1項第1号に規定する基準地域メッシュを経度方向及び緯度方向に十等分してできる区域のことをいう。）相当以上の精度の地形情報をもとに算出して描画すること。ただし、詳細な地形情報の入手が困難な場合その他特に必要がある場合は、この限りではない。

5 伝搬等に関する計算式

伝搬等に応じて受信電力を算出する際の計算式は、次のとおりとする。

$$Pr = Pt + Gt - Lf + Gr - L - 4$$

Pr [dBm] : 受信レベル(受信電力)

Pt [dB] : 送信電力(基地局等の空中線電力)

Gt [dBi] : 送信アンテナ利得

Lf [dB] : 基地局等の給電線損失

Gr [dBi] : 受信アンテナ利得

ていない地域) ; S=12.3

(3) 開放地 (電波の到来方向に高い樹木、建物などの妨害物がない開けた地域で、目安として前方300～400m以内が開けているような畠地・田地・野原など) ; S=32.5

(2) [同左]

1 基地局の諸元

[同左]

2 陸上移動局の諸元

カバーエリア及び調整対象区域を算出するに当たって使用する陸上移動局の諸元は、次のとおりとする。

[同左]

[3 同左]

4 [同左]

カバーエリア及び調整対象区域の算出に当たっては、100m メッシュ相当以上の精度の地形情報をもとに算出して描画すること。ただし、詳細な地形情報の入手が困難な場合その他特に必要がある場合には100m メッシュ相当以上の精度の地形情報をもとに算出することができる。

5 [同左]

[同左]

$$Pr = Pt + Gt - Lf + Gr - L - 4$$

Pr [dBm] : 受信レベル(受信電力)

Pt [dB] : 送信電力(基地局の空中線電力)

Gt [dBi] : 送信アンテナ利得

Lf [dB] : 基地局の給電線損失

Gr [dBi] : 受信アンテナ利得

L [dB] : 伝搬損失(注)

(注) 伝搬損失 L は勧告ITU-R P. 1411を基礎として算出することとし、以下の式で算出する。

① 屋外で見通し外の場合(陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局等が見通せない場合)

$$L=32.11\log_{10}(d/d_{RD})+L_{dRD}$$

$$d_{RD}=(0.25d_3+0.25d_4-0.16d_1-0.35d_2)\log_{10}(f)+0.25d_1+0.56d_2+0.10d_3+0.10d_4$$

f (GHz) : 指定周波数

d_{RD} の値は、以下の式のkに0から4までの値を入力し、その値を求めて、上記の式に値を入力し算出すること
 $d_k=\sqrt{((25(h1-1.5)\times(2k+1)/2(hr-1.5)-25k)/\sin(\pi/2))^2+(h1-1.5)^2}$

$$L_{dRD}=L_{dk}+(L_{dk+1}-L_{dk})/(d_{k+1}-d_k)\times(d_{RD}-d_k)$$

$(d_k \leq d_{RD} \leq d_{k+1})$

L_{dRD} の値は、以下の式にkに0から4までの値を入力し、全ての値を求めて、上記の条件の範囲内の値を入力し算出すること。

[削る]

$$L_{dk}=20\log_{10}(4\pi\sqrt{((25(h1-1.5)\times(2k+1)/2(hr-1.5)/\sin\phi_k)^2+(h1-1.5)^2)/0.4k/\lambda})$$

$$\phi_k=\tan^{-1}((25(h1-1.5)\times(2k+1)/2(hr-1.5)/(25(h1-1.5)\times(2k+1)/2(hr-1.5)-25k)\times\tan(\pi/2))$$

$d(m)$: 基地局等から陸上移動局（中継を行うものは除く。）までの距離

$h1(m)$: 基地局等の空中線地上高

$hr(m)$: 以下の条件に応じて指定する平均建物高

条件	値(m)
概ね5階までの建物が密集する	15

L [dB] : 伝搬損失(注)

(注) 伝搬損失 L は勧告ITU-R P. 1411を基礎として算出することとし、以下の式で算出する。

① 屋外で見通し外の場合(陸上移動局から基地局が見通せない場合)

$$L=32.11\log_{10}(d/d_{RD})+L_{dRD}$$

$$d_{RD}=(0.25d_3+0.25d_4-0.16d_1-0.35d_2)\log_{10}(f)+0.25d_1+0.56d_2+0.10d_3+0.10d_4$$

f (GHz) : 指定周波数

d_{RD} の値は、以下の式のkに0から4までの値を入力し、その値を求めて、上記の式に値を入力し算出すること
 $d_k=\sqrt{((25(h1-1.5)\times(2k+1)/2(hr-1.5)-25k)/\sin(\pi/2))^2+(h1-1.5)^2}$

$$L_{dRD}=L_{dk}+(L_{dk+1}-L_{dk})/(d_{k+1}-d_k)\times(d_{RD}-d_k)$$

$(d_k \leq d_{RD} \leq d_{k+1})$

L_{dRD} の値は、以下の式にkに0から4までの値を入力し、全ての値を求めて、上記の条件の範囲内の値を入力し算出すること。

$$d_k=\sqrt{((25(h1-1.5)\times(2k+1)/2(hr-1.5)-25k)/\sin(\pi/2))^2+(h1-1.5)^2}$$

$$L_{dk}=20\log_{10}(4\pi\sqrt{((25(h1-1.5)\times(2k+1)/2(hr-1.5)/\sin\phi_k)^2+(h1-1.5)^2)/0.4k/\lambda})$$

$$\phi_k=\tan^{-1}((25(h1-1.5)\times(2k+1)/2(hr-1.5)/(25(h1-1.5)\times(2k+1)/2(hr-1.5)-25k)\times\tan(\pi/2))$$

$d(m)$: 基地局から陸上移動局までの距離

$h1(m)$: 基地局の高さ(アンテナ高)

$hr(m)$: 以下の条件に応じて指定する平均建物高

条件	値(m)
概ね5階までの建物が密集する	15

地域に <u>基地局等</u> を開設する場合	
概ね3階までの建物が密集する 地域に <u>基地局等</u> を開設する場合	10
概ね2階までの建物が密集する 地域に <u>基地局等</u> を開設する場合	6
概ね平屋が散在する地域や田園 地域の場合	3

λ (m) : 指定周波数の波長

- ② 見通せる場合(陸上移動局(中継を行うものを除く。)
から基地局等が見通しの場合)

$$L=20\log_{10}(4\pi d/\lambda)$$

d (m) : 基地局等から陸上移動局(中継を行うものを除く。
)までの距離

λ (m) : 指定周波数の波長

- ③ 屋内の場合(基地局等を屋内に設置する場合)

$$L=20\log_{10}(4\pi d/\lambda)+R$$

d (m) : 基地局等から陸上移動局(中継を行うものを除く。
)までの距離

λ (m) : 指定周波数の波長

R(dB) : 建物侵入損(20.1)

別紙(16)-2 HPUE調整区域に係る業務区域の境界からの離隔距離

HPUE調整区域は、HPUEが発射し、他の免許人の基地局及び陸上移動中継局が受信する電波の受信電力が許容干渉レベル以上となる範囲として地図上に描画するものとし、描画の精度及び業務区域の境界からの離隔距離は以下のとおりとする。

- (1) 4.8GHzから4.9GHzまでの周波数を使用する場合

地域に <u>基地局</u> を開設する場合	
概ね3階までの建物が密集する 地域に <u>基地局</u> を開設する場合	10
概ね2階までの建物が密集する 地域に <u>基地局</u> を開設する場合	6
概ね平屋が散在する地域や田園 地域の場合	3

λ (m) : 指定周波数の波長

- ② 見通せる場合(陸上移動局から基地局が見通しの場合)

$$L=20\log_{10}(4\pi d/\lambda)$$

d (m) : 基地局から陸上移動局までの距離

λ (m) : 指定周波数の波長

- ③ 屋内の場合(基地局を屋内に設置する場合)

$$L=20\log_{10}(4\pi d/\lambda)+R$$

d (m) : 基地局から陸上移動局までの距離

λ (m) : 指定周波数の波長

R(dB) : 建物侵入損(20.1)

[新設]

1 描画の精度

H P U E 調整区域の描画に当たっては、100mメッシュ（昭和48年行政管理庁告示第143号第1項第1号に規定する基準地域メッシュを経度方向及び緯度方向に十等分してできる区域のことをいう。）相当以上の精度の地形情報をもとに描画すること。ただし、詳細な地形情報の入手が困難な場合その他特に必要がある場合は、この限りではない。

2 業務区域の境界からの離隔距離

ア 業務範囲に屋外を含む場合

1,155m

イ 業務範囲が屋内ののみの場合

133m

(2) 28.2GHzから29.1GHzまでの周波数を使用する場合

1 描画の精度

H P U E 調整区域の描画に当たっては、100mメッシュ（昭和48年行政管理庁告示第143号第1項第1号に規定する基準地域メッシュを経度方向及び緯度方向に十等分してできる区域のことをいう。）相当以上の精度の地形情報をもとに描画すること。ただし、詳細な地形情報の入手が困難な場合その他特に必要がある場合は、この限りではない。

2 業務区域の境界からの離隔距離

ア 業務範囲に屋外を含む場合

以下の表のとおりとする。

<u>H P U E を運用する地域の周辺環境</u>	<u>アンテナの種別</u>	
<u>概ね5階までの建物が密集する地域</u>	<u>指向性</u>	<u>無指向性</u>
<u>概ね3階までの建物が密集する地域</u>	<u>193m</u>	<u>57m</u>
<u>概ね2階までの建物が密集する地域</u>	<u>466m</u>	<u>137m</u>
	<u>905m</u>	<u>268m</u>

<u>概ね平屋が散在する地域又は田園地域</u>	<u>1,739m</u>	<u>514m</u>
--------------------------	---------------	-------------

イ 業務範囲が屋内ののみの場合

以下の表のとおりとする。

<u>H P U E を運用する地域の周辺環境</u>	<u>アンテナの種別</u>	
	<u>指向性</u>	<u>無指向性</u>
<u>概ね5階までの建物が密集する地域</u>	<u>46m</u>	<u>15m</u>
<u>概ね3階までの建物が密集する地域</u>	<u>109m</u>	<u>33m</u>
<u>概ね2階までの建物が密集する地域</u>	<u>214m</u>	<u>64m</u>
<u>概ね平屋が散在する地域又は田園地域</u>	<u>412m</u>	<u>122m</u>

別紙(16)-3 基地局及び陸上移動中継局の不要発射の強度に条件が課せられる設置場所について

4.8GHzから4.9GHzまでの周波数を使用し、等価等方輻射電力が25dBm/MHz以下であり、基地局又は陸上移動中継局を以下の地域に設置する場合は、4.6GHzから4.8GHzまでの周波数における基地局の不要発射の強度が-16dBm/MHz以下となっていることが明らかにされていること。

[表 略]

(17) 自営等広帯域移動無線アクセスシステムの無線局

ア 用語の意義

この(17)において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

[(ア)～(エ) 略]

(オ) 「H P U E」とは、陸上移動局（中継（自営等BWAにおいて行われる無線通信の中継をいう。以下この(17)において同じ。）を行うものを除く。）のうち、その等価

別紙(16)-2 基地局の不要発射の強度に条件が課せられる設置場所について

4.8GHzから4.9GHzまでの周波数を使用し、等価等方輻射電力が25dBm/MHz以下であり、基地局を以下の地域に設置する場合は、4.6GHzから4.8GHzまでの周波数における基地局の不要発射の強度が-16dBm/MHz以下となっていることが明らかにされていること。

[表 同左]

(17) [同左]

ア [同左]

[同左]

[(ア)～(エ) 同左]

[新設]

等方輻射電力が30dBmから33dBmまでのものをいう。

(カ)～(ケ) [略]

(コ) 「H P U E調整区域」とは、申請に係るH P U Eが発する電波により、他の免許人所属の自営等B W Aの無線局との間で混信が生じることを回避するための調整の要否を判断するための区域であって、業務区域の境界から別紙(1)-2に規定する離隔距離だけ外側の地点の集合が境界となる区域のことをいう。

(サ)～(シ) [略]

イ 電気通信業務用

〔ア〕～〔カ〕 略

(エ) 無線設備の設置場所等

無線設備の設置場所等は、次の条件に適合すること。

A 基地局等の設置場所等

〔(A)・(B) 略〕

(C) フェムトセル基地局（設備規則第49条の28第5項、第49条の29第5項又は第49条の29の2第6項に規定する無線設備を使用する基地局をいう。）については、無線設備の全部又は一部（空中線を含む部分に限る。）の設置場所が屋内であること。

〔B 略〕

C 陸上移動局の移動範囲

陸上（河川、湖沼その他これらに準ずる水域を含む。）の範囲内であって、当該電気通信事業者の業務区域内又は当該事業者と業務委託契約を締結した他の事業者がサービスの提供を行う区域内のものであること。なお、機能試験用無線局のものは、当該電気通信事業者の業務区域内であること。

〔オ〕 略

(カ) 空中線電力の指定

空中線電力の指定については、次のとおり指定する。

(オ)～(ケ) [同左]

[新設]

(ケ)～(ト) [同左]

イ [同左]

〔(ア)～(ウ) 同左〕

(エ) [同左]

[同左]

A [同左]

〔(A)・(B) 同左〕

(C) フェムトセル基地局（設備規則第49条の28第5項又は第49条の29第5項に規定する無線設備を使用する基地局をいう。）については、無線設備の全部又は一部（空中線を含む部分に限る。）の設置場所が屋内であること。

〔B 同左〕

C 陸上移動局の移動範囲

陸上（河川、湖沼その他これらに準ずる水域を含む。）の範囲内であって、当該電気通信事業者の業務区域内又は当該事業者と業務委託契約を締結した他の事業者がサービスの提供を行う区域内のものであること。なお、機能試験用無線局のものは、当該電気通信事業者の業務区域内であること。

〔オ〕 同左

(カ) [同左]

[同左]

[A 略]

B 陸上移動局

空中線電力は、設備規則第49条の29に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局にあっては800mW（基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合にあっては、200mW）以下の値、設備規則第49条の29の2に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局にあっては800mW（単数の空中線端子を用いた送信を行う場合にあっては400mW）以下の値、設備規則第49条の29の2に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局（中継を行うものに限る。）にあっては200mW（非再生中継方式による中継を行う場合にあっては、全搬送波の総電力とし、陸上移動局に対する送信と基地局に対する送信を同時送信可能な空中線電力が200mW）以下の値とする。

[C 略]

(+) 無線設備の工事設計

次の条件を満足するものであること。

[A 略]

B 陸上移動局（中継を行うものを除く。）の工事設計

空中線利得は、4 dBi以下（ただし、等価等方輻射電力が絶対利得4 dBiの空中線に800mWの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができる。）であること。

C 陸上移動局（中継を行うものに限る。）の工事設計

空中線利得は、次のとおりであること。

[A 同左]

B [同左]

空中線電力は、設備規則第49条の29に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局にあっては400mW（基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合、またはキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあっては、200mW）以下の値、設備規則第49条の29の2に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局にあっては400mW（キャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあっては、200mW）以下の値とする。

[C 同左]

(+) [同左]

[同左]

[A 同左]

B [同左]

空中線利得は、4 dBi以下（空中線電力が200mWを超える場合にあっては1 dBi以下。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得1 dBiの空中線に400mWの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができる。）であること。

C [同左]

空中線利得は、基地局と通信を行うものにあっては5 dBi以下、陸上移動局と通信を行うものにあっては2 dBi以下であること。

(A) 設備規則第49条の28に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局であって、基地局と通信を行うものにあっては5 dBi以下、陸上移動局と通信を行うものにあっては2 dBi以下であること。

(B) 設備規則第49条の29又は第49条の29の2に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局にあっては、4 dBi以下であること。

D 陸上移動中継局の工事設計

空中線利得は、次のとおりであること。

(A) 設備規則第49条の28に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局であって、基地局と通信を行うものにあっては5 dBi以下、陸上移動局と通信を行うものにあっては17dBi以下であること。

(B) 設備規則第49条の29に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局であって、基地局と通信を行うものにあっては4 dBi以下、陸上移動局と通信を行うものにあっては17dBi以下であること。

(C) 設備規則第49条の29の2に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局であって、基地局と通信を行うものにあっては4 dBi以下（ただし、等価等方輻射電力が絶対利得4 dBiの空中線に400mW（複数の空中線端子を用いた送信の場合は800mW）の空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができる。）陸上移動局と通信を行うものにあっては17dBi以下であること。

(ク) 混信等の防止

AからCに掲げる各事項について、整理された資料が添付されていること。

[新設]

[新設]

D [同左]

空中線利得は、基地局と通信を行うものにあっては17dBi以下、陸上移動局と通信を行うものにあっては5 dBi以下であること。

[新設]

[新設]

[新設]

(ク) [同左]

[同左]

[A 略]

B 他の免許人所属の自営等BWA及び地域広帯域移動無線アクセスシステムとの干渉調整等

[(A)～(J) 略]

(K) 陸上移動局（中継を行うものに限る。）の調整対象区域は、業務区域内を移動する場合は、その移動範囲を考慮して設定されており、その範囲が通信の相手方である基地局又は陸上移動中継局の調整対象区域内に収まっていること。

(L) H P U Eの申請にあっては、次に掲げる事項が地図上に記された資料（申請者の連絡先を含む。）が添付されていること。また、当該資料の添付にあっては、干渉調整のために必要な場合に限り、当該資料が開示される旨が了解されていること。

a 業務区域

b H P U E調整区域

(M) 申請に係るH P U E調整区域が、他の免許人所属の自営等BWA又は地域広帯域移動無線アクセスシステムの基地局又は陸上移動中継局の設置場所を含んでいないこと。ただし、当該他の免許人の業務の遂行上、有害な混信がないことが明らかにされている場合は、この限りではない。

[C 略]

(ヶ) その他

[A～C 略]

D 免許に際しては、電波法第104条の2の規定により次の条件を付すものとする。

[(A)・(B) 略]

(C) H P U Eの免許

「この無線局の運用は、業務区域内に限り、当該業務区域内における無線局の運用により、他の無線

[A 同左]

B [同左]

[(A)～(J) 同左]

[新設]

[新設]

[新設]

[C 同左]

(ヶ) [同左]

[A～C 同左]

D [同左]

[(A)・(B) 同左]

[新設]

局に有害な混信を与えないことが確認されている場合に限る。」

[ウ 略]

[別紙(17)-1 略]

別紙(17)-2 HPUE調整区域の算出法

HPUE調整区域は、HPUEが発射し、他の免許人の基地局及び陸上移動中継局が受信する電波の受信電力が許容干渉レベル以上となる範囲として地図上に描画するものとし、描画の精度及び業務区域の境界からの離隔距離は以下のとおりとする。

◦ 1 描画の精度

HPUE調整区域の描画に当たっては、100mメッシュ（昭和48年行政管理庁告示第143号第1項第1号に規定する基準地域メッシュを経度方向及び緯度方向に十等分してできる区域のことをいう。）相当以上の精度の地形情報をもとに描画すること。ただし、詳細な地形情報の入手が困難な場合その他特に必要がある場合は、この限りではない。

2 業務区域の境界からの離隔距離

ア 業務範囲に屋外を含む場合

1,812m

イ 業務範囲が屋内ののみの場合

234m

[(18) 略]

[第3～第5 略]

附 則

この訓令は、令和*年**月**日から施行する。

[ウ 同左]

[別紙(17)-1 同左]

[新設]

[(18) 同左]

[第3～第5 同左]